高鍋町総合計画　第五次基本構想

住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」

～子どもがにぎわうまちづくり～

後期基本計画の策定に関する基本方針

～前期計画の評価と後期計画検討のための課題整理～

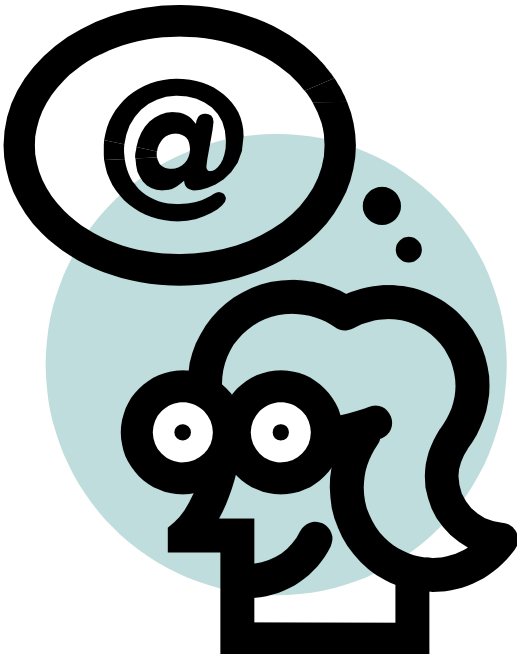

平成２５年１０月

政策推進課

＜ 目　　次 ＞

１章　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１．策定の趣旨
２．後期基本計画策定に関する基本方針
３．計画期間
４．策定体制

２章　現状分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１．人口の状況
２．財政の状況

３章　前期基本計画の実績と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
１．心豊かな人づくり
２．環境にやさしく快適なまちづくり
３．健康福祉のまちづくり
４．地域資源を活かした元気なまちづくり
５．町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

４章　後期基本計画の策定に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３
１．見直しのポイント
２．人口推計
３．財政推計

１．策定の趣旨

本町では、平成２２年度から平成２８年度までを計画期間とし、『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』を将来像に掲げた高鍋町総合計画を策定し、町政運営の基本となる指針を示した最上位の計画として、まちづくりを進めています。

この計画は、基本構想、基本計画そして実施計画で構成されています。目指す町の将来像を定める『基本構想』を大きな目的とすると、その目的を達成するために必要な基本施策・基本目標を総合的かつ体系的に明らかにしたものが『基本計画』、その手段の具体的な個別事務事業を明らかにしたものが『実施計画』となります。

この度、平成２４年度をもって基本計画における前期の計画期間が終了したことから、平成２８年度までの後期に係る基本計画を策定するものです。

本来であれば、平成２４年度中に見直しを行い、平成２５年度からの４年間を後期基本計画の計画期間とするところでありますが、本計画より、首長の改選時期に合わせ計画期間を設定したことから、平成２５年度に見直しを行うこととします。

２．後期基本計画策定に関する基本方針

基本構想部分については、平成２８年度まで計画期間があることから、基本的に継承することとし、大幅な見直しは行いません。

また、基本計画部分については、策定当時と社会情勢等背景の変化や実施計画（事務事業）との整合性を図りながら、また、５つの政策分野（①歴史、伝統・文化、教育、②環境、景観、安全・安心、③福祉・保健・医療、④産業、観光、⑤協働、行財政）ごとに前期計画の実績の評価、課題の抽出を行い、これらの課題を議論した上で、後期基本計画に反映させていきます。

また、総合計画策定の根拠である地方自治法第２条第４項の規定が自治法改正により削除され、策定の義務、議決の必要性はなくなりましたが、高鍋町総合計画第５次基本構想の計画期間が平成２８年度まであることから、後期基本計画は策定するものの、議会への報告を行うのみとします。

３．計画期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間とあわせて平成２５年度から平成２８年度までの４年間とします。

４．策定体制

①高鍋町総合計画審議会

条例に基づいた高鍋町総合計画審議会を設置し、後期基本計画の策定を行います。

②高鍋町総合計画推進本部

要綱に基づいた高鍋町総合計画推進本部を設置し素案の検討を行います。その下部組織として実務者レベル（課長補佐級）のＰＴ会議を設置し、評価及び課題の抽出、施策体系などの見直しを行います。

高鍋町総合計画審議会

【委員】学識経験者など各分野から選出された３０名以内の委員
町長より諮問を受けた総合計画の素案について、審議し最終的な答申を行う。

諮問　　答申

高鍋町総合計画推進本部

【委員】本部長：町長、副本部長：副町長、本部員：教育長、各課（局）長
ＰＴ会議より提案された素案の検討を行い、審議会へ諮問を行う。

素案　　課題

高鍋町総合計画ＰＴ会議

【委員】全課の課長補佐級の職員
前期基本計画の実績及び課題の抽出を行い、後期基本計画の叩き台となる素案の検討を行う。また、推進本部より与えられた課題の検討を行う。

５．策定スケジュール

	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
総合計画ＰＴ会議		評価・課題の抽出	素案の検討	
総合計画審議会			● ● ●	●
総合計画推進本部			● ● ●	●
町民意識調査				
意見聴取				●
議会報告				●

【参考】

○高鍋町総合計画審議会条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（諮問）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

（委員）

第３条　審議会は、委員３０人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

（会長）

第４条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５８年８月１日条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年６月２４日条例第１４号）抄

１　この条例は、昭和６０年７月１日から施行する。

附　則（平成５年３月３０日条例第３号）

この条例は、平成５年７月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１９日条例第１８号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

【参考】

○高鍋町総合計画推進本部設置要綱

（設置）

第１条　高鍋町総合計画（以下「総合計画」という。）の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　本部の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　総合計画の策定及び実施に関すること。

（２）　その他総合計画に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

３　本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を総括する。

２　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（庶務）

第６条　本部の庶務は、政策推進課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、公表の日から施行する。

（高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止）

２　高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱（平成１８年訓令第１９号）は、廃止する。

附　則（平成２１年１月８日訓令第２号）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

～前期計画の評価と後期計画検討のための課題整理～

1．人口の状況

（１）総人口

本町の総人口は、昭和４５年から昭和５５年にかけての１０年間で人口が大きく伸びましたが、昭和６０年の２３，２３９人をピークに減少に転じました。

平成２４年（将来推計人口・中間年）の人口は２１，６４５人で、推計値の２１，５５９人をわずかに上回っていますが、転出者数が転入者数を上回る社会的要因、死亡者数が出生者数を上回る自然的要因により減少傾向は続いています。

◆人口の推移　（単位：人）

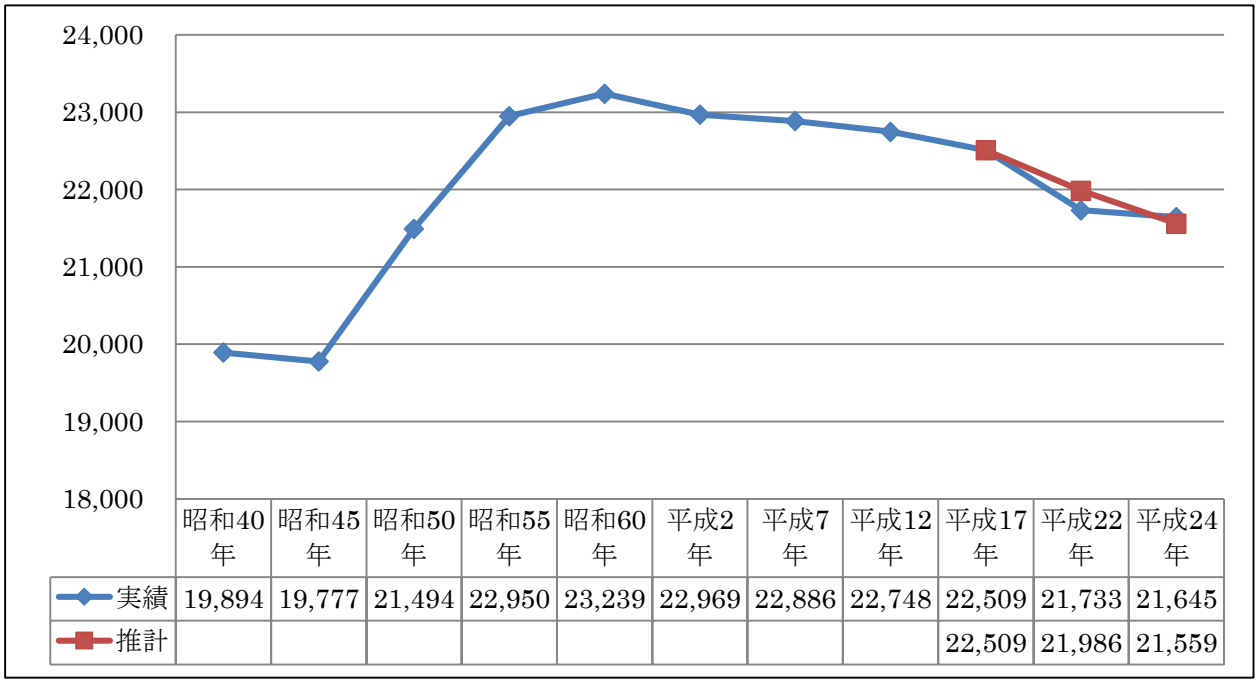

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
実績	19,894	19,777	21,494	22,950	23,239	22,969	22,886	22,748	22,509	21,733	21,645
推計									22,509	21,986	21,559

◆高鍋町の人口動態　（単位：人）

区分	人口	転入	転出	社会動態	出生	死亡	自然動態	前年との人口増減
平成 13 年	22,777	1,717	1,723	△6	220	185	35	29
平成 14 年	22,728	1,662	1,714	△52	210	207	3	△49
平成 15 年	22,613	1,521	1,672	△151	221	185	36	△115
平成 16 年	22,302	1,319	1,648	△329	191	173	18	△311
平成 17 年	22,522	1,376	1,574	△198	200	206	△6	—
平成 18 年	22,401	1,340	1,424	△84	171	208	△37	△121
平成 19 年	22,311	1,374	1,472	△98	215	207	8	△90
平成 20 年	22,314	1,322	1,285	37	192	226	△34	3
平成 21 年	22,015	1,146	1,399	△253	200	246	△46	△299
平成 22 年	21,733	1,120	1,436	△316	215	236	△21	△282
平成 23 年	21,684	1,133	1,141	△8	198	239	△41	△49

（２）年齢別人口

本町の年齢別人口をみてみると、老年人口の占める割合が平成１６年に超高齢社会の目安である２１％を超え、本町も超高齢社会に突入いたしました。さらに、老年人口の割合が年少人口の割合を上回る少子高齢化も進んでおります。また、少子化を起因とする生産年齢人口の減少も進んでおり、労働力の減少による本町経済への悪影響も懸念されます。

平成２４年（将来推計人口・中間年）では、推計値より生産年齢人口は増、年少人口及び老年人口は減となっておりますが、依然として老年人口の割合が年少人口の割合を上回っています。

◆年齢別人口（毎年１０月１日現在）　（単位：人，％）

	昭和 60 年		平成7年		平成17年		平成 24 年	
	人　口	構成比	人　口	構成比	人　口	構成比	人　口	構成比
総　人　口	23,239	100.0	22,886	100.0	22,522	100.0	21,645 (21,559)	100.0 (100.0)
年少人口 (0 歳～14 歳)	5,281	22.7	3,782	16.5	3,115	13.9	2,945 (3,036)	13.6 (13.9)
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	15,314	65.9	15,346	67.1	14,346	63.7	13,027 (12,808)	60.2 (59.4)
老年人口 (65 歳～)	2,644	11.4	3,758	16.4	5,048	22.4	5,673 (5,715)	26.2 (26.5)

※（　）朱書きは、推計値

（単位：％）

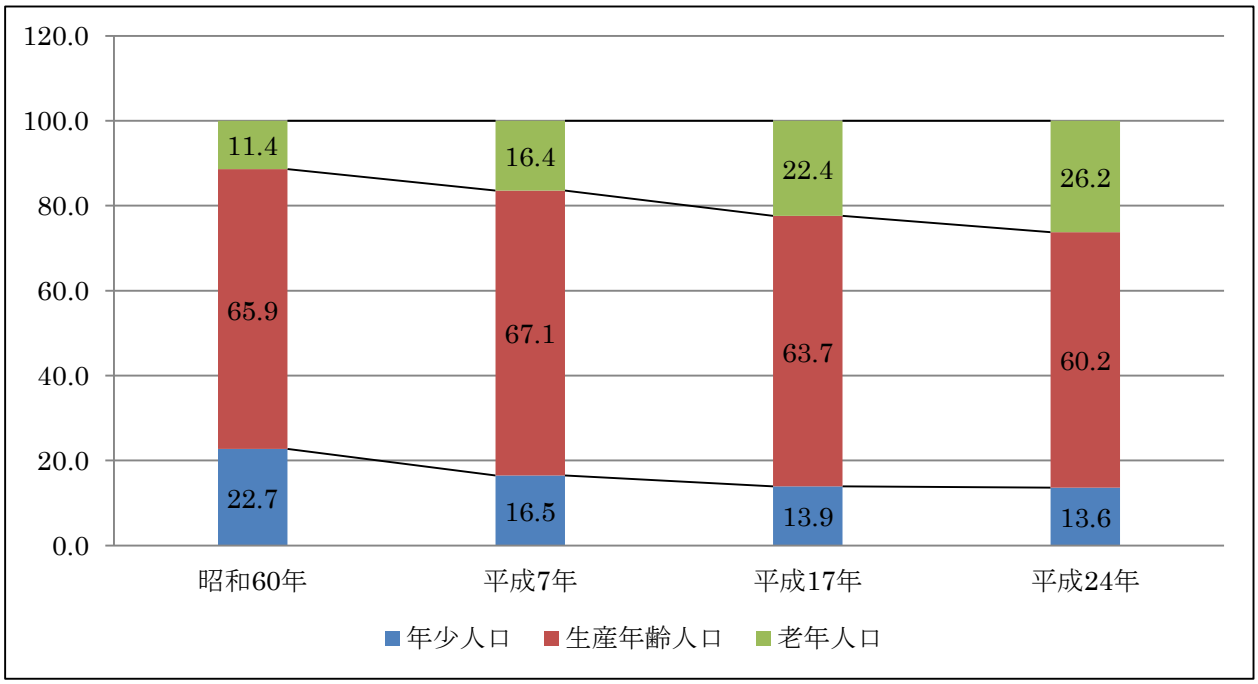

（３）世帯数

本町の世帯数は、人口の増減にかかわらず増加傾向にあり、平成１７年をピークに一旦は減少しましたが、近年は再度増加傾向にあります。反面、一世帯当たり人口は、平成２２年に減少傾向に歯止めがかかったものの、再度減少傾向にあり、核家族化が進んでいる様子がうかがえます。

平成２４年（将来推計人口・中間年）の世帯数は８，７５８世帯で、推計値の９，２０９世帯を下回っておりますが、現在も微増の状況であります。

◆世帯数の推移　（単位：世帯）

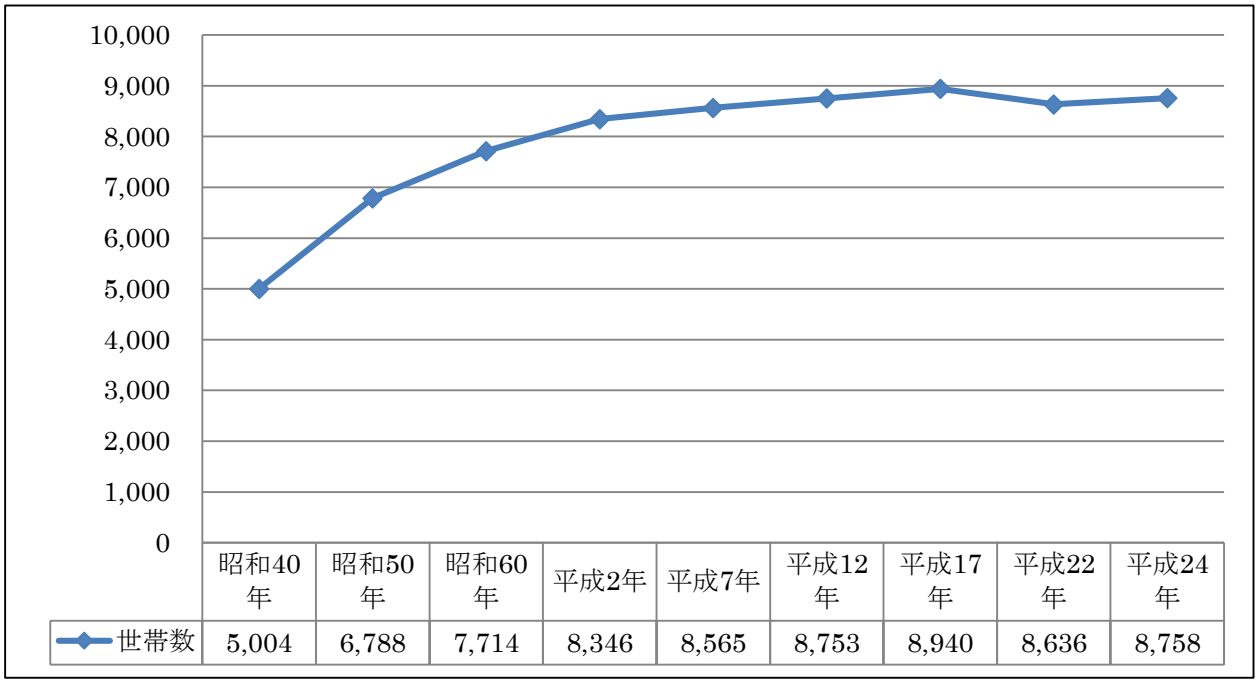

	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
世帯数	5,004	6,788	7,714	8,346	8,565	8,753	8,940	8,636	8,758

◆１人当世帯人口の推移　（単位：人）

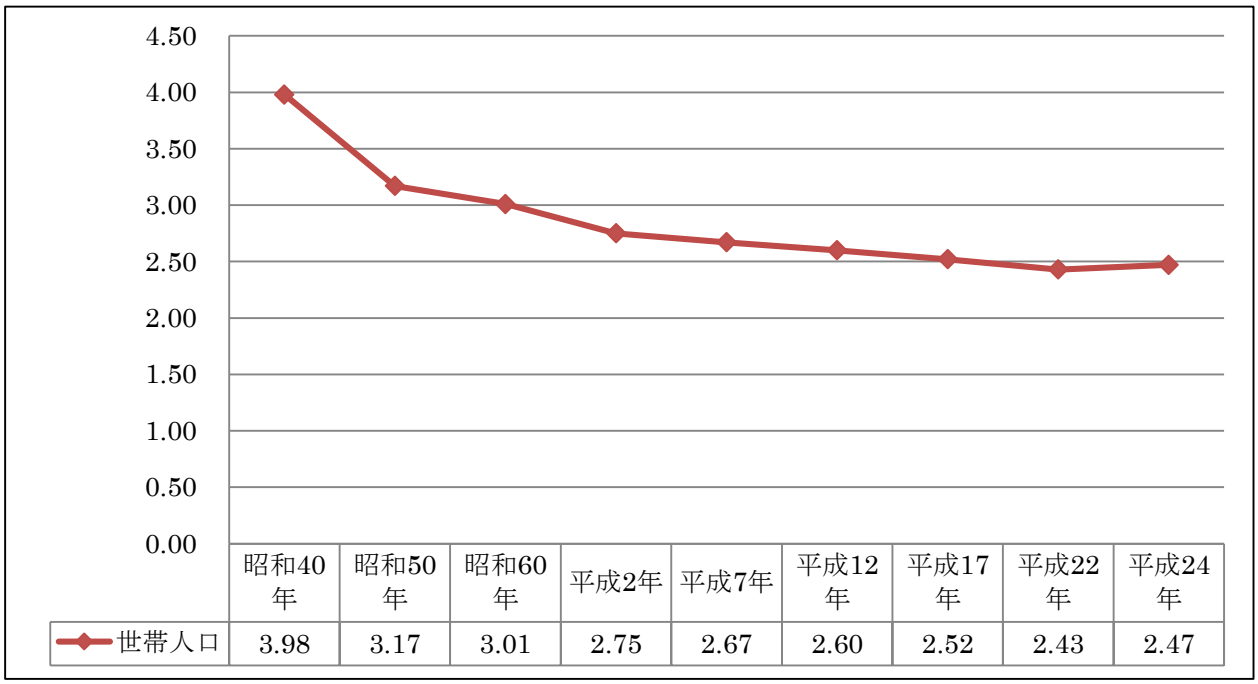

	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
世帯人口	3.98	3.17	3.01	2.75	2.67	2.60	2.52	2.43	2.47

（４）産業別就業人口

本町の就業人口は、平成１２年以降減少傾向にあり、総人口に占める割合（就業率）も平成７年以降４７％程度で推移していたものが、平成２２年には約４５％となるなど、生産年齢人口の減少と雇用環境の悪化などから就業率の低下が見受けられます。

また、産業別就業人口の割合は、第３次産業の占める割合が拡大傾向にあります。

◆産業別就業者数の推移　（単位：人）

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H24
第1次産業	1,886	1,636	1,506	1,366	1,303	1,106	1,018
第2次産業	2,385	2,500	2,563	2,531	2,182	2,025	2,014
第3次産業	6,241	6,113	6,633	6,813	7,055	6,575	6,530
分類不能	—	—	—	6	17	162	—
計	10,512	10,249	10,702	10,716	10,557	9,868	9,562

（単位：人）

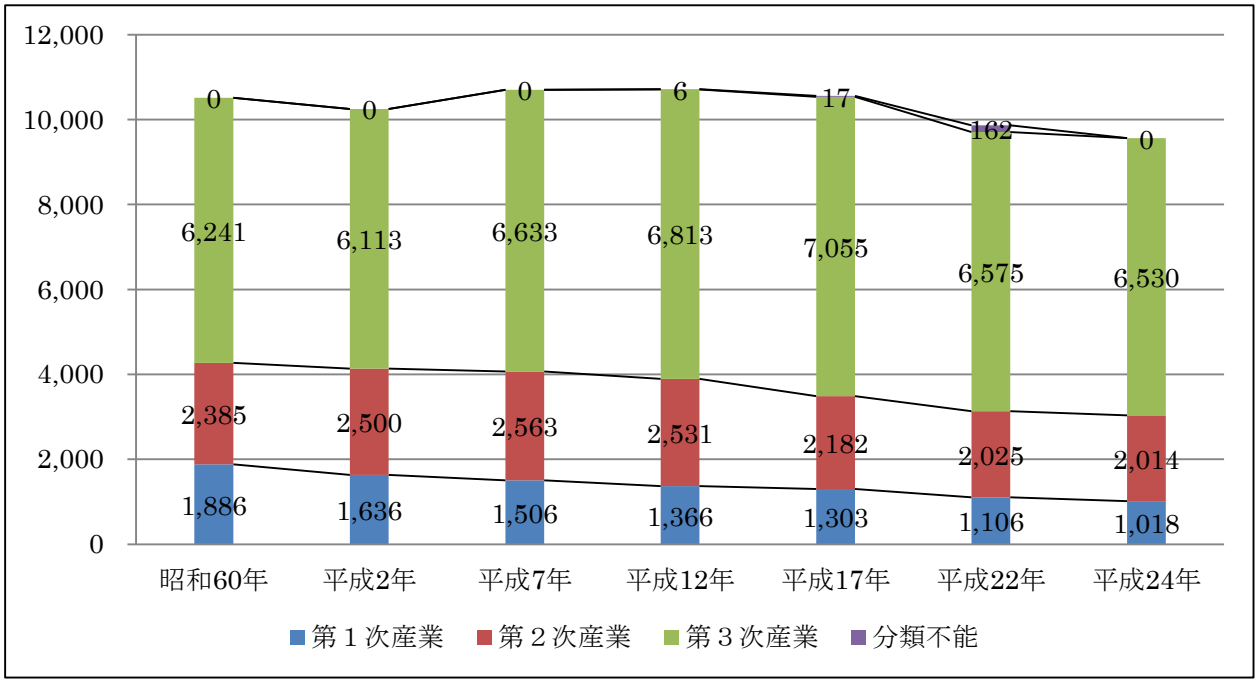

２．財政の状況（特別会計・企業会計を除く）

（１）本町の取り組み

本町では、平成１６年度の町村合併の破綻や国の三位一体改革による国庫補助金・地方交付税の減少などから、今後予想される危機的な財政状況を見据え、第４次行財政改革大綱（平成１７年度～平成１９年度）、第５次行財政改革大綱（平成２０年度～平成２２年度）、第５次行財政改革大綱【改定版】（平成２３年度～平成２５年度）に取り組み、事務事業の効率化や財政の健全化を図ってきました。

その結果、公債費の大幅縮減や各種基金の積み増しが進むとともに財政の健全度をはかる各種財政指標も改善されるなど、危機的な状況は脱したものと考えられます。しかしながら、今後も財源確保のため各種補助金を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けてなお一層の取り組みを強化する必要があります。

（２）決算額の推移

本町の決算額は、平成１６年度から平成１９年度までの間、景気の後退や三位一体改革による一般財源の減少に伴い縮小傾向にありましたが、福祉経費、施設の維持補修費、緊急雇用創出事業やふるさと雇用創出事業などによる物件費の増加により平成２０年度から徐々に拡大してきています。

◆高鍋町一般会計決算額の推移　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳　入	7,362	6,597	7,208	6,792	6,662	6,538	7,117	7,841	7,811	7,742
歳　出	7,224	6,449	7,109	6,689	6,497	6,305	6,873	7,475	7,291	7,307
差　引	138	148	99	103	165	233	244	366	520	435

（単位：百万円）

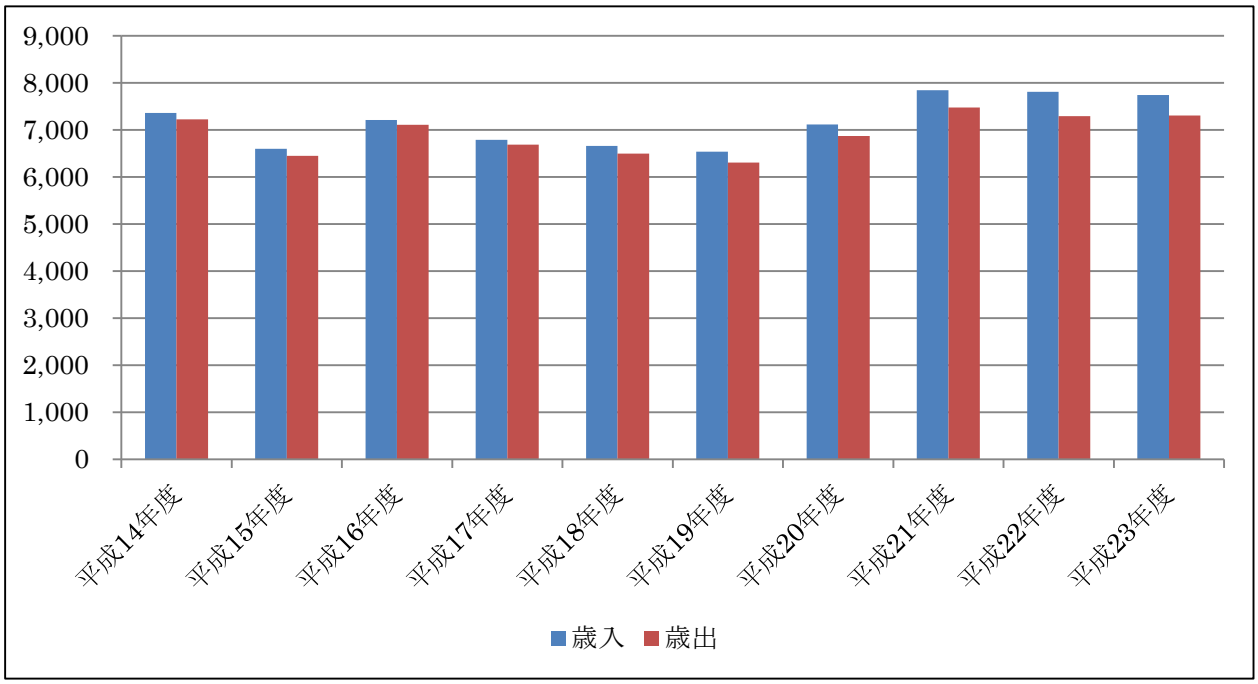

（３）町税の推移

本町の町税は、平成１５年度以降増加傾向にありましたが、平成１９年度をピークに減少傾向となっております。町民税においては、平成１８年度税制改正による税源移譲のため平成１９年度は増加いたしましたが、長引く景気低迷により微減が続いております。固定資産税については、増加傾向にあります。その他の税（軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税）のうち、軽自動車税は毎年微増で推移しています。

◆町税の推移　　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
町　民　税	849	865	845	887	897	1,061	1,030	998	951	905
固定資産税	903	879	905	926	912	946	967	950	962	976
そ　の　他	210	212	220	219	220	219	209	205	210	232
合　　計	1,962	1,956	1,970	2,032	2,029	2,226	2,206	2,153	2,123	2,113

（単位：百万円）

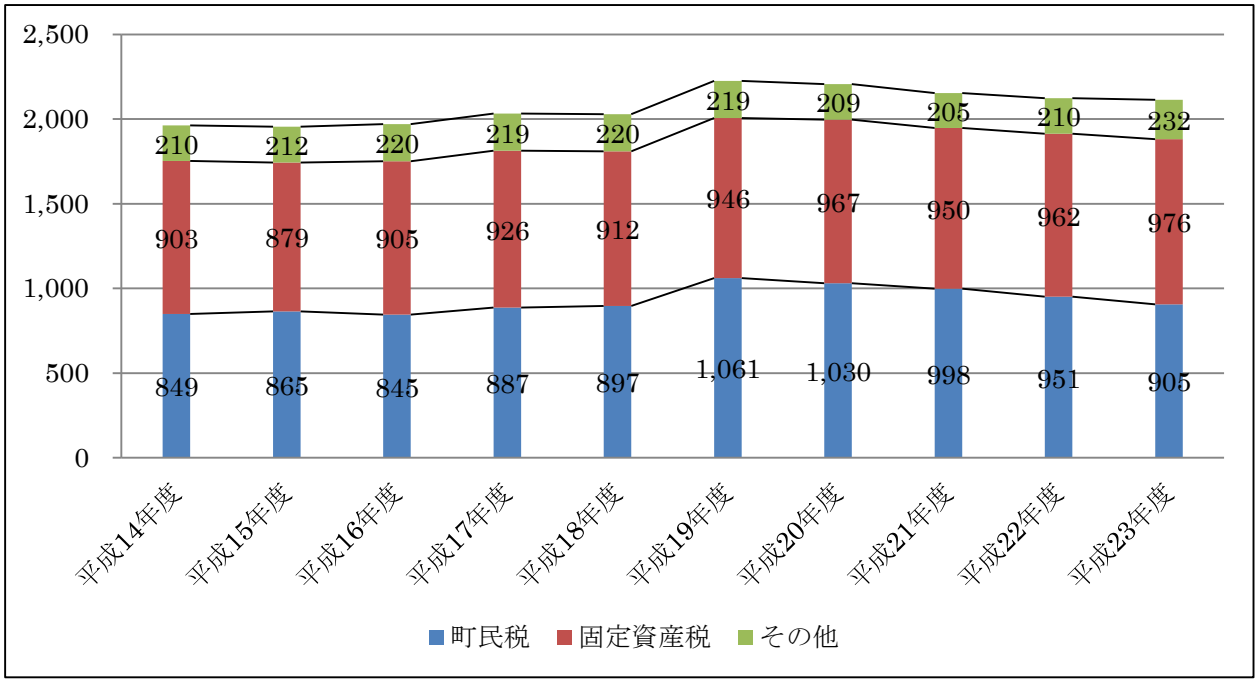

（４）地方交付税の推移

本町の地方交付税は、平成１３年度に発足した小泉内閣の「三位一体の改革」により平成１８年度までの間、減少傾向にありましたが、新型交付税（人口規模、土地の利用形態による行政コストの差を反映）が導入されたこと、木城町が不交付団体になったことに伴う西都児湯環境整備事務組合分の西都市一括算入の廃止、地方再生対策分の創設、地域雇用創出推進費の創設、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設により平成１９年度以降は増加傾向にあります。

◆地方交付税の推移　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
高　鍋　町	2,069	1,817	1,675	1,701	1,593	1,684	1,830	1,951	2,113	2,181

（単位：百万円）

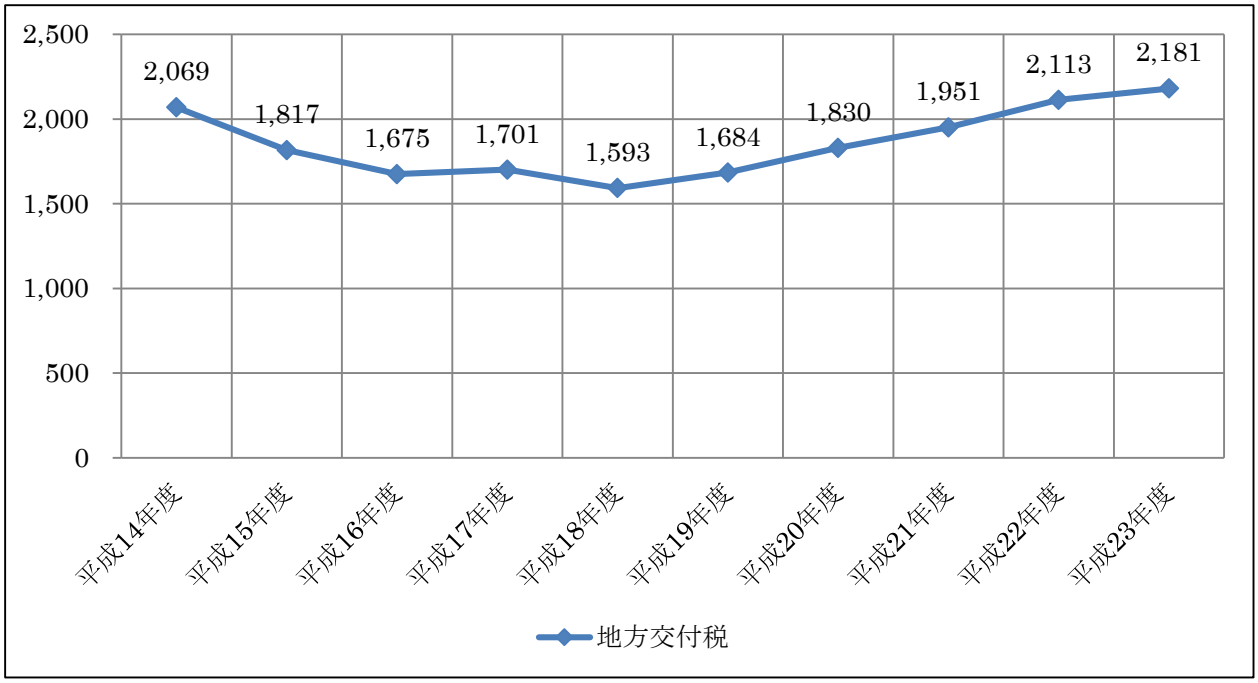

（５）積立基金の推移

積立基金は、特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」と必要な時に取り崩して財源とする「財政調整基金」「減債基金」からなっています。

本町の積立基金は、三位一体の改革による交付税等の削減、西都児湯広域による各種施設負担金、義務的経費の増加による財源不足を基金取り崩しで対応したため年々減少し、このままでは基金が底をつき予算編成もままならない状況まできておりましたが、行財政改革による経費削減への取り組みや地方交付税等の増加に伴い、平成２０年度以降増加に転じました。平成２２年度以降は、残高の一番多かった平成１２年度（１，２９１百万円）を超えるまでに回復をしてきています。

◆基金残高の推移　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
基金残高	1,018	1,149	1,071	1,031	1,033	998	1,057	1,103	1,396	1,919

（単位：百万円）

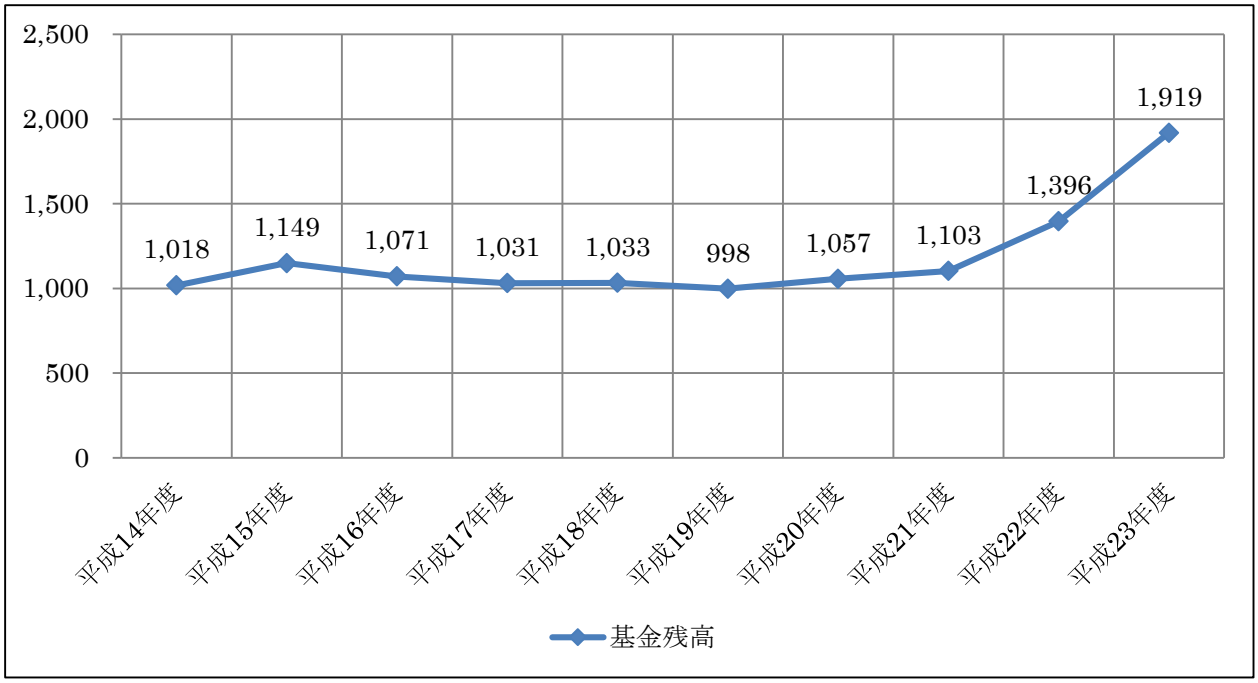

（６）町債残高の推移

本町の町債残高は、土地区画整理事業、一般廃棄物最終処分場建設事業、スポーツセンター建設事業など大型事業による起債の借り入れや本来であれば地方交付税で措置されるべき額を国の措置により臨時財政対策債として借り入れたことにより、町債の残高は増え続け平成１７年度にピークを迎えましたが、その後は起債借入制限による借入金の減少、繰上償還や低利の起債への借り換えなどにより減少してきています。

平成２３年度末で約６７億円の残高となっておりますが、その内約３０億円が臨時財政対策債の残高となっており、本来の意味での町債残高は約３７億円とみることができます。

◆町債残高の推移　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
町債残高	7,596	7,649	7,944	8,032	7,820	7,486	7,277	7,152	6,952	6,747

（単位：百万円）

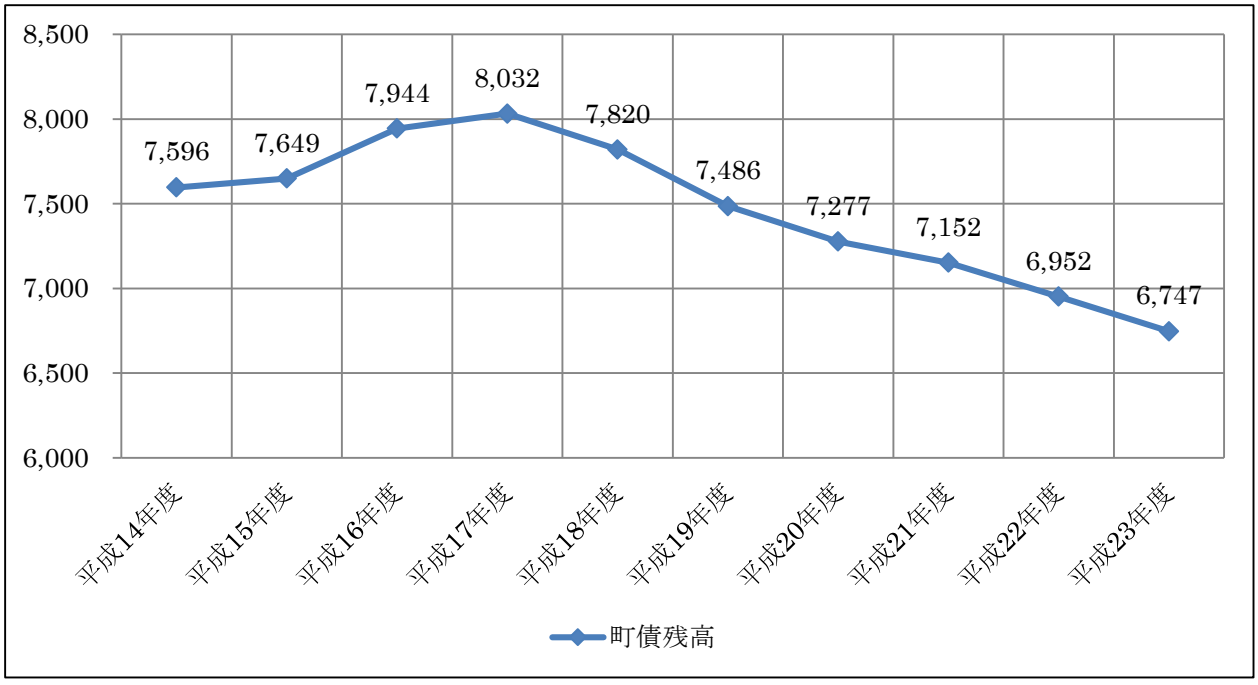

（７）義務的経費の推移

義務的経費は、「人件費」「扶助費（福祉関係費用）」「公債費（借入金の償還金）」の３つを指します。

本町の義務的経費は、職員数の削減、起債の繰上償還や低利の起債への借り換え等により人件費並びに公債費は減少傾向にありますが、扶助費の増加が減少額を上回っているため、年々増加してきております。特に扶助費は、子ども手当、私立保育園委託費、介護給付費、訓練等給付費の増加等により大幅に増加しており、経常収支比率の改善が進まない大きな要因となっています。

◆義務的経費の推移　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人　件　費	1,695	1,617	1,605	1,625	1,562	1,499	1,490	1,398	1,324	1,305
扶　助　費	609	719	780	887	916	984	990	1,064	1,435	1,560
公　債　費	926	924	917	922	956	967	976	952	886	737
合　　計	3,230	3,260	3,302	3,434	3,434	3,450	3,456	3,414	3,645	3,602

（単位：百万円）

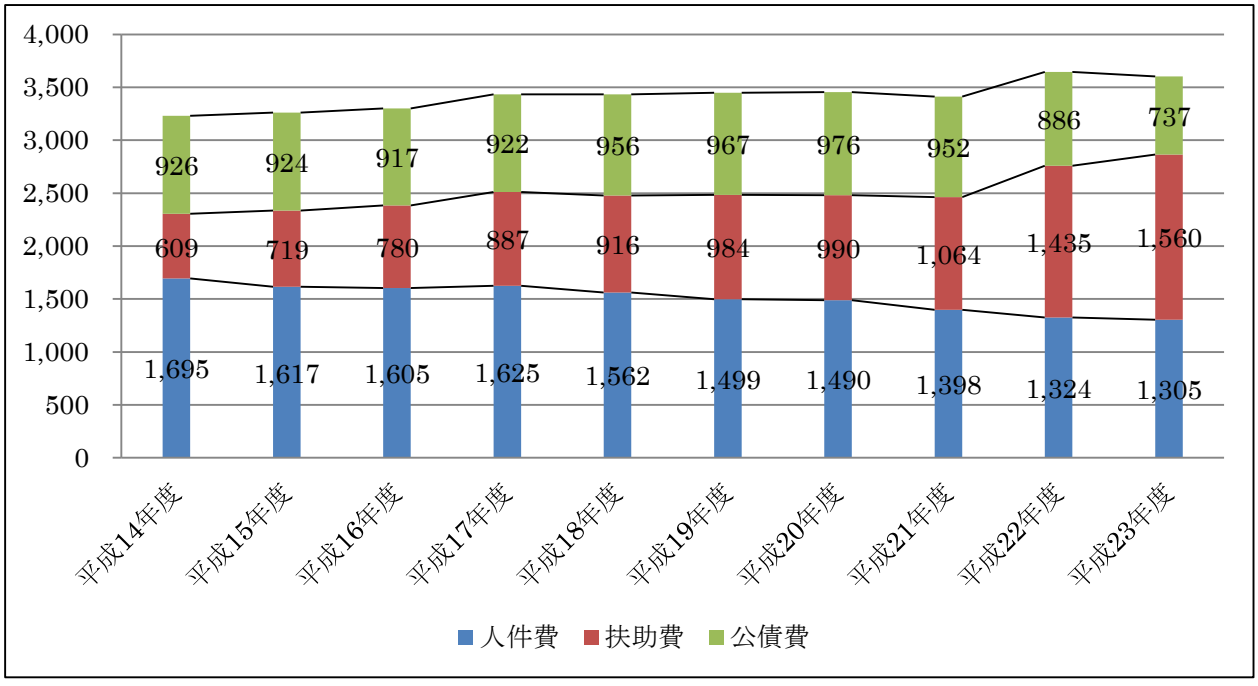

【参考】定員管理状況について

第４次・第５次行財政改革大綱に基づき、保育園や小学校給食の民営化、職員の任用替え、退職不補充等により職員数の削減に努めた結果、平成１６年度と比較すると４３人の減少となりました。

【参考】職員数の推移（各年度４月１日現在）　（単位：人）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職　員　数	200	198	192	190	187	173	163	161	157
対前年増減	―	△2	△6	△2	△3	△14	△10	△2	△4

（単位：人）

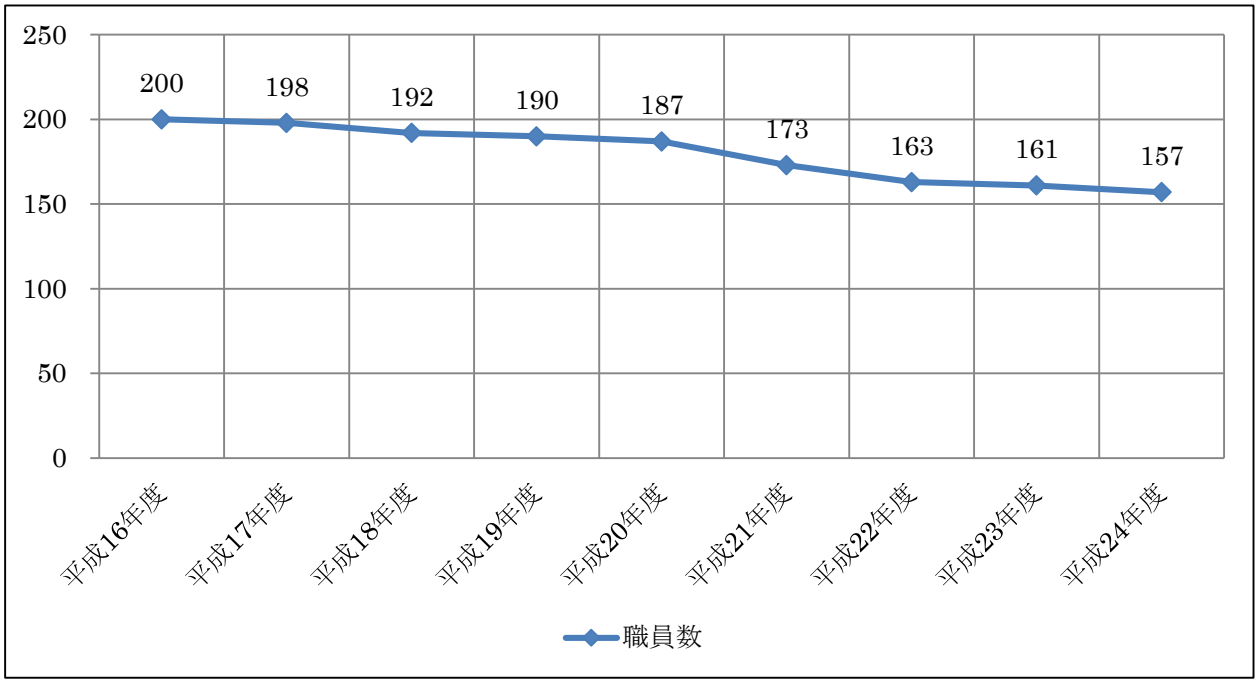

（８）投資的経費の推移

投資的経費は、その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方自治体の予算科目では、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）・災害復旧事業・失業対策事業を指すものとされています。

本町の投資的経費（普通建設事業）をみてみると、平成１６年度は健康づくりセンター建設事業、平成２０年度・平成２１年度は持田団地建替事業により一時的に増加をしておりますが、三位一体改革や長引く景気低迷による歳入の減少に伴い、町単独事業を抑制したため全体的には減少傾向にあります。

◆投資的経費（普通建設事業）の推移　（単位：百万円）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
普通建設事業	1,308	689	980	964	860	696	988	1,042	716	467
うち単独事業	624	341	628	360	244	202	151	408	407	244

（単位：百万円）

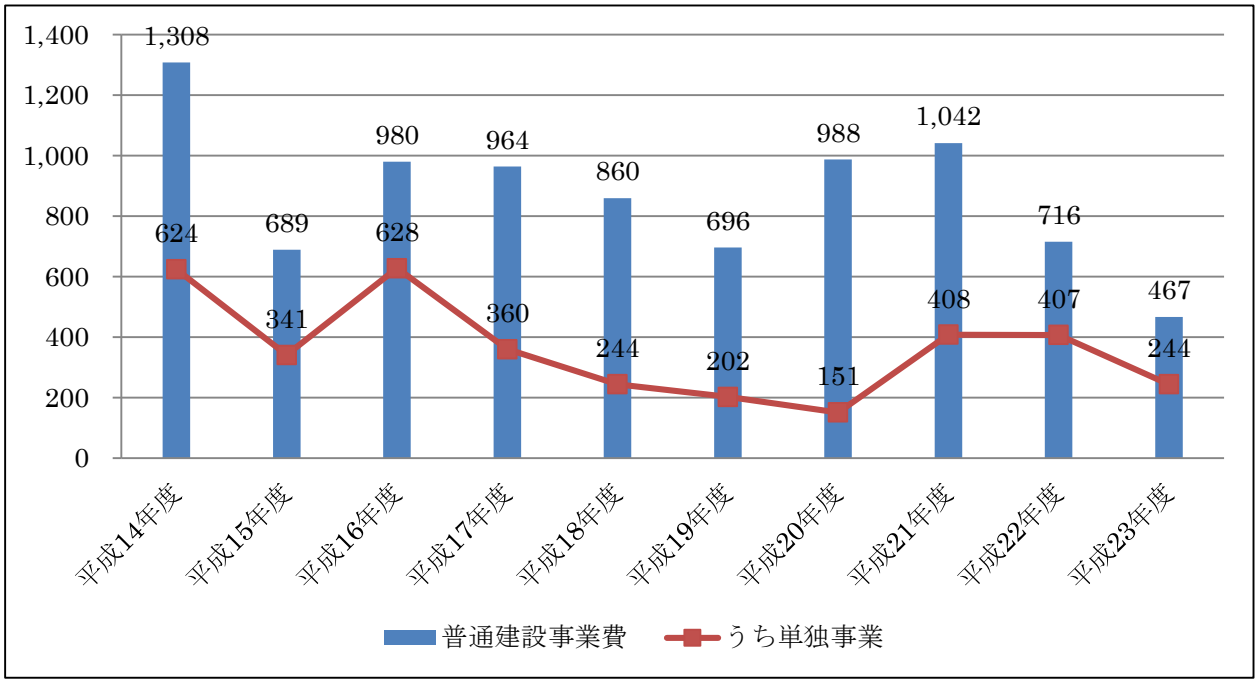

第１章　心豊かな人づくり

１－１　歴史と伝統・文化を活かしたまち

（１）歴史と伝統・文化の保護と活用

●文化財を保護・継承するとともに文化財情報等の提供に務めます。
●伝承芸能や伝統文化の保存・継承と振興を図ります。
●伝承芸能等の発表・披露の機会提供やＰＲ推進に努めるとともに、後継者の育成を支援します。
●郷土の先人達が残してくれた優れた遺産、民族資料などの収集・保存・活用を図ります。
●文化遺産の保護思想の普及やふるさと教育の充実を図ります。
●施設改善やソフト面の充実を図り、魅力ある資料館づくりに努めます。

①文化財の保護と活用

【成果】

◎文化財の保護【社会教育課】

緊急雇用創出事業による臨時職員や社会教育課施設環境整備嘱託員を雇用し、文化財の定期的な清掃や点検を実施したことにより文化財の保護が図られた。また、古墳を守る会との協働により年２回古墳の草刈りを実施し、持田古墳群の環境整備を行った。

◎文化財の周知と活用【社会教育課】

社会教育や学校教育の場において、文化財の説明や現地案内を取り入れることにより、文化財の周知と保護の啓発が図られた。

◎伝統文化の保存と継承【社会教育課】

保存会との連携を強め、負担金及び補助金交付等の支援を行うことにより高鍋神楽や鴫野棒踊り等の伝統文化の保存と継承を図った。

◎伝統芸能等の披露の機会提供とＰＲの推進【社会教育課】

姉妹都市交流事業等の町催事における伝統芸能を披露する機会の提供やラジオ放送の活用により高鍋町の伝統文化を町内外へ周知することができた。また、保存会の指導のもと中学生が「鴫野棒踊り」を練習し、体育大会で披露する取り組みも行われるなど、若い世代に対しても伝統文化の継承の重要性を周知することができた。

【課題】

▼文化財の保護と継承【社会教育課】

文化財は町民共有の貴重な財産であり、文化財を良好な状態で保存し、後世に残していくためには、文化財保護の必要性について周知を図るとともに、町民や行政が一帯となって維持・保全していく体制を整備していくことが必要である。

▼後継者の育成・確保【社会教育課】

伝統芸能や伝統文化を保存・継承していくため、各種保存会を支援していくとともに、後継者の確保と育成を図っていく必要がある。

②歴史総合資料館の充実

【成果】

◎常設展示の改良【社会教育課】

歴史分野、民俗分野について常設展示を行っている。新規の寄贈・寄託資料を展示活用し、常設展示の一部展示替えを実施し、高鍋町の歴史と民俗の概観に効果があった。

◎企画展示の主題・内容の工夫【社会教育課】

館蔵資料を活用し、高鍋の歴史・民俗・自然にテーマを求め、恒例の企画展に加え新たな視点と角度から従来にない企画展を開催した。家老屋敷黒水家住宅との共催で雛人形展を実施した。

※企画展開催実績　Ｈ２２：３回、Ｈ２３：４回、Ｈ２４：４回

【課題】

▼常設展及び企画展示の内容拡充【社会教育課】

高鍋町の歴史・民俗を概観する常設展示を行っている。定番資料の存在意義も大きいが、資料の展示替えや展示法の工夫、解説内容を充実させ、常設展示内容を拡大し充実する必要がある。また、新たな視点から考察をすすめる企画展示を質・量ともに深長・増大させる必要がある。

▼施設の充実【社会教育課】

歴史総合資料館は建築後２５年余りが経過し、収蔵資料の増加に伴い、資料展示の空間、資料管理・保管の空間はその限度に達してきており、収蔵資料を効果的に活用していくためにも、資料館の増改築を含めた施設の改善策を検討していく必要がある。

（２）芸術文化の振興

●優れた芸術などの様々な文化鑑賞や創作する機会を提供します。
●町民ニーズに対応した図書館・美術館の整備充実と、その有効活用を図ります。
●町民の主体的な文化活動を支援します。
●企画等へのＮＰＯ法人やボランティアの導入及びその育成を図ります。

①芸術文化活動の充実

【成果】

◎姉妹都市文化交流の実施【社会教育課】

福岡県朝倉市との文化交流事業（５年毎の大交流と各年小交流）を高鍋町文化協会と継続して実施し、芸術作品の展示や芸能公演を通して両市町の親善と芸術文化の振興を図った。

◎高鍋町総合文化祭の開催【社会教育課】

高鍋町文化協会と高鍋町総合文化祭を共催し、各団体や個人に芸術作品を創作・展示する機会と一般に芸術作品を鑑賞する機会を提供することによって芸術文化の振興を図った。

◎高鍋町文化協会への支援【社会教育課】

文化活動に積極的に取り組む団体及び個人により組織された高鍋町文化協会に対し、補助金交付等の支援を行うことにより、文化活動への参加促進と芸術文化の振興が図られた。

【課題】

◎高齢化社会に対応した文化活動支援【社会教育課】

人口の減少及び高齢化の進行に伴い文化に親しむ人々の減少と文化の継承が困難になることが予想されるため、高鍋町文化協会と連携を取りながら文化祭等の行事を支援し、文化活動の成果を発表する機会の充実を図る必要がある。

◎文化に親しむ機会の充実【社会教育課】

コンサートや公演等の開催を通して町民が文化に触れる機会を提供していくために、町の単独事業以外にも県の文化振興事業や宝くじ助成事業等の補助事業を活用した各種文化事業の開催に取り組んでいく必要がある。

②図書館の充実

【成果】

◎郷土資料の収集・整備【社会教育課】

郷土に関する出版物の購入、郷土の貴重資料(古文書)の修復及び電子化並びに電子化されたものをホームページで紹介することにより、情報の提供、ＤＶＤ資料による視聴覚サービス、町民に開かれた図書館サービスを提供することができた。

◎図書館システム導入、図書閲覧スペースの改善【社会教育課】

図書館システム導入により、蔵書の貸出、閲覧などの迅速・簡素化を図ることで利用者の利便性を向上することができた。また、机・椅子・書棚等を購入したことにより、図書館利用者が閲覧しやすい環境づくりができた。

◎ボランティアの活用と育成・支援【社会教育課】

図書館ボランティアやおはなしボランティアの導入により、図書整理休館日における図書や資料の整理のほか、毎週土曜日の子どもたちへの読み聞かせを実施することができた。また、子ども読書まつりといった企画にも積極的に参加してもらうことで、企画の充実とボランティアの育成強化が図られた。

◎閲覧図書の充実【社会教育課】

平成２２年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用により、図書１，２６１冊を購入し、利用者のニーズに即した新しい図書の充実が図られた。

◎授乳・おむつ交換室の設置

平成２２年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用により、新たに乳幼児の授乳・おむつ交換室を設置し、乳幼児連れの利用者の利便性向上が図られた。

【課題】

▼施設の改善【社会教育課】

図書館建設から３５年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。また、開架スペース等の施設が全体的に手狭であることや駐車場が不足する状況が生じており、利用者の利便性が損なわれていることから施設全体の早期見直しと改善策の検討が必要である。

▼郷土資料の保存【社会教育課】

古文書等の貴重資料（１５，８１５冊）のうち約７，２００冊の修復が完了しているが、現在の修復ペースでは相当な年月を要することから、貴重資料の原本を良好な状態で保存していく方法等について、早急に施設整備を含めた多角的な調査・検討が必要である。

③美術館の充実

【成果】

◎企画展・特別展の開催【社会教育課】

年５回の企画展や年１回の特別展を開催することにより、優れた作品を鑑賞する機会を確保した。また、様々な作家の展覧会を開催することで、町内外から人を呼び込み芸術文化発信基地としての役割を果たすことができた。

◎美術館実技講座の開催【社会教育課】

水彩画、デッサン及び重ね切り絵などの実技講座を開催し、芸術創作活動に触れ合う機会の提供を行った。また、受講生の作品発表展も開催することで、創作意欲の醸成が図られた。

【課題】

▼集客力のある企画展・特別展の開催【社会教育課】

全国でも数少ない町立美術館として事業を継続し、町内外に芸術文化を発信していくためにも、収支のバランスが取れ、集客力のある企画展・特別展を開催していく必要がある。そのためにも、町内及び県内の美術愛好家のニーズを的確に捉えていくことが必要である。

１－２　生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち

（１）生涯学習の推進

●生涯学習の啓発や各種情報の提供、生涯学習指導者の育成・確保など総合的な生涯学習推進体制の充実に努めます。
●情報化社会に対応した生涯学習環境の整備に努めます。
●学習の成果を発表・活用する機会の提供を図ります。

①町民ニーズに応じた学習機会の充実

【成果】

◎出前講座の充実【政策推進課】

講座内容のリニューアルや周知活動により生涯学習活動の支援が図られた。

※Ｈ２２　開催回数：１９回、受講人数：　４４０人
　Ｈ２３　開催回数：４６回、受講人数：１，０９９人
　Ｈ２４　開催回数：４１回、受講人数：１，１９７人

◎学習機会の充実【社会教育課】

多種にわたる講座・教室の開設により、町民ニーズに応じた学習機会の提供を行い、生涯学習の推進が図られた。

※Ｈ２２：４講座、５０教室、Ｈ２３：８講座、５５教室、Ｈ２４：８講座、５２教室

◎地域生涯学習の推進【社会教育課】

特色ある自治公民館づくりやまちづくりを推進する団体をモデル指定し、自治公民館や文化団体等の活動を支援することで、社会貢献活動の推進や伝統芸能の継承に寄与することができた。

◎視聴覚機材の活用【社会教育課】

社会教育団体や自治公民館に対しプロジェクター、スクリーンといった視聴覚機材やＤＶＤ、ビデオ等の教材を無料で貸出することで、防災、社会教育、人権等について幅広い年代において学習が行われた。

【課題】

▼地域人材（講師）の登録制度の整備【政策推進課】

現在の出前講座は、職員が講師となり行政や制度の仕組み等について講習を行っているが、町民の様々なニーズに対応した講座を開催するためには、町内在住の多様な能力を持つ地域人材（講師）を登録した人材バンクの整備が必要である。

▼学習機会の拡充【社会教育課】

各種講座・教室の充実を図るとともに、その見直しを進め、機材の導入や人材確保、新規講座の開設についても検討していく必要がある。

▼中央公民館施設の老朽化対策【社会教育課】

公民館講座・教室を開設している中央公民館の老朽化が目立つようになってきている。外壁補修工事の継続的実施や屋上防水工事等、施設の整備と併せてパーテーションや机等の備品類についても計画的な更新が必要である。

②学習の成果が活かせる機会の充実

【成果】

◎学校支援地域本部の設置【社会教育課】

学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力による小中学校の支援事業を実施し、学校が必要とする「学習の支援」「環境整備」「登下校時の安全見守り」等の活動に地域の方々をボランティアとして派遣した。子どもたちへの指導や一緒に活動する機会を設けることによって、今まで培ってきた知識や経験を活かす「生涯学習実現の機会」を提供することができた。

◎生涯学習推進大会・芸能発表会等の開催【社会教育課】

生涯学習推進大会における地域生涯学習推進事業実施団体による活動事例発表のほか、芸能発表会、公民館教室作品展示会において、日頃の学習の成果を発表する機会を設け、生涯学習活動への意欲を高めることができた。

【課題】

▼学習成果の活用【社会教育課】

生涯学習活動に取り組む住民は多いが、自分が学んだことで地域に貢献できる場があることを知らない場合や、人材の情報を行政や地域が把握しきれていないため、人材の活用が進んでいないのが現状である。学校、福祉、行政機関等が求める人材と地域への貢献を希望する住民とのコーディネートを行い、まちづくりに活かす取り組みが必要である。

（２）社会教育の充実

●「協働のまちづくり」を基本に、地域で解決できるものは地域で解決していくことができる自治公民館づくりを目指します。
●地域コミュニティの基礎である自治公民館の活動を積極的に支援します。
●地域活動等の拠点となる自治公民館等の施設の整備促進を図ります。
●地域リーダーや後継者の育成を図るとともに、自治公民館加入の促進を支援します。
●地域活動やまちづくりへ参画する姿勢を育てるため各年代のニーズに応じた学習機会の拡充と実践に努めます。
●社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

①自治公民館活動の充実

【成果】

◎自治公民館施設の整備【社会教育課】

自治公民館の改修工事に係る費用の一部について、再編交付金を活用し、補助金を交付した。段差解消、スロープやエアコンの設置等、高齢者にも配慮された改修が行われ、快適性の向上と併せて地域コミュニティ活動拠点としての整備が図られた。今後、地域コミュニティ活動の活性化が期待される。

※Ｈ２３：市の山地区、Ｈ２４：下永谷地区

◎自治公民館備品の整備・充実化【社会教育課】

（財）自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業を活用し自治公民館に対して補助金を交付した。プロジェクターやパソコン、会議用テーブル等の公民館備品を整備・充実することで、地域コミュニティ活動の活性化が図られた。

※Ｈ２２：堀の内自治公民館、川田自治公民館、上江団地自治公民館
Ｈ２３：牛牧自治公民館、大工小路自治公民館
Ｈ２４：黒谷自治公民館

◎自治公民館活動への支援【社会教育課】

地域コミュニティの基礎となる自治公民館の活動促進を目的に町内８４の自治公民館に対して運営費補助金を交付することで、各地区において町民憲章を柱とした地域住民による自治公民館活動が実践された。

◎学習機会の充実【社会教育課】

各地区のリーダーである自治公民館長並びに婦人部長を対象とする研修のほか、各地区連協並びに各地区婦人部、壮年部の研修を実施することで、生涯学習の機会が拡充されるとともに地域住民の親睦の強化、リーダーの育成が図られた。

【課題】

▼自治公民館未加入対策【社会教育課】

「無縁社会」という言葉に代表される「人と人とのつながり」が希薄化する現代社会において、今後、若い世代を中心に自治公民館への未加入世帯が増加することが見込まれることから、災害時等の「住民同士の助け合い」の重要性への理解促進や「魅力ある公民館活動」を展開し、加入促進に努める必要がある。

▼高齢化社会に対応した公民館運営【社会教育課】

少子高齢化に伴い、公民館加入世帯の高齢化が急速に進んでおり、高齢化の進展により役員の成り手不足や公民館活動の衰退が懸念される。公民館への加入促進は継続して行っていくが、加入世帯の青壮年層の公民館活動への参加や世代交代などで若返りを図るとともに、高齢化社会にも対応した公民館活動を支援していくことが必要である。

②社会教育関係団体の育成強化

【成果】

◎社会教育の振興【社会教育課】

団体に対する補助金交付のほか、団体が開催する行事等に対しての指導・助言や運営協力を実施し、社会教育関係団体の育成強化を図った。各団体の自主的活動により、リサイクル活動の推進や体育・レクリエーション活動の普及等、社会教育の振興が図られた。

【課題】

▼社会教育関係団体の後継者育成【社会教育課】

社会教育関係団体の中には、構成員の高齢化が見られることから活動の衰退が懸念される。今後も活動を継続させていくためには、後継者の確保と育成を支援していくことが必要である。

▼新たに設立される団体との連携【社会教育課】

様々な社会教育活動を推進していくためには、新たに設立されるＮＰＯ法人やボランティア団体と相互に連携し、協力体制を構築していく必要がある。

１－３　時代を担う気概のある子どもを育てるまち

（１）学校教育の充実

●心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、心の教育や学力の向上、体育・健康教育の充実を図ります。
●「たかなべ」を誇りに思う子どもを育てるため、ふるさと教育を推進します。
●障がいのある児童・生徒の自立や社会参加を目指して、特別支援教育の充実を図ります。
●子どもたちが安全で快適に学習できるよう、学校施設・設備等の整備に努めます。
●地元の安全な農畜産物を使って、栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供に努めます。
●安全で衛生的な学校給食施設・設備の整備充実を図ります。

①教育内容の充実

【成果】

◎新学習指導要領導入に伴う教材整備による学力の向上【教育総務課】

小学校では平成２３年度、中学校では平成２４年度に新学習指導要領が導入、新しい教科書が採択されたことに伴い、指導用デジタル教科書の整備充実化を図った。各教室に配置された教育用パソコン及びデジタルテレビを用いてこのデジタル教科書を活用することで、わかりやすい授業づくりにつながり、学力向上に成果を得ることができた。

◎児童生徒が読書に親しみやすい環境づくり【教育総務課】

平成２２年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した図書及び図書用書架等の備品購入整備を実施し、児童生徒が読書に親しみやすい環境づくりに努めた。読書を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めることができ、新学習指導要領の中で求められている「言語活動の充実」を進めていくうえで大変有効であった。

◎学校生活支援員の増員配置【教育総務課】

小学校にのみ配置されていた学校生活支援員を平成２３年度より中学校にも配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援活動等を実施した。学校生活支援員を配置することにより、教諭の指導方法改善にもつながり、学級における学習活動の幅が広がるなどの効果がみられた。

◎学力検査を活用した学力向上のための取り組み【教育総務課】

児童生徒一人ひとりの学習面や生活面の成長の様子を客観的に把握し，今後の指導に生かすことを目的として、小学校においてはＣＲＴ学力検査、中学校においてはＮＲＴ学力検査を実施した。学力向上に向けた取り組みをより効果的なものとするため，その検査結果から実態や課題を的確にとらえ，授業の工夫改善につながった。

◎障害をもつ児童の支援体制構築【教育総務課】

健康福祉課子ども支援係と連携し、要支援児童ネットワーク会議を平成２３年度に設立した。発達障害などで支援を必要とする児童について、関係機関で情報共有化を図ることにより、幼少期から充実した支援体制を構築することができた。

◎学校区の見直しによる通学路の安全確保【教育総務課】

距離的には東小学校の方が近い持田団地地区は、国道１０号高鍋大橋歩道部分の幅が狭く危険であるということから県営持田団地を除いて西小学校区となっていた。今回、側道橋の整備に併せて、第１１地区の学校区見直しに向けた協議を平成２４年度に実施し、平成２５年度から、持田団地については、全体を東小・東中校区とし、安全に通学ができることとなった。なお、通学区域外通学許可申請を行えば、従来どおり西小・西中学校にも通学できるものとした。

◎幼稚園へ就園しやすい環境づくり【教育総務課】

幼稚園に就園する児童を持つ保護者に対し、幼稚園就園奨励費補助金として国が定める補助限度額及び区分に準じて保育料の補助を行うことで経済的な負担の軽減を図り、幼稚園に就園しやすい環境づくりに努めた。

【課題】

▼特別支援教育体制の充実化【教育総務課】

教育委員会では、主として就学直前の児童の相談・支援を実施しているが、発達障害等をもつ児童について、早期発見、早期療育が行えるような体制を整備する必要がある。

また、小中学校における特別支援教育に関しては、今後増加傾向にある障害をもつ児童生徒に対応できるような人的整備、施設整備を早急に行う必要がある。

②心豊かな児童・生徒の育成

【成果】

◎米沢市高鍋町小学生交流事業による「ふるさと教育」の充実【教育総務課】

姉妹都市である山形県米沢市と本町の小学生１０名がそれぞれの地を隔年ごとに訪問し交流を行った。それぞれの自然・文化に触れながら相互理解を深めつつ、姉妹都市となった由縁である秋月家・上杉家両家の関係や歴史、秋月種茂公、上杉鷹山公及び石井十次先生などの先人たちの偉業を学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心、愛する心を育むことができた。

※Ｈ２２：米沢訪問、Ｈ２３：高鍋交流、Ｈ２４：米沢訪問

◎不登校児童生徒の対策【教育総務課】

不登校児童生徒対策事業として適応指導教室運営事業、問題を抱える子ども等の自立支援事業及びスクールアシスタント事業を実施した。特に学校の相談室等を活用し、個別指導を行う自立支援事業は効果的であり、早期学級復帰に大きな成果を得ることができた。

◎教育研究所を活用した「ふるさと教育」・「キャリア教育」の充実【教育総務課】

研究指導員及び各校から２名ずつ選出された研究員８名により、ふるさと教育及びキャリア教育をテーマに研究を実施した。特に、ふるさと教育については、明倫堂の教えや石井十次先生の博愛精神などを掘り起し、授業で活用できる教材づくりを行うなど成果を得ることができた。

◎経済的理由による就学が困難な児童生徒への支援【教育総務課】

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、**要保護・準要保護児童生徒援助事業として**援助を行うことで経済的負担を軽減し、義務教育の機会保障に努めた。

◎小学校社会科副読本見直し増刷による「ふるさと教育」の充実【教育総務課】

新学習指導要領の導入に伴い、小学校３，４年生の社会科授業で使用する副読本の内容を一部見直し、５５０冊増刷、配付を行った。子どもたちに自分たちの生活が地域の人々によって支えられていることを理解させるとともに、地域社会の一員としての自覚や郷土を愛する心などを育てることができた。

【課題】

▼遠距離通学補助事業の見直し【教育総務課】

現在実施している補助制度は、昭和５５年に施行され一度も見直しがなされていないため、スクールバスの導入や補助制度の見直しなど現状を踏まえた総合的な検討を行う必要がある。

▼コミュニティスクール事業の積極的な展開【教育総務課】

平成２５年度より従来学校ごとに設置されていた学校評議員会を廃止し、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）へ移行した。東小・東中で一つの協議会、西小・西中で一つの協議会を設立し、地域の意見を学校運営に積極的に取り入れ、「地域に開かれた学校づくり」を進めていくことを目的としている。コミュニティスクールが形骸化しないよう一般住民への広報活動、積極的な事業展開等を実施していく必要がある。

▼経済的理由による就学が困難な児童生徒への支援【教育総務課】

現在の経済状況、社会情勢を考慮すると、今後さらに対象者は増加することが予想されるため、適正な支援に努める必要がある。

▼不登校の未然防止【教育総務課】

積極的に不登校対策事業を推進しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は減少していない現状である。不登校とならないような未然防止対策を講じる必要がある。

③健康や体力の増進

【成果】

◎児童生徒及び教職員の健康保持増進【教育総務課】

学校保健法に基づき、学校医と連携した健康診断や養護教諭を中心とした学校保健の充実を図るための活動など各種取り組みを実施し、児童生徒及び学校職員の健康保持増進に努めた。

◎安全でおいしい学校給食の安定供給【教育総務課】

給食で使用する食器すべてを新しい安全な素材の物へ買い替えたほか、食中毒対策を徹底するため、それぞれの調理場に真空冷却器を導入整備するなどして、安全でおいしい給食の安定供給に努めた。

◎弁当の日の取り組み実践【教育総務課】

食に対する関心や意欲、感謝の心を育み、自分の食を自ら担う実践力を培う上で大きな効果が期待できる「弁当の日」の取り組みを東西小中学校が実践し、「子どもの自立」「豊かな心の育成」「学級や家族の絆づくり」など、子どもの成長を支える豊かな環境の醸成に効果を得ることができた。また、夏休みを利用して年２回、小学校高学年及び中学生を対象として実施している料理教室も弁当の日の取り組みと同様のねらいをもつ行事である。

◎高鍋西小学校グラウンドの改修整備【教育総務課】

平成２４年度に高鍋西小学校のグラウンドの改修整備を実施したことにより、スムーズに授業や学校行事を行うことができるようになった。また、大規模災害発生時の支援物資の集積所としての機能ももたせることができた。

◎高鍋西小学校プール塗装【教育総務課】

平成２２年度に老朽化が目立っていた高鍋西小学校のプール及び更衣室の塗装改修工事を実施したことにより、水泳の授業がスムーズに実施できるようになったと同時に耐久性を向上させることができた。

◎中学校部活動振興のための支援【教育総務課】

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を中学校の運動部活動に派遣し、競技の技術力の向上を図るなどして支援したほか、交通費相当分の大会出場交付金の交付などを行い、部活動振興の支援に努めた。

【課題】

▼給食施設・設備の老朽化対策【教育総務課】

東西小学校給食調理場及び中学校共同調理場いずれも施設設備の老朽化が目立つようになってきている。衛生的で安定した給食の提供を継続していくために、計画的な補修整備を行っていく必要がある。

▼体育施設の老朽化対策【教育総務課】

小中学校の体育館の老朽化が目立つようになってきている。外壁改修、つり天井改修などの非構造部材の耐震化を推進するとともに、非常用発電機の整備、窓・サッシ等の改修など避難所としても有効活用できるような改修工事を計画的に実施していく必要がある。その他中学校における武道場や部室棟の老朽化対策も計画的に実施していく必要がある。

▼食育の推進【教育総務課】

「高鍋町食育推進計画」に基づき、健康づくりセンター栄養士、学校栄養教諭及び学校栄養職員と連携し、さらなる食育を推進していく必要がある。

④教育環境の整備充実

【成果】

◎学校施設の耐震補強化【教育総務課】

国の定める耐震基準を満たしていない校舎等の耐震補強工事を推進した。平成２３年度に西中学校及び東小学校の校舎１棟ずつ、平成２４年度に西小学校と東中学校の校舎１棟ずつの工事を実施し、耐震化率１００％を達成した。

◎学校施設の非構造部材耐震化【教育総務課】

平成２４年度より学校施設における非構造部材（壁・天井など）の耐震化を図るため、老朽化した校舎等の外壁剥落対策工事を計画的に実施し、児童生徒の安全確保に努めた。

◎学校施設防災機能向上化【教育総務課】

津波被害に備えるため、学校校舎の屋上を避難広場として活用できるよう、平成２４年度に高鍋西中学校管理棟校舎に屋外階段と屋上フェンスを整備した。

◎学校管理備品及び教育振興備品の整備充実化【教育総務課】

平成２２年度から２３年度にかけて小中学校すべての児童生徒用机・椅子の購入整備を実施した。また、新たに導入された学習指導要領に対応する教育振興備品の整備を実施した。

◎学校環境施設整備【教育総務課】

老朽化した学校施設の営繕補修工事を適宜実施し、快適で安心できる学習環境の保全に努めた。

【課題】

▼非構造部材の耐震化の推進【教育総務課】

国の学校施設環境改善交付金を活用し、小中学校すべての校舎の外壁改修工事等を実施し、非構造部材の耐震化を推進する必要がある。

▼防災避難所としての機能向上【教育総務課】

国の学校施設環境改善交付金を活用し、津波被害に備えるための屋上避難広場の整備を推進する必要がある。

▼環境衛生設備等の改修【教育総務課】

小中学校のトイレについては、他の施設と比べて相対的に整備が遅れており、この改善を図る

必要がある。東中学校は、既に公共下水道への接続は完了しているが、東小学校はまだ接続されていないため早急に接続工事を行う必要がある。

また、公共下水道事業の計画区域外にある西小学校、西中学校については、合併処理浄化槽の老朽化も著しいため、早急に対応する必要がある。

▼空調機器の老朽化対策【教育総務課】

町内小中学校の空調設備は、防衛施設周辺防音事業補助金を活用して整備されたものであるが、老朽化による故障が目立つようになってきている。また、空調方式が中央方式であるため電気代が高い。防衛関連維持費として電気代の一部助成を受けているが、一般的な個別方式の方が必要な箇所だけの運転が可能なため大幅な節電につながるものと思われる。関係課と協議の上、今後の方針を決定する必要がある。

（２）みんなで子育てをする環境づくり

●子育てに関する学習機会の提供や情報の提供、相談体制の整備を図ります。
●幼稚園・保育園、小・中学校等が有する人的・物的資源を活用した施設の開放、家庭教育学級、保護者同士の交流など、子育ての支援を図ります。
●「家庭の日」や「少年の日」の推進など、家族ぐるみの共感活動の啓発に努めます。
●青少年育成町民会議を中心に、各青少年育成団体の充実強化を図るとともに、関係団体指導者の確保と育成に努めます。
●放課後・週末等における子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保に努めます。

①家庭教育の充実

【成果】

◎家庭教育学級【社会教育課】

幼稚園、小中学校における家庭教育学級ならびに保育園家庭教育学級出前講座を実施し、子育ての仲間づくり、子どもの基本的な生活習慣の形成などが図られた。

◎「家庭の日」の取り組み【社会教育課】

青少年の健全な育成に関し家庭の役割について理解を深めるために毎月第３日曜日を「家庭の日」として定め、啓発活動を行った。また、体育施設を休館とすること等により、親子のふれあいや楽しく過ごす機会を創出した。

◎学校支援地域本部事業【社会教育課】

学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力による小中学校の支援事業を実施した。学校が必要とする「学習の支援」「環境整備」「登下校時の安全見守り」等の活動に地域の方々をボランティアとして派遣し、学校の様々な活動に地域の大人が関わることで、子どもたちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上が図られた。

【課題】

▼家庭の教育力の向上【社会教育課】

家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどの基礎を子どもたちに育む全ての教育の出発点である。しかし、核家族化や共働き世帯などの増加など社会構造の変化によって、保護者の育児放棄や児童虐待など子育てに関する様々な問題が発生してきている。家庭教育を個々の家庭だけでなく、社会全体の問題として地域の中で支援できる体制を整備するとともに家庭の教育力の向上を図る必要がある。

▼家庭教育の推進【社会教育課】

家庭教育は子どもたちを育む全ての教育の出発点であるが、家庭教育に関心が低い保護者や生活困窮などの困難を抱え家庭教育が十分に行えない保護者への効果的な取組及び対応が必要である。

▼学校支援ボランティアの拡充【社会教育課】

学校支援ボランティアについては、携わる人が固定化され、支援内容も限定されている。学校への支援活動を現在よりも拡充するためには、様々な専門的知識を有する人達への協力呼びかけを強化し、人材を確保する必要がある。

②青少年健全育成活動の充実

【成果】

◎こども１１０番・おたすけハウスの設置【社会教育課】

地域住民の協力により「こども１１０番・おたすけハウス」を町内各所に設置し、子どもが万が一危険な場面に遭遇した時に安心して駆け込める場所を確保した。また、地域が一体となって子どもたちの安全について積極的に活動している姿を見せることで犯罪の未然防止が図られた。

◎夏祭り等での夜間指導の実施【社会教育課】

町内神社の夏祭りや高鍋城灯籠まつりにおいて、町内小・中・高等学校の教諭とＰＴＡ等で夜間指導を実施することで、青少年の非行防止を図るとともに事件・事故から子どもたちを守ることができた。

◎登下校安全見守りの実施【社会教育課】

各自治公民館や学校支援ボランティア等による子どもたちの登下校安全見守りを実施することで、子どもたちの安全確保が図られた。

◎子ども会活動の推進【事務局】

リーダー研修や子ども会親善レクリエーション大会等を子ども会育成連絡協議会と共催し、青少年の健全育成を図った。また、各地区子ども会行事にジュニア・リーダー等を派遣するなどの支援を実施することにより、子ども会活動の活性化が図られた。

【課題】

▼家庭・地域・学校などの連携強化【社会教育課】

青少年の成長と自立の支援や青少年を取り巻く問題を解決するために、家庭・地域・学校などの相互の連携を推進し、社会全体で青少年を支援する体制を強化する必要がある。

▼安全・安心な社会環境づくり【社会教育課】

情報化社会の進展により、インターネット上から様々な情報を簡単に入手できる状況にあるが、情報の中には有害な情報も含まれているため、青少年が正しく情報を収集できるよう学校や家庭の中で指導を行う必要がある。

▼子ども会の存続支援【事務局】

子どもたちの人数が減少し、子ども会活動の継続が困難となっている地域がある。子ども会活動は子どもたちの健全な育成に必要な活動であることから、その活動を支援し存続させていくことが必要である。

第２章　環境にやさしく快適なまちづくり

２－１　自然環境や景観を大切にするまち

（１）自然環境の保護と活用

●自然環境や生活環境保全のため環境保全団体やボランティアなどの活動を支援します。
●環境保全活動指導者の発掘・育成に取り組み、自然環境を永続的に保全していくための体制づくりを推進します。
●町行政と町民等が一体となって生活排水対策に取り組み、河川浄化に努めます。
●河川愛護意識高揚のため啓発活動や河川愛護団体の育成支援を行います。

①自然環境の保全

【成果】

◎ボランティア活動の支援【町民生活課】

多くのボランティア団体の協力により、海岸、河川、道路等の清掃（ごみ拾い等）が行われ、これらの団体に対してごみ袋の提供を行うとともに、収集されたごみを回収し適正に処分した。

◎農村景観環境を永続的に保全していくための体制づくりの推進【産業振興課】

農地や農業用施設等を含めた地域の環境保全活動を行う農地・水保全管理支払交付金事業に６地区（現在３地区が継続中）が取り組み、各地区において農家・非農家一体となり、地域ぐるみで環境保全活動を実施することで、その活動の定着が図られた。

◎高鍋湿原の保全【社会教育課】

高鍋湿原ボランティアの協力・指導の下で、草刈りや竹切り等の作業を行う事により良好に保全することが出来た。また、案内のための高鍋湿原ガイド養成講座を実施した。

◎アカウミガメの保護【社会教育課】

県の野生動植物保護監視員を中心に、上陸頭数と産卵状況の調査を行った。また、多くの子ガメを海に帰すことができるよう産卵直後の卵を保護・ふ化させるとともに、産卵地の保護と海岸の環境維持に努めることでアカウミガメの保護を図ることができた。

【課題】

▼海岸漂着物の処理【町民生活課】

海岸漂着物など町では処理できない船、木等のごみも多く、処理するためには海岸、河川管理者等関係機関との連携が必要である。

▼農地・水保全管理支払交付金事業の推進【産業振興課】

農家・非農家が一体となって地域の環境保全活動に取り組む農地・水保全管理支払交付金事業に現在３地区が継続して取り組んでいるが、多くの農用地が未実施であり、農村景観の保全のためには、新規地区の掘り起こしが必要である。

▼後継者の育成・確保【社会教育課】

高鍋湿原やアカウミガメは、ボランティアの協力のもと良好な状態で保護されてきているが、今後も高鍋町の貴重な自然資源として保護・継承していくためには、幅広い世代から後継者を確保するとともに育成を図っていくことが必要である。

②河川環境の保全

【成果】

◎水質汚濁の防止【町民生活課・上下水道課】

快適な生活環境を守るため、下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換や適正な施設管理の啓発を広報紙等により行った。また、生活排水（食用油等）が原因と思われる排水路への小規模な油流出等が数回確認されたため、オイルフェンスを張るなどの処置を施し、河川への流出を防いだ。

水質検査については、河川等１９か所を年２回実施し、水質に問題がないことを確認している。

【課題】

▼生活排水の適正処理【町民生活課】

河川における水質汚濁の原因の一つに、生活雑排水が未処理のまま排出されていることがあげられる。よって、生活雑排水を適正処理するためには、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を推進していくことが必要である。

（２）美しい景観の整備

●住民参画による景観まちづくりを推進します。
●町民が誇りを持ち快適に住み続けられるまちづくりを推進します。
●自然を活かしたうるおいある公園づくりを推進します。
●幼児、高齢者、障がい者にも自由に利用でき、楽しめる「ユニバーサルデザインの公園・緑地」の整備を進めます。
●行政と町民が一体となった花とみどりがあふれるまちづくりを推進します。

①美しく良好な景観の創出

【成果】

◎商店街まちなみ景観の形成【産業振興課】

平成２４年度から商店街内店舗等の外観改修に対する補助事業を開始し、初年度４件の店舗改修が実施された。城下町高鍋らしい魅力ある商店街のまちなみ景観形成に向け一歩前進することができた。

◎景観まちづくりの推進【建設管理課】

平成２２年１月１日に景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していくため、景観行政団体となった。

景観まちづくり事業として景観まちづくり学習授業、絵画コンクール、景観写真コンテストを実施するとともに景観整備機構に指定した団体の活動（住民主体の景観活動をサポートする等）を支援した。

【課題】

▼まちなみ景観形成事業【産業振興課】

商店街の統一した景観形成を目的としているが、該当する商店街に限定されており対象区域外の商店等への対応の検討が必要。また、景観に大きく影響を与えている空き店舗等における今後の取り組みを検討する必要がある。

▼景観計画の策定【建設管理課】

町内の良好な景観を維持していく施策を計画的に進めていくため、基本的な方向性を定めた景観計画を策定する必要がある。

▼景観条例の制定【建設管理課】

景観計画に基づく施策の推進並びに良好な景観の保全や魅力ある景観の形成を図っていくため、法的拘束力のある景観条例を制定する必要がある。また、条例の内容を広く町民に周知し、官民一体となった景観行政を進めていくことが必要である。

②魅力的で親しみのある公園・緑地の整備

【成果】

◎都市公園の維持管理【建設管理課】

都市公園について点検業務を行い、問題のある箇所については随時補修、修繕を行った。主に草刈り等については地域住民との協働を基本に、委託業務も活用しながら行い外観的にも機

能的にも良好な公園を維持した。

◎舞鶴公園の整備及び維持管理【建設管理課】

舞鶴公園内の樹木等の伐採、枝払い、防護柵の設置、ベンチの設置、下刈り等を行い、自然を生かしたうるおいある公園づくりに努めた。整備前と比較し、明るく、利用しやすい公園となった。

◎運動公園の整備及び維持管理【建設管理課】

小丸河畔運動公園広場に夜間でもランニングなどが楽しめるよう屋外照明施設の整備を行った。その他、定期的な巡回により運動公園内の修繕箇所の早期修繕に取り組むとともに、屋外トイレなど常に清潔で良好な状態を維持することで快適な公園環境を維持した。

【課題】

▼公園長寿命化の策定【建設管理課】

公園施設の機能保全とサイクルコスト縮減を目指すため、計画的な維持管理の方針や長寿命化対策の予定時期・内容を定めた公園長寿命化計画を策定する必要がある。

▼舞鶴公園整備基本計画の見直し【建設管理課】

平成３年度に作成された舞鶴公園整備基本計画のうち美術館建設以外は２０年近く未実施状態であり、今後も実現は不可能であるため、現計画を現状に応じた適切な計画へと見直すことが必要である。

③花とみどりのまちづくりの推進

【成果】

◎行政と町民が一体となった緑化活動の推進【事務局】

新ひむかづくり運動町民会議の「花いっぱい運動」を継続して、各種団体や地域住民が独自で実践し、道路沿線や各地域の緑地において花の植栽等を行った。

◎住民による緑化活動への支援【事務局】

高鍋町みどり推進会議や土木の日の活動などで緑化木や花の苗の配布を行い、地域や各家庭での緑化活動を支援した。

◎たかなべまちの駅連絡協議会における花コンテストの実施【事務局】

たかなべまちの駅の目印である看板下のプランタを活用し、平成２４年度で５回目となる「まちの駅対抗花コンテスト」（最優秀賞１、優秀賞３、特別賞１の計５点）を実施した。回を増すごとにそれぞれの駅のおもてなしの表現がユニークになり、質の高いコンテストになっている。

【課題】

▼みどりの少年団の充実【産業振興課】

より多くの子供たちに自然に親しみ緑化活動への関心を持ってもらいたいが、児童数の減少により団員が減少している。今後も活動を継続していくためには、団員の確保が必要である。

▼緑化活動の継続並びに拡大【事務局】

新ひむかづくり運動町民会議の「花いっぱい運動」の終了後、各種団体や地域住民により継続して独自の緑化活動を行ってきたが、その活動をこれからも継続し、町内全域に広げていくことが必要である。

（３）廃棄物対策の推進

●４Ｒの普及啓発及びごみの分別収集の徹底を図り、ごみの減量化、資源化を推進します。
●職員による環境パトロールや関係機関と連携し、不法投棄対策に努めます。
●一般廃棄物の適正な収集運搬・処理に努めます。
●一般廃棄物処理施設の適正な運営・管理に努めます。

①廃棄物の排出抑制

【成果】

◎廃棄物の排出抑制【町民生活課】

広報・出前講座・個別のごみ分別指導による４Ｒの普及推進及び事業者から排出される一般廃棄物の事業系ごみへの移行を推進することで、家庭系ごみの減量化を行うことができた。

※４Ｒとは…

①Refuse（リフューズ）：不要なものは買わない。過剰包装やレジ袋を断る。
②Reduce（リデュース）：ごみを減らす。（使い捨て商品を買わないなど）
③Reuse（リユース）：再使用する。（修理して使う。フリーマーケットやバザーの活用など）
④Recycle（リサイクル）：再生利用する。

【課題】

▼事業系廃棄物の適正処理【町民生活課】

事業所から排出される廃棄物の増量に伴い、総ごみ量が年々増加している。

町のごみの減量化を推進していくためには、事業所並びに収集許可業者の協力が不可欠であり、今後、各事業所等に対しごみ減量化・資源化の啓発・指導が必要である。

②廃棄物の適正処理の徹底

【成果】

◎不法投棄・不適切野外焼却の防止【町民生活課】

不法投棄看板等の設置や監視パトロールを行うとともに、不法投棄ごみの回収を行った。また、警察や保健所等関係機関と連携し不法投棄ごみの中から原因者を特定したうえで指導を行い、不法投棄の抑制に繋げた。

焼却不適物の野外焼却及び近隣の方へ迷惑となる野外焼却については、生活環境の保全を第一に発見時に速やかに指導を行うとともに、定期的な広報により焼却の禁止を呼びかけた。

【課題】

▼不法投棄の抑止【町民生活課】

各地区に設置してあるごみ集積場への地区外からの投げ込み、悪質な不法投棄等は人目のつかない場所や夜間に行われることが多く、今後、監視カメラの導入も視野に入れた検討が必要と考える。

③廃棄物処理体制の整備

【成果】

◎循環型社会への前進【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきへの搬入により資源化・リサイクル化が進み、循環型社会形成に向け前進した。

加えて、各集積場へ出された家庭ごみの収集運搬・処理を計画的に行った。家庭系ごみの収集運搬委託業者を２業者から１業者へ一本化し、委託費の抑制に繋げるとともに事務の効率化を図った。

し尿・浄化槽汚泥については、高鍋・木城衛生組合において引き続き適正処理を行っている。

【課題】

▼廃棄物処理施設経費の増加【町民生活課】

ごみ処理施設の建設改良費用、ごみ処理に伴う運営費用は現在も大きく町財政の負担となっている。

▼廃棄物収集体制の整備【町民生活課】

収集運搬の効率を上げ費用の削減を行うためには、ごみ量の減量化に加え現在町内に９００箇所以上あるごみ集積場の統廃合やこれに呼応した高齢者等への個別収集等の検討を行う必要がある。

④廃棄物処理施設の適正管理

【成果】

◎処理施設の適正管理【町民生活課】

一般廃棄物最終処分場の施設及び機器等が正常に機能するよう管理を行い、適正な状態での水処理を行っている。また、染ケ岡地区や川南町漁業協同組合等との協定事項を遵守するとともに、水質検査等を定期的に行い、処理水等に関しては異常がないことを確認している。

【課題】

▼廃棄物処理施設の改修【町民生活課】

一般廃棄物最終処分場内の機器等の老朽化も進んでおり、計画的な機器等の入替え及び修繕が必要な時期に来ている。

し尿・処理施設である高鍋・木城衛生組合においては、施設の老朽化が進み施設改修の必要がある。

（４）地球温暖化防止対策の推進

●「高鍋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制に行政が率先して取り組みます。
●町民や事業者に省資源・省エネルギー対策の啓発や情報提供を行います。
●再生可能エネルギーの利活用など地球温暖化防止対策の促進に努めます。
●環境教育を推進し、町民の地球温暖化に対する意識の啓発を図ります。

①地球温暖化防止対策の推進

【成果】

◎「第２次高鍋町地球温暖化対策実行計画」の策定【政策推進課】

「第２次高鍋町地球温暖化対策実行計画」を策定し、行政組織が一事業体として温室効果ガス削減に積極的に取り組むことで地球温暖化対策の推進を図った。

◎地球温暖化対策に関する周知啓発【政策推進課】

町の事務事業におけるエネルギー使用量を把握・公表することで、職員への地球温暖化対策の周知と町民や事業者等への啓発を行った。

◎再生可能エネルギーの導入促進【政策推進課】

平成２４年２月に太陽光発電システム（３５ｋｗ）を役場本庁舎屋上に設置し、再生可能エネルギーの導入推進と普及啓発を図った。

また、平成２５年度中には第一次避難施設に指定されている高鍋町中央公民館の災害時における避難施設機能維持を目的として、太陽光発電システム（２０ｋｗ）と蓄電池（４０ｋｗｈ）の導入を計画している。

【課題】

▼町民等への地球温暖化対策に関する啓発【政策推進課】

町全体で温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めるために、一般家庭や事業所等における排出量の把握や効果的な啓発、情報提供が必要である。

また、東日本大震災をきっかけに高まった省エネ意識を持続する取り組みを進める必要がある。

▼「第２次高鍋町地球温暖化対策実行計画」の目標達成【政策推進課】

「第２次高鍋町地球温暖化実行計画」では、平成２２年度を基準年度とした二酸化炭素排出量を平成２７年度までに８．１％削減する目標値を設定しているが、平成２４年度に排出係数が見直されたため、基準年度より１７．５％増加する結果となっている。目標達成に向けて、さらなる温室効果ガスの排出削減が必要である。

（５）環境保全の人づくり・地域づくりの推進

●環境に対する町民意識の高揚を図るため、学校教育から社会教育にいたるまで、生涯学習の各段階における環境教育を推進します。
●ごみ処理・資源リサイクル・地球温暖化・河川浄化など、町民に身近な環境問題について、その啓発活動と情報提供を推進します。
●環境基本計画の策定を検討します。

①環境教育の推進

【成果】

◎保育園・幼稚園における環境教育の実施【事務局】

県では、幼い頃から環境に対して感じる豊かな心を育て、環境への理解や関心を深めるため、環境学習に取り組む幼稚園・保育園を「エコ幼稚園・保育園」として認定している。町内では、一真持田保育園、なでしこ保育園、わかば保育園の３園が認定を受け、段ボールコンポストなどの環境教育を実施した。

◎学校における環境教育の実施【町民生活課・教育総務課】

ごみ減量化推進ポスターを小学校に依頼し、子どものころから環境に関心を持つ機会づくりを行った。また、東西小中学校の授業の中で各学年の成長段階に応じた環境教育を実施した。

◆東小学校

学年	実施内容
１年生	○校内や学校周辺での自然観察、記録、体験活動 ○アサガオ等の植物栽培
２年生	○野菜の栽培、収穫 ○昆虫の飼育
３年生	○高鍋湿原の環境や生き物についての調べ学習 ・高鍋湿原の見学
４年生	○社会科「ごみの処理と利用」との関連学習 ・西都児湯クリーンセンター見学
５年生	○国語「森林のおくりもの」 ・森林の役割についての調べ学習 ○社会科「わたしたちの生活と環境」 ・森林の役割、環境問題、自然災害についての学習 ○総合的な学習の時間 ・米作り（田植え、稲刈り体験） ・「水土里ネット」による出前授業（Ｈ２４）ネイチャーゲーム
６年生	○社会科「世界の未来と日本の役割」 ・地球温暖化、熱帯雨林の減少についての学習 ・地球環境悪化を防ぐための世界の取り組みについての学習

◆西小学校

学年	実施内容
３年生	○総合的な学習の時間 ・高鍋湿原見学 ・アカウミガメの保護
４年生	○総合的な学習の時間 ・蚊口の浜の清掃活動（アカウミガメの保護） ・社会科「ごみの処理と利用」との関連学習 ・西都児湯クリーンセンター見学

◆中学校

「環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」と定められている学習指導要領に基づき、社会科、理科、保健体育科、技術家庭科、道徳の各教科において環境問題、エネルギー問題、地球温暖化問題などの環境教育を推進している。さらに、総合的な学習の時間を利用して１年生による蚊口浜美化活動も行っている。

◎地域における環境教育の実施【社会教育課】

自治公民館長・婦人部長合同研修会において、「ゴミの減量化をめざして」と題し環境教育を実施することで、ゴミの分別や減量について理解が図られた。

【課題】

▼継続的な環境教育の実施【町民生活課】

幼少期からごみの分別やリサイクルに関する教育を行い、家庭や社会生活で実践できるような取り組みを行うことが必要である。

▼こどもエコクラブの推進【事務局】

子どもたちが誰でも参加できる環境活動クラブである「こどもエコクラブ」の登録の推進を図り、子どもたちの自主的な環境学習活動を支援することが必要である。

※平成２５年９月２日現在：１９クラブ、５８０人（宮崎県内登録数、高鍋町登録はなし）

▼学習機会の拡充【社会教育課】

環境教育の充実を図るため、公民館講座や専科教室・自主教室のメニューに積極的に取り入れ、学習機会の増加に努める必要がある。

②環境基本計画策定の検討

【成果】

◎「高鍋町環境基本計画」の策定【政策推進課】

「高鍋町環境基本計画」を策定し、町における環境行政に関する総合的かつ計画的な環境保全への取り組み方針を定めた。

◎「高鍋町環境基本計画」の周知【政策推進課】

「高鍋町環境基本計画（概要版）」を作成し、町内全世帯へ配布し普及啓発を行った。

【課題】

▼「高鍋町環境基本計画」の推進体制構築【政策推進課】

「高鍋町環境基本計画」に示された環境施策を確実かつ効果的に推進するための体制が確立していないため、早急に推進体制を構築する必要がある。

２－２　生活を支える基盤が整っているまち

（１）土地資源の有効活用

●土地基本法、土地利用関連法、景観法の適正な運用により、無秩序な開発を抑制するとともに、豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産の保護に努め、町民生活の安全性や快適性の確保に配慮した土地利用を促進します。
●遊休農地の解消と有効活用に努め、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みを推進します。
●市街地の状況に的確に対応した都市計画区域等の見直しにより適正な誘導・調整に努めます。

①土地資源の有効活用

【成果】

◎遊休農地の現地調査【農業委員会】

農業生産活動のための基礎的な資源である農地を良好な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくために農地相談員や農業委員とともに現地調査を行い、遊休農地の解消や農地の有効利用に努めた。

◎土地利用の適正な誘導・調整【産業振興課】

農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づき、無秩序な農地転用等がされないよう適正な審査を行った。

◎適正な土地利用の確保【政策推進課】

土地基本法の基本理念に基づき土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図った。（国土利用計画法の届出制による経由事務）

【課題】

▼農業後継者の減少対策【農業委員会】

離農や高齢化等により農地の売り手は増加傾向にあるが、後継者で農業に従事している人が少なくなっており、そのまま遊休農地になる傾向がある。優良農地を維持・保全していくためにも、農業後継者の確保や新規就農者の増加などの対策を講じる必要がある。

▼国土調査未了地区の推進【産業振興課】

国土調査は、各筆の境界を確認し地積の確定をするもので、資産管理に大きく役立つものであるが、現在、町内の市街地部分の大半で国土調査が終了しておらず、境界確認等紛争の原因ともなりかねない状況であり、未了地区の早急な国土調査着手が必要となっている。

▼農業振興地域整備計画の見直し【産業振興課】

高鍋町の「農業振興地域整備計画」は平成１３年９月に改訂されて以来そのままとなっており現在の土地利用と整合が取れなくなっている状況も散見されている。平成２２年に県の整備計画の改訂が行われたことを受け、県の整備計画との整合を図るためにも高鍋町の農業振興を図る基本となる「農業振興地域整備計画」の見直しが必要である。

▼制度の周知【政策推進課】

国土利用計画法に基づく届出制度がまだまだ周知されておらず、無届事案となるケースが多いため、届出制度の啓発を強化する必要がある。

（２）住みよい住宅の整備

●町民ニーズに対応した良質な住宅や住環境が確保され、安心して暮らせるまちづくりに努めます。
●多様な世帯に対応した町営住宅の整備に努めます。

①人と自然にやさしい住環境の整備

【成果】

◎住宅の耐震化推進【事務局】

木造住宅の所有者で申請のあった者に対し、補助金を交付することで耐震診断及び耐震改修工事を受けやすくし、安全で快適に住み続けられる住環境を整備した。また、防災意識の向上を図るとともに、地震の際の建物倒壊等を未然に防ぐことができた。

◎住宅のバリアフリー化【事務局】

手すりの設置や床段差の解消などの住宅改修に対して介護保険制度を利用した助成を行い、高齢者や障がい者にやさしい住環境の整備を行った。

【課題】

▼住宅の耐震化推進【事務局】

木造住宅の耐震診断及び耐震改修について助成を行っているが、制度を利用する人が少ない。大規模地震による建物倒壊などを未然に防ぐためにも助成制度の更なる周知と利用促進が必要である。

②町営住宅の整備

【成果】

◎町営住宅の良好な維持管理【事務局】

町営住宅の雨漏りや漏水対策、住宅の周辺環境整備等を実施し、居住者が快適に生活できるよう維持管理を行った。

◎高鍋町公営住宅等長寿命化計画の策定【建設管理課】

安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、修繕、改善、建替えなどの公営住宅等の活用手法を定め、長期的な維持管理の実現に資することを目的として、平成２３年度に「高鍋町公営住宅等長寿命化計画」を策定した。

【課題】

▼多様な住民ニーズへの対応【建設管理課】

高齢者、障がい者が生活しやすい良好な住環境づくりに努める必要があり、「高鍋町公営住宅等長寿命化計画」にも明記されているが住宅の段差解消、手すりの設置等を年次的に実施していく必要がある。

（３）上水道の整備

●水道事業経営の健全化を図ります。
●災害に強い水道施設を計画的に整備します。
●町内事業者等との協力体制を充実させ、被災時に速やかに復旧できる体制整備に努めます。
●安全でおいしい水道水の安定供給に努めます。
●大切な水への理解を求めながら、水を無駄にしない暮らし方の普及啓発に努めます。

①上水道の整備

【成果】

◎水道水の安定供給【産業振興課】

町内の上江・南高鍋の約６４０戸に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り安定した飲料水の供給に努めた。

◎水道事業経営の健全化【上下水道課】

中長期的な計画により施設の更新をしていくことで、費用の抑制及び公債費負担の軽減に努め、事業経営の健全化を図った。

◎浄水施設の拡張・管路の更新【上下水道課】

竹鳩浄水場の配水池を増設したことにより、水道施設設計指針に謳われている施設容量を確保することができ、より安定した水の供給を図ることができた。また管路の新設・更新を行うことにより、災害に強い水道施設の整備を図った。

◎災害時における体制整備【上下水道課】

危機管理マニュアル及び事業継続計画を策定したことにより、災害時の危機管理体制の再整備ができた。また、高鍋町管工事業組合が設立され、災害時における協力体制を確立した。

【課題】

▼施設の長寿命化【産業振興課・上下水道課】

水道管をはじめ施設の老朽化が進み施設の更新が必要となっているが、施設の更新には莫大な費用が必要となることから、サイクルコストの縮減・平準化を目指した取り組みが必要である。

（４）下水道の整備

●生活排水処理計画を総合的に見直し、引き続き生活排水対策の推進を図ります。
●公共下水道未接続世帯の接続、受益者負担金や使用料の未納者対策を推進し、健全な経営の確保に努めます。
●公共下水道で対応できない地域は、合併処理浄化槽の設置を促進します。
●生活排水処理施設の必要性や適正管理についての啓発に努めます。

①公共下水道の整備と水洗化率の向上

【成果】

◎公共下水道事業の見直し【上下水道課】

少子高齢化に伴う将来人口の減少や、水使用量の実績等を踏まえた計画汚水量等の見直し、また、財政事情により、認可計画どおりの事業進捗ができていないため、公共下水道事業認可期間を平成２７年度まで延伸し、計画的な整備を行った。

◎公共下水道への接続率の向上【上下水道課】

平成２２・２３年に下水道接続普及推進員２名により未接続世帯への戸別訪問を行った。結果、下水道の必要性を理解してもらい接続世帯も増え水洗化率の向上が図られた。

【課題】

▼生活排水処理計画の見直し【上下水道課】

平成２７年度の公共下水道事業認可期間終了後の計画を見直す必要がある。今後、下水道の補助事業は、未普及解消から防災減災・改築更新への予算配分が多くなるため、浄化槽設置整備事業を拡充し生活排水処理の普及率を上げる必要がある。

▼受益者負担金・使用料の未納者対策【上下水道課】

使用料の未納者については、上水道に徴収委託をしているため適切な処理を行っているが、受益者負担金の未納者については、負担金納入のためのきめ細やかな対応が必要である。

②合併処理浄化槽設置の推進

【成果】

◎補助金交付による浄化槽整備【上下水道課】

持家の汲取り・単独浄化槽を合併処理浄化槽へ切り替えるもの、もしくは専用住宅を自己が使用する目的で建築するものの合併処理浄化槽設置者に対して、浄化槽の規模に応じ補助金を交付することにより、設置希望者が増え生活環境の改善・水質汚濁の防止を図ることができた。

【課題】

▼合併処理浄化槽の設置の促進【上下水道課】

補助金交付の予算が限られているため、設置希望者全てに対応ができていない。また、公衆衛生の向上・水質保全の観点から、貸家や大型浄化槽設置者に対する補助も検討していく必要がある。

（５）道路環境の整備

●高速道路や国・県道等の整備促進のため、国・県等へ要望していきます。
●町道については、安全で快適に利用ができるよう維持管理に努めます。また、優先度を考慮した計画的な整備を推進します。
●町民等との協働による道路環境美化に取り組みます。

①広域道路網の整備

【成果】

◎東九州自動車道の整備【事務局】

東九州自動車道の早期全面開通を目指し、県北地域で行われる「東九州自動車道建設促進宮崎県北部期成会」に他の自治体と協力して、多数の職員で参加することで早期開通に向け気運を高めるとともに、その必要性を県内外に発信した。

平成２２年度には西都・高鍋間、日向・南延岡間が開通し、平成２４年度には高鍋・都農間、延岡・須美江間、北浦・蒲江間が開通するなど、東九州自動車道の整備は着実に進んできている。

◎国への要望活動【事務局】

竹鳩橋の永久橋への架け替え、国道１０号の交通渋滞緩和促進並びに１級河川「小丸川水系」の国の直轄管理堅持の３項目について、国土交通省本省・九州地方整備局・宮崎工事事務所に対し町長・議長をはじめ関係職員・議員で要望活動を行った。

継続して要望を続けることで、高鍋大橋側道橋の整備が行われることとなり、平成２５年度に完成することとなった。

【課題】

▼国への要望活動の継続【建設管理課】

町の要望事項である竹鳩橋の永久橋への架け替えや国道１０号の交通渋滞緩和促進など粘り強く継続して要望していく必要がある。特に、竹鳩橋の架け替えは交通量増加への対応や災害時等緊急活動への対応のためにも早期実現に向けて強く国へ要望していく必要がある。

②町道の整備

【成果】

◎町道の維持管理【建設管理課】

嘱託職員２名により日常的に道路パトロールを行い道路不良箇所の対応に努めており、事故、苦情等は減少している。また、慢性的に補修が必要な箇所については舗装等の打ち替え等を実施した。

◎町道の新設・改良整備【建設管理課】

地区からの要望、町の施策により優先順位を定め計画的に町道の新設・改良を進めているところである。補助事業を利用し整備を行っており、幅員の拡幅、側溝の設置、通学路の安全確保等により住民が安心・安全に利用できる道路の整備を進めることができた。

【課題】

▼町道整備に係る財源の確保【建設管理課】

補助事業等を利用し整備を進めているが、補助対象外の整備については町単独事業となる。また、慢性的に補修が必要な箇所の舗装打ち替え等についても町単独事業となるため、その財源確保が必要である。

▼町道整備等についての要望への対応【建設管理課】

毎年、地区等から道路整備に関する要望が多数寄せられているが、全ての要望箇所への対応ができていない状況である。必要性など優先順位を定めて、年次的に対応していく必要がある。

③沿道景観の整備

【成果】

◎町民との協働による道路環境美化【建設管理課】

地区が実施する町道の清掃、草刈り等について道路愛護報奨金を支出することで、道路に対する景観美化の意識を根付かせることができた。

【課題】

▼道路愛護報奨金制度の継続【建設管理課】

現在多くの地区が町道の清掃、草刈り等を行っているが道路愛護報奨金制度について住民啓発活動を行い、作業を行う地域を増やしていく努力が今後は必要である。

（６）公共交通の充実

●交通不便地域の解消と交通弱者の外出支援を図ります。
●廃止路線代替バスや町内巡回バスの効率的で効果的な運行を総合的に検討します。
●利用者のニーズに応じた公共交通サービスの提供に向け、民間事業者と連携を図ります。
●バス・鉄道の利用促進に努めます。

①公共交通の充実

【成果】

◎廃止路線代替バスの運行維持【政策推進課】

特に高齢者や児童生徒といった車を運転できない方々にとって、貴重な移動手段となっている廃止路線代替バスの運行について、ルートやダイヤなど、そのあり方について関係市町と検討・協議を行ったり、県の補助制度を活用しながら運行を維持した。

◎地域公共交通会議の開催（公共交通についての協議の場の創出）【政策推進課】

国や県、警察、民間事業者、住民といった委員で構成する地域公共交通会議において、町内巡回バスをはじめとする高鍋町の公共交通について総合的に検討し、利用者のニーズに応じた公共交通サービスの提供を図った。

◎「高鍋町地域公共交通総合連携計画」及び「高鍋町生活交通ネットワーク計画」の策定【政策推進課】

高鍋町の地域特性や町民ニーズに的確に対応でき、将来にわたって利用され、効率的で持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、「高鍋町地域公共交通総合連携計画」および「生活交通ネットワーク計画」を策定した。

【課題】

▼公共交通体系の確保維持改善【政策推進課】

今後の急激な高齢化への対応や公共交通不便地域の解消といった課題を解決するため、「高鍋町地域公共交通総合連携計画」に基づいて、より効率的で効果的な公共交通体系の構築が必要である。

▼利用者数増加のための施策の展開【政策推進課】

廃止路線代替バス、町内巡回バスともに利用者数が減少傾向にあり、これらのバスに対する負担が町の財政を圧迫している状況である。町内巡回バスのさらなる周知や高鍋バスセンター、高鍋駅との結節による利便性向上などを図り、利用者数を増加させていくことが必要である。

（７）墓地の整備

●唐木戸霊園の適正な管理を図ります。
●貸し付け状況や需要動向を勘案しながら適正な墓地の整備を進めます。

①墓地の整備

【成果】

◎墓地の適正管理と増設【町民生活課】

霊園内の草刈り、剪定等を定期的に行った。また、霊園内の空地を利用し区画の増設を行い、平成２２年度に６区画、平成２４年度に６区画の使用許可を与えた。

◎墓地台帳の整備【町民生活課】

平成２３年度に、墓地約７５箇所の墓石位置及び建立者名等を記載した墓地台帳を整備した。これにより墓地の位置等の確認が容易となり、住民サービスの向上を図ることができた。

【課題】

▼新たな墓地の確保【町民生活課】

唐木戸霊園内の空き区画も残り少なく、今後、新たな町営墓地の造成について検討の必要がある。

２－３　災害に強く、生活の安全が守られているまち

（１）危機管理体制の整備

●町民の生命、身体及び財産を守るための危機管理体制の充実・強化を図ります。
●災害情報や避難勧告等の情報伝達体制の強化を図ります。
●災害時要援護者に対して、優先的な避難行動ができる体制整備を進めます。
●防災情報の広報や防災訓練の実施により町民の防災等への意識高揚に努めます。
●家庭や地域ぐるみで災害に対応できるよう地域防災体制の強化を図ります。

①危機管理体制の整備

【成果】

◎防災行政無線放送施設の更新【総務課】

災害発生等の有事の際、速やかな避難行動ができるよう情報伝達手段として効果的な防災行政無線放送施設の更新（デジタル化・子局増設）に着手した。

◎防災情報配信システム登録者の拡大【総務課】

広報紙への掲載、津波避難訓練や防災講座等での登録を呼びかけたことにより、登録者数の拡大を図ることができた。

※平成２１年度末登録者数：１，４２８人　→　平成２４年度末登録者数：２，１６８人

◎防災訓練の実施による防災意識の高揚【総務課】

津波避難訓練や総合防災訓練を実施することにより、初動体制や情報伝達体制などの確立を図るとともに、訓練を通して町民の防災意識の高揚を図ることができた。また、出前講座において防災講習を実施し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災対策の必要性を認識させることができた。

※津波避難訓練（５月）　Ｈ２３：住民３２５名参加　　、Ｈ２４：住民１，６００名参加
※総合防災訓練（９月）　Ｈ２３：関係機関５２４名参加、Ｈ２４：関係機関４５４名参加

◎自主防災組織の育成・活性化の促進【総務課】

高鍋町地域防災力向上促進事業費補助金や県の防災モデル地区育成事業を活用し、自主防災組織の育成・活性化を図った。

※地域防災力向上促進事業　Ｈ２２：川田・黒谷自主防災組織
Ｈ２３：水除・大工小路自主防災組織
Ｈ２４：正ヶ井手・鴫野自主防災組織
※防災モデル地区育成事業　Ｈ２４：正ヶ井手自主防災組織

◎津波避難対策の強化【総務課】

津波避難対策として、標高マップを全戸に配布するとともに、電柱やＮＴＴ柱に標高表示板を設置した。また、津波一時避難場所として、高層の建物（３階以上）の避難ビル指定を行っている。

◎防災拠点施設の耐震化【総務課】

災害時において避難所となる学校施設などの防災拠点施設の耐震診断を行った。また、診断結果に基づき、施設の補強工事を行った。

◎防災備蓄品の整備【総務課】

災害時における非常食（乾燥米、乾パンなど）や避難所用備品（毛布・マット、ストーブなど）を毎年度購入し、備蓄を行うことで、災害発生時に備えることができた。

◎全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備【総務課】

防災情報通信設備整備事業交付金により、庁舎無線室に全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を整備した。このことにより、緊急地震速報や武力攻撃等の緊急事態の情報が受信・発令できるようになった。

【課題】

▼災害時要援護者対策【総務課】

健康福祉課において災害時要援護者の把握を行っており、一部の方については個別計画の策定が終了しているが、早急に全員の個別計画を策定する必要がある。

▼防災情報配信システムの更新【総務課】

現在の配信システムでは、電子メール２００通以上の一斉送信ができないため、１０数回に分けて送信しており、タイムラグが生じている。情報伝達の迅速化を図るため、システムの更新が必要である。

▼自主防災組織の育成【総務課】

本町の防災計画では８４地区を自主防災組織として位置付けているが、規約を有する組織は平成２４年度末時点で９組織（１３地区）であることから、地域の防災リーダーとなる防災士の育成を図るとともに、組織の育成・強化を図っていく必要がある。

▼全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備【総務課】

現在の防災行政無線（同報系）が旧式のため、Ｊ－ＡＬＥＲＴと防災行政無線との接続ができていないことから、防災行政無線の更新時に合わせて接続し、有事の際の情報伝達手段として活用していく必要がある。

▼津波対策の推進【総務課】

南海トラフ巨大地震最終報告や県津波浸水想定の公表等に基づき、町防災計画の全体的な見直しや津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、業務継続計画の策定等津波対策を総合的に推進する必要がある。

▼防災活動拠点施設（庁舎）の耐震化【事務局】

大規模災害発生時の情報収集や発信など災害対応における活動拠点である役場庁舎の一部に耐震補強が必要であることが判明したため、早急に耐震化を図る必要がある。

（２）治水対策・土砂災害防止対策の推進

●急傾斜地崩壊、土石流災害に対する防止対策を積極的に推進します。
●災害危険箇所の点検を実施するとともに、町民への周知徹底を図ります。
●土砂災害ハザードマップを整備し、防災対策に努めます。
●防災行政無線をデジタル化し、災害情報・避難情報伝達体制強化に努めます。

①治水対策の推進

【成果】

◎小丸川、宮田川の治水対策の実施【建設管理課】

今後予想される東南海・南海地震による津波被害を最小限に抑えるため堤防高の低い宮田川の堤防嵩上げを国土交通省へ要望した。要望活動により宮田川の堤防嵩上げ、小丸川の堤防補強、小丸川の浚渫工事が国土交通省において実施され、津波だけでなく洪水時の治水対策が図られた。

【課題】

▼宮越地区排水ポンプ場建設の要望活動【建設管理課】

洪水時には内水排除対策として、宮越樋管（小丸川）に排水ポンプ（排水能力１．２５ｔ／ｓ）が設置されるが、排水能力は十分なものでないため、排水ポンプ場設置を今後とも国土交通省へ要望していく必要がある。

▼老朽化した「ため池」の診断・整備【産業振興課】

大規模地震の際、老朽化した「ため池」の崩壊による被害が想定されており、現在使用中の「ため池」の耐震度診断を実施するとともに、診断結果に基づく補強や適正な維持管理ができるように指導や助成手法の検討が必要である。

②土砂災害防止対策の推進

【成果】

◎土石流災害防止対策の実施【建設管理課】

高鍋町災害危険箇所に指定された箇所については保全対象の有無、多少にかかわらず、調査及びパトロールを実施している。土石流危険箇所に指定された数カ所について治水砂防事業を実施し、その対策に取り組んできたところであり、危険度判定ランクにおいても改善が図られた。

◎急傾斜地崩壊対策の実施【建設管理課】

高鍋町災害危険箇所として指定された急傾斜地において、町や県の施工により崩壊対策を実施している。直近では山下地区が県施工により崩壊対策が講じられ、新規地区として脇地区が県施工により実施されることとなった。

◎災害危険箇所点検の実施【総務課】

出水時期前に、防災関係機関と合同で災害危険箇所の把握と点検を実施し、土砂災害防止対策に役立てることができた。

◎土砂災害防止訓練の実施【総務課】

毎年６月の土砂災害・全国統一訓練に合わせて土砂災害防止訓練を行うことにより、土砂災害警戒情報の発表、避難所・避難経路の確認及び地区住民の防災意識の高揚など、土砂災害の軽減

に資することができた。

※Ｈ２３：山下地区、Ｈ２４：家床地区

◎土砂災害ハザードマップの整備【総務課】

災害危険箇所や避難所、避難経路を示した土砂災害ハザードマップを作成・配布、町ＨＰに掲載することで町民の防災意識の高揚が図られ、土砂災害が発生する前の安全かつ速やかな避難行動に役立てることができた。

※Ｈ２２：山下地区・松本地区、Ｈ２３：脇地区・黒谷地区・家床地区・坂本地区

Ｈ２４：永谷地区・大平寺地区

【課題】

▼土石流災害防止対策の推進【建設管理課】

高鍋町防災計画により指定された土石流危険箇所においてＡランクは存在しないが、危険が回避されたわけではないため、今後の調査及びパトロールを通して、危険箇所については、県施工による事業実施の要望を行うとともに、町施工分については県単独補助事業を活用できるよう要望を行っていく必要がある。

▼急傾斜地崩壊対策の推進【建設管理課】

高鍋町防災計画により指定された急傾斜地は２０箇所あるが、そのうち危険度判定Ａランクの急傾斜地が９箇所あり、早急な対策が必要である。今後の調査及びパトロールを通して、県施工による事業実施の要望を行うとともに、町施工分については県単独補助事業を活用できるよう要望を行っていく必要がある。

▼土砂災害ハザードマップの整備と活用【総務課】

県による土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に合わせて、随時、高鍋町災害危険個所の土砂災害ハザードマップを作成し公表する必要がある。また、地域住民への配布に留まらず、ハザードマップを活用した土砂災害防止訓練を実施し、土砂災害から身を守る対策に努める必要がある。

（３）消防体制の充実強化

●常備・非常備消防体制の充実強化を図るため、消防車両や機材の計画的な整備を行います。
●活動拠点施設、車両及び装備品の充実など団員の活動環境の整備を図り、魅力ある消防団づくりを推進します。
●防火水槽や消火栓など消防水利施設の整備を進めます。
●町民の防火意識の高揚を図ります。
●自主防災組織の充実強化に努めます。
●的確かつ迅速な避難誘導及び救助が行われるよう、情報伝達の強化を進めます。

①消防体制の充実強化

【成果】

◎地域防災力強化促進事業を活用した非常備消防体制の充実強化【総務課】

補助事業等を活用し、消防団各部へ消火活動に必要なヘルメットやホースなどの資機材・装備品の計画的な整備を行い、消防団員の安全確保や活動環境の向上を図ることができた。

◎訓練カリキュラムの充実による団員の技能向上・組織強化【総務課】

新入団員・部長・消防団幹部など役職やスキルに応じた研修及び訓練を実施するとともに、各種訓練において、無線機を活用した訓練や実践を想定した災害の訓練を実施し、消防団員の技術向上と組織力の強化を図ることができた。

◎消防施設の充実【総務課】

消防団の活動拠点となる機庫の充実を図るため、消防団第２部の機庫の建設を行った。

【課題】

▼新入団員の確保【総務課】

大規模災害時での避難誘導や救助活動など、地域防災における消防団員の果たす役割が強化されるなか、町外勤務者や雇用形態の多様化などの事情により若者の加入が困難な状況にあり、消防団員の高齢化や団歴の長期化を招いている。魅力ある消防団づくり、消防団活動への社会的理解が高まるための働きかけなどを行い、団員定数２８５人に近づくよう継続的な新入団員の確保を図っていく必要がある。

※Ｈ２５．４．１現在：２５７人

▼消防車両等の計画的な整備【総務課】

厳しい財政状況の中、補助事業等が縮小・制限されたこともあり、耐用年数を経過し老朽化した消防車両等の更新が計画的に進んでいない。そのため、新たな更新計画を策定し、年次的に更新する必要がある。

②予防行政の強化

【成果】

◎地域に密着した活動の展開による予防行政の強化【総務課】

管轄地域内での年間を通じた防災広報啓発の実施や、地域の自主防災組織と連携した訓練への参加など、各地域において予防行政の中核を担う組織としての位置づけを高めることができた。

また、火災発生時の消火活動、津波注意報発表や自然災害時における避難広報・誘導、救助・救出活動などにより、住民の生命と財産を守ることができた。

【課題】

▼移動系無線機器のデジタル化による情報伝達の強化【総務課】

東児湯消防組合の消防無線及び町の防災行政無線がデジタル化されることに伴い、消防車両に装備している無線受信機や携帯型無線機の移動系無線についても、互換性を確保するため、デジタル化を図っていく必要がある。

（４）交通安全対策の推進

●交通事故が多発している道路などについては、総合的な交通安全施設の整備を推進し、安全、円滑、快適な交通環境づくりに努めます。
●交通事故抑制のため、町民総参加のもと交通安全運動を展開し、歩行者・運転者相互の交通安全に対する意識の高揚を図ります。
●交通指導員や「高鍋明倫みまもり隊」など、通学通園等における安全確保のための人材育成を図ります。

①交通安全施設の整備

【成果】

◎交通安全施設の設置・維持補修整備による道路交通環境の改善【総務課】

点検・パトロールや地区からの要望に応じ、歩道や交差点等の危険箇所に交通安全施設（カーブミラー、区画線、ガードレール等）の設置や維持補修、交差点改良等の整備を行い、交通事故防止や道路交通環境の改善を図った。

◎通学路の安全点検の実施【総務課】

児童生徒の登下校時の交通事故が全国で相次いだことを受け、教育機関、道路管理者、警察等による緊急合同点検を実施し、安全対策の検討を行った。

※実施箇所　○下屋敷地区の通学路
○神祭野坂（町道茂広毛平付・上永谷線）
○水谷原地区付近の県道３０５号線
○一真持田保育園附近の町道坂本・鴫野線
○町道川田・竹鳩線の竹鳩橋

【課題】

▼通学路の安全性の向上【総務課】

近年、通学中の児童の列に車が突っ込む痛ましい事件が全国的に発生していることから、ゾーン３０の設定や歩車道の分離など通学路の安全確保対策を進めていく必要がある。

※ゾーン３０とは…

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速３０キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

②交通安全教育の推進

【成果】

◎交通安全運動の町民全体への展開【総務課】

交通指導員や各地区公民館による街頭指導を春・秋の全国交通安全運動や年間を通じて実施し、交通安全の確保や、交通マナーに対する意識の高揚を図ることができた。また、子育て応援フェスティバル・成人式・灯籠まつりなどの各種イベントで街頭啓発を行い、若者から高齢者まで、幅広い年代に対して交通安全の意識づけをすることができた。

【課題】

▼自転車利用者の交通マナーの向上【総務課】

自転車による交通事故の割合が増え、時には、未成年者が事故当事者になるケースもある。そのため、自転車も車両であるという認識を自覚させるよう、自転車利用者に対する交通安全教育を充実していく必要がある。

▼てげてげ運転撲滅による交通安全思想の醸成【総務課】

高鍋町は、県内の交通事故発生ワースト順位においてワースト１０位以内の上位を占めることが常連になっており、交通事故防止のためには、町民挙げて交通安全に対する意識やマナーの向上を図っていく必要がある。

（５）防犯体制の整備充実

●「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、地域住民と行政が一体となった地域安全活動を推進します。
●夜間、地域内の危険な場所等への防犯灯の整備に努めます。

①地域安全対策の推進

【成果】

◎青色防犯パトロールの実施等による地域安全活動への支援【総務課】

青色防犯パトロールの実施や街頭啓発を行うとともに、防犯協会や地域安全モデル地区、自治公民館組織など、団体との連携協力・活動支援により犯罪者を寄せ付けないまちづくりを推進することができた。

◎防犯灯の新設・補修整備による犯罪抑止・安全確保【総務課】

地区からの要望に応じて、防犯灯を設置するとともに、老朽化した防犯灯の補修を行い、歩行者等の安全確保や犯罪の未然防止を図った。

【課題】

▼地域の見守りボランティアの育成【総務課】

世代間交流や地域のつながりが希薄化する中で、子ども・女性・高齢者が狙われる事案が増えている。犯罪者を寄せ付けない安心安全なまちづくりを推進するためには、地域住民による見守りや監視が効果的であることから、見守りボランティアの育成や組織化が必要である。

（６）安全な消費生活の推進

●消費者の知識の習得や問題意識を高めるため、消費生活情報の提供などの消費者教育、啓発活動の充実に努めます。
●消費生活の多様な苦情や相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。

①消費者保護の強化

【成果】

◎消費者保護に関する啓発・相談窓口体制の充実【総務課】

消費者行政活性化基金事業補助金の活用で啓発用品やパンフレットを購入、出前講座等で配布し、効果的な消費者教育啓発を展開することができた。また、相談業務用の机・イス等の資機材を整備し、相談窓口体制の充実を図ることができた。

◎無料法律相談の実施【総務課】

消費者行政活性化基金事業補助金を活用した弁護士による無料法律相談会を開催し、消費者トラブルや多重債務等の相談に関して、法律専門家による的確な助言や応答がなされ相談者の救済を図ることができた。

◎くらしのアドバイザーの活用による地域密着の消費者啓発活動【総務課】

くらしのアドバイザーだよりの発行や街頭啓発活動を実施し、地域住民に身近な場面で消費者情報の提供、消費者問題の把握、相談窓口の周知・案内を行い、消費者問題の早期解決・消費者被害の未然防止を図ることができた。

【課題】

▼消費者問題の早期解決・救済を目指した高度専門的な相談窓口業務体制の確立【総務課】

消費者問題の相談にあたり、民事上の法律知識を必要とする事案も多く、行政窓口として対応に限界を感じる場合があるため、的確な情報収集と迅速な周知による被害防止、消費問題の早期解決・救済が図られるよう高度専門化した広域的・総合的な相談業務体制の確立が将来的に必要である。

▼小中学生への消費者行政の推進【総務課】

トラブルに巻き込まれないためには、消費者問題の未然防止が重要であることから、子どもの頃から正しい知識を習得し、適切な対応するための消費者教育が必要である。

第３章　健康福祉のまちづくり

３－１　人にやさしいまち

（１）子育て支援の充実

●延長保育や一時保育など誰もが必要なときに安心して利用できるよう柔軟な保育サービスの提供に努めます。
●放課後児童クラブの設置場所や増員の検討など放課後児童対策を推進します。
●地域子育て支援センター事業を支援し、世代間交流や育児サークル等の育成に努めます。
●子育て支援を担うＮＰＯ法人等の団体や人材の育成・支援に努めていきます。
●子育てを支援する各種助成制度の充実や各種相談体制の整備を図ります。

①保育サービスの充実

【成果】

◎延長保育の実施【健康福祉課】

町外事業所への就労や終業時間の都合により、保育園の就園時間内の送迎が困難な保護者に対して、延長保育を実施することで送迎時間を気にすることなく、安心して働くことができる環境を提供することができた。

◎休日保育の実施【健康福祉課】

日曜・祝日及び年末等、保護者の勤務等による休日保育のニーズに対応することで、保護者の保育に対する負担の軽減を図るとともに、安心して働くことができる環境を提供することができた。

◎一時預かりの実施【健康福祉課】

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、さまざまなニーズに応じた保育サービスを提供することができ、子育てをしている親の不安や負担の軽減が図られた。

◎放課後児童クラブの実施【健康福祉課】

就業等により昼間、家庭に保護者がいない小学校低学年の児童を預かることで、小学生の健全育成を図ることができるとともに、保護者が安心して働くことができる環境を提供することができた。

【課題】

▼放課後児童クラブの拡充【健康福祉課】

現在、放課後児童クラブは、２小学校、１保育園、１幼稚園、１児童館で実施しているが、利用希望者は、年々増加しておりクラブのクラス数等の拡充が必要である。

▼障害のある児童の保育の整備【健康福祉課】

現在、高鍋町には障害のある児童を受け入れる施設がなく、町外にある事業所に通所している状況にあるため、障がい児の通所支援事業所を確保していく必要がある。

▼問題を抱える児童の保育サービスの確立【健康福祉課】

障害の認定を受けない児童への対応は、保育現場で戸惑いを生み、また、問題を抱える児童の保護者へのアプローチのとり方が難しい現状となっている。今後、早期療育につながる保育サービスの確立が必要である。

②町民等との協働による子育て支援の充実

【成果】

◎ファミリーサポートセンターの設置【健康福祉課】

仕事の都合や育児疲れ、急用等により、一時的に子どもを預かって欲しい「おねがい会員」を「おたすけ会員」が支える育児の相互援助活動を行うネットワークづくりができた。

◎地域子育て支援センター事業の促進【健康福祉課】

私立保育園が運営する地域子育て支援センターを活用することで、子育て中の保護者や子どもが気軽に集い安心して意見交換ができ、育児について気軽に相談できる仲間づくりができる等、幅広い子育て支援が図られた。

◎地域活動支援事業の促進【健康福祉課】

私立保育園２園において、地域の高齢者や小学生との多世代交流が図られた。また、地域の高齢者の子育てへの支援参加が図られた。

◎子育て支援事業の広報【政策推進課】

ＮＰＯ法人等の団体が行う子育て支援事業を「お知らせたかなべ」などの広報紙で広報することによって、広く町民に事業を周知するとともに、団体の活動の支援に努めた。

【課題】

▼ファミリーサポートセンター登録者の促進【健康福祉課】

ファミリーサポートセンターの利用については、子どもを預かってほしい「おねがい会員」と子どもを預かる「おたすけ会員」が登録のうえ利用する制度であるが、「おたすけ会員」の登録が横ばい状況にあるため、多様な「おねがい会員」に対応するためにも登録者の促進を図る必要がある。

③相談支援体制の強化

【成果】

◎子育て支援センター事業の促進【健康福祉課】

核家族化が進むなか、保護者に対し育児相談や交流事業などを通し、地域においての子育て支援を行い、在宅で子育てを続けている保護者の不安や負担を軽減することができた。

◎乳児家庭全戸訪問事業の促進【健康福祉課】

保健師や母子保健推進員により、生後１～２ヶ月の乳児のいる家庭を訪問し、育児などの相談、子育て支援情報の提供等を行うことで母親の育児不安の軽減を図ることができた。

◎乳幼児医療費助成制度の充実【健康福祉課】

乳幼児医療費助成制度については、償還払いから県内医療機関受診に係る助成を現物給付とし、申請書提出の負担軽減を図るとともに、助成システムへの入力作業量を減らすことができた。

◎要保護児童対策地域協議会の設置【健康福祉課】

代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催することで、関係者との連携が図られ、要保護児童の家庭に対して適正な支援ができた。

【課題】

▼問題を抱える児童の診療・療育機関の整備【健康福祉課】

問題を抱える児童は増加傾向にあるが、西都児湯管内に発達障害等の診療機関がなく、早期発見につながらず小学校就学後に様々な問題が発生しているため、障害の早期発見・早期療育につながる診療・療育機関の整備が必要である。

▼子育て利用支援相談機関の整備【健康福祉課】

地域子育て支援センターにおいて、子育てに悩みを抱える保護者の相談等に応じているが、子ども・子育て支援新制度施行以降については、子育て支援給付事業及び子育て支援事業の利用に対応する新たな相談体制の整備が必要である。

（２）高齢者福祉の充実

●必要なときに必要なサービスが受けられる体制整備に努めます。
●介護サービスに関する相談・苦情窓口などの体制整備を進めます。
●介護予防サービスなどが継続して利用できる体制整備を進め、介護予防の充実を図ります。
●在宅で介護する者の負担軽減のため各種サービスの利用支援や情報提供を行うほか、地域に密着した支援体制を関係機関と連携し確立します。
●高齢者が気軽に参加し継続できる様々な活動の場や町政参画の機会の提供を図ります。
●高齢者クラブの活動支援やシルバー人材センター等との連携による雇用対策を推進します。

①介護保険による福祉サービスの充実

【成果】

◎介護サービス等に関する総合相談窓口の設置【健康福祉課】

地域包括支援センターを高齢者に関する総合相談窓口として位置づけ、介護サービスに関する相談はもとより、高齢者の権利擁護、虐待に関する相談等へ対応するための体制を整備することができた。

◎高齢者の自立支援のためのサービス提供【健康福祉課】

福祉用具の購入や住宅改修のサービスを提供することで、高齢者の自立を支援し、安心して在宅生活を送る環境整備を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図ることができた。

◎地域密着型介護老人福祉施設の整備【健康福祉課】

地域密着型介護老人福祉施設の開設に向けて備品等の整備を支援し、住み慣れた地域で必要なときに必要なサービスを受けられる体制の整備を進めることができた。

【課題】

▼高齢化の進展による介護給付費の増加【健康福祉課】

高齢化の進展により、介護サービス受給者、介護給付費が増加している。今後、介護予防事業の実施による介護サービス受給者、介護給付費の抑制が必要である。

▼対応困難ケースの増加【健康福祉課】

高齢化の進展に伴い、支援してくれる家族等のいない高齢者が増加している。今後、施設入所等の対応が難しいケースが増加すると懸念されるため、様々な高齢者に対応できる体制の構築が必要である。

②介護予防の推進

【成果】

◎介護予防サービスの提供【健康福祉課】

高鍋町地域包括支援センターが中心となり、介護予防サービスの相談・計画作成を行い、適切な介護予防サービスの提供を行うことができた。

◎介護予防の啓発【健康福祉課】

運動機能向上のための介護予防パンフレットを作成し、出前講座等で幅広く活用することにより、介護予防の推進、啓発を行うことができた。

【課題】

▼二次予防事業の取組【健康福祉課】

マンパワーの不足により、二次予防事業対象者の把握及び二次予防事業に取り組めていない。関係機関との更なる連携と人材の確保が必要である。

※二次予防とは…

高齢者の低下した活動性や生活機能を早期に発見し、介護が必要な状態とならないよう、できる限り予防するための介護予防事業。

▼閉じこもりの防止【健康福祉課】

高齢者クラブや各種社会活動に参加しない閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促し、生きがいづくりや介護予防を推進していく必要がある。

③地域支援体制の充実

【成果】

◎高齢者に関する各種相談窓口体制整備【健康福祉課】

地域包括支援センターの各種有資格者による介護相談、高齢者虐待や権利擁護相談など高齢者に関する幅広い相談に対応することができた。

◎高齢者見守り体制の充実【健康福祉課】

フリーダイヤルでの緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯で慢性疾患等により常に注意を必要とする高齢者が、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備した。

◎認知症サポーターの養成【健康福祉課】

児湯農協、金融機関、保険会社等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、地域全体で認知症の方を支える体制の充実を図った。

◎介護者の負担軽減【健康福祉課】

介護中であることを示す介護マークや啓発ポスターを作成し、介護への理解を深め、介護者にやさしい社会づくりを推進することができた。また、社会福祉協議会と連携し、「認知症介護者のつどい」を毎月開催することで、介護者の心のケアに努めることができた。

【課題】

▼独居高齢者への働きかけ【健康福祉課】

二次予防事業の取組と合わせて、閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のある高齢者の早期発見・早期対応を可能にする体制の整備が必要である。

④高齢者の生きがいづくり支援

【成果】

◎高齢者クラブ活動の支援【健康福祉課】

社会福祉協議会と連携し、グラウンドゴルフ大会や作品展示会等を開催することにより、高齢者クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいづくりや健康づくり等を推進することができた。

◎高齢者等多世代交流施設の整備【健康福祉課】

旧県立特別養護老人ホームを、高齢者から子どもまで、健常者から障がい者までが気軽に集えるサロン的な場所として整備した。

◎シニアサーフィンスクールの開催【健康福祉課】

年間を通じて県内外のサーファーで賑わう蚊口浜でシニアサーフィンスクールを開催することで高齢者の生きがいづくりと健康づくりを図ることができた。

◎高齢者や障がい者が集う場の整備【健康福祉課】

中央公園と正ヶ井手児童公園に健康遊具を設置し、集う場の環境整備を行うことで障がい者や高齢者の運動機能の向上や閉じこもり防止を図ることができた。

◎シルバー人材センター等との連携による雇用対策の推進【健康福祉課】

雇用対策の推進とともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくり、高齢者の生きがいづくりが図られた。

【課題】

▼高齢者の雇用対策【健康福祉課】

元気な高齢者の経験や技術、知識を生かし、社会参加の場を提供するため、シルバー人材センター会員への就業機会の確保や拡大に向けた新規事業創出が必要である。

▼高齢者等多世代交流拠点施設の活用【健康福祉課】

平成２４年度に整備した高齢者等多世代交流拠点施設を、さまざまな活動の場となるための利用促進に向けた広報活動が必要である。また、多世代の生きがいづくりや健康づくりの場となるよう教育機関や福祉機関等と連携が必要である。

（３）障がい者福祉の充実

●障がい者に対する理解と認識を深めるため、広報活動や福祉教育、ボランティア活動を推進するとともに、相互理解を深めるためのふれあいや交流の場の拡充を図ります。
●障がい者の積極的な社会参加を促進するため、建物や道路、公園等のバリアフリー化や、スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加機会の拡充を図ります。
●関係機関と連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
●自宅で生活する障がい者のニーズに応じた各種サービスの周知と利用促進に努めます。
●障がい者と介護者の在宅時の負担を軽減するため、各種サービスの充実を図ります。
●様々な障がい者が利用できる施設の充実を図ります。

①障がい者の自立と社会参加の促進

【成果】

◎障がい者の積極的な社会参加の促進【健康福祉課】

手話通訳者派遣、移動支援、同行援護、相談支援などの各種サービスの提供により障がい者の社会参加促進が図られた。また、障がい者スポーツ大会等の開催により参加機会の拡充を図ることができた。

◎障がい者の雇用拡大【健康福祉課】

就労系サービスの提供や障がい者雇用コーディネーターをはじめとする関係機関との連携により、障がい者の雇用拡大を図ることができた。

◎障がい者の自立促進【健康福祉課】

障害福祉サービスの提供やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの参加機会の拡充により、障がい者の自立に向けた就業・生活面での支援を図ることができた。

◎基幹相談支援センターの設置【健康福祉課】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う基幹相談支援センターを設置し、障がい者相談支援の充実を図ることができた。

【課題】

▼障がい者の自立と雇用促進【健康福祉課】

障がい者就業・生活支援センターや就労系サービス事業所は、就職相談から就業まで一体的な支援に取り組んでおり、障害者の雇用の促進等に関する法律でも障がい者の雇用促進を図っているが、障がい者を雇用する事業所がまだまだ少なく働く場の確保が難しい。そのような中では、障害年金以外の収入の確保が難しいため、自立した生活の構築が困難である。

▼支援サービス事業所の不足【健康福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児を支援するサービス事業所が町内にないため、障がい者（児）のニーズに対応できない部分がある。今後、支援サービス事業所の確保を図っていく必要がある。

▼権利擁護の推進【健康福祉課】

知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の利用促進が図られていないため、利用促進に向けた啓発や周知が必要である。

▼障害福祉サービス等の周知【健康福祉課】

平成２５年４月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となるが、その周知が図られていないため、利用促進に向けた啓発や周知が必要である。

※難病とは…

障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。

▼障がい者虐待防止の周知【健康福祉課】

平成２４年１０月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する法律」が施行されたことにより、虐待防止に向けた啓発や周知が必要である。

②在宅福祉の充実

【成果】

◎障がい者と介護者の在宅時の負担軽減【健康福祉課】

居宅介護サービス（入浴等の身体介護、掃除・調理等の家事援助）、短期入所サービスの利用や住宅改造補助事業、ねたきり老人等介護手当支給、その他のサービス提供により、障がい者と介護者の日常生活における負担軽減等の支援が図られた。

◎自宅で生活する障がい者のニーズに応じた各種サービスの周知と利用促進【健康福祉課】

計画相談により対象者の状況やニーズを把握することができ、障がい者や家族のニーズにあった障害福祉サービスの周知・利用促進が図られた。

【課題】

▼障害福祉サービス等の周知【健康福祉課】

障害福祉サービス等を利用していない障がい者に対しての周知が不足しているため、利用促進に向けた啓発や周知が必要である。

③施設福祉の充実

【成果】

◎様々な障がい者への支援体制の充実【健康福祉課】

相談支援事業所（特定・一般）の指定や委託により、地域活動支援センターの利用拡充や相談窓口の充実が図られた。また、関係機関と連携することで、在宅生活を困難とする人の施設入所支援を行った。

【課題】

▼自立支援施設の拡充【健康福祉課】

入所施設は、ほぼ満床状態で希望者は待機しなければならない状況であるため、障がい者が自力で生活できるよう自立を促していく必要がある。そのため、共同生活事業所や共同生活の場で生活できるような自立支援のための施設の拡充が必要である。

（４）地域福祉活動の推進

●共に助け合い、支えあい、安心して暮らせる地域社会を築くため、社会福祉協議会を中心に、就業や生活相談の充実、経済的自立の助長、生活意欲の向上喚起を促進します。
●地域におけるボランティア等の人材育成を図り、地域の福祉力向上を目指します。

①地域福祉活動の推進

【成果】

◎地域の福祉力向上【健康福祉課】

福祉団体や障がい者団体の活動を支援することで地域福祉活動の推進が図られた。

◎日常生活における支援【健康福祉課】

社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動により、就業や生活相談の充実、経済的自立の助長、生活意欲の向上が図られた。

【課題】

▼ニーズの多様化【健康福祉課】

地域社会におけるニーズが多様化しており行政や社会福祉協議会だけでは対応が難しい状況にある。子どもや高齢者、健常者や障がい者などの垣根を越えて、地域社会全体で対応する体制の整備が必要である。

▼社会福祉協議会の活動の充実【健康福祉課】

地域福祉の中心となる社会福祉協議会の活動の充実を図るため、社会福祉協議会自身がその存在意義や今後の方向性を決定していく必要がある。

（５）人権の尊重

●関係団体と連携強化し、発達段階に応じた効果的な人権教育、啓発の推進を図ります。
●人権問題に関わる指導者の育成を図り、人権擁護委員等による相談体制を充実します。
●各種審議会委員への女性の積極的な登用を図ります。
●男女共同参画等についてパンフレットなどによる広報・啓発活動を積極的に展開します。
●男女共同参画について学習・啓発活動を行う団体の活動を支援します。

①人権啓発の推進

【成果】

◎人権啓発活動の実施【政策推進課】

人権擁護委員の日（６月１日）、人権週間（１２月４日～１２月１０日）に併せて人権擁護委員の協力のもと街頭啓発を実施した。啓発グッズやパンフレット等の配布を行い、人権意識の高揚を図った。

◎夏休みふれあい映画祭の開催【政策推進課】

人権意識の高い子供の育成を図るため、小中学生を対象に人権啓発映画を上映する夏休みふれあい映画祭を開催した。

◎高鍋城灯籠まつりでの啓発活動の実施【政策推進課】

「高鍋城灯籠まつり」の開催に併せて、人権啓発パネル展をまつり会場内で実施し、啓発物品を配布するなどして人権意識の高揚を図った。

◎人権・なやみごと相談所の開設【政策推進課】

毎月第２火曜日に「人権・なやみごと相談所」を開設し、虐待、差別、いじめ・体罰、離婚、相続問題、金銭トラブル等の多様な相談に対して、人権擁護委員による問題の整理やアドバイスを行い相談者の不安解消や問題の解決を図った。

【課題】

▼町民の人権意識の高揚【政策推進課】

人権に関する教育や啓発活動は、学校教育や社会教育など様々な場面で取り組んでいるが、今なお人権に関する問題が存在しており、人権を尊重する意識が浸透しているとは言い難い状況にある。さらなる人権意識の高揚を図るため、学校や家庭などあらゆる場面での人権教育を進めていく必要がある。

▼人権問題に関わる指導者の育成【政策推進課】

同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に向けて、職場や地域において人権啓発の指導者育成を図る必要がある。

②男女共同参画の推進

【成果】

◎男女共同参画社会の推進【政策推進課】

毎年、各種団体からの推薦委員で構成する「高鍋町男女共同参画推進懇話会」を設置し、研修会や啓発活動を行い男女共同参画社会の実現に向けた町民意識の高揚を図った。

【課題】

▼各種審議会等の女性登用【政策推進課】

本町のあらゆる施策に男女共同参画を反映させていくため、各種審議会委員への女性登用を図っているが、「高鍋町男女共同参画プラン」での目標３０％に達していないため女性の登用率アップを図る必要がある。

▼団体等との連携・支援による男女共同参画社会の推進【政策推進課】

男女共同参画社会の推進には地域における多様な主体との連携・協働によるさまざまな場面での学習・啓発活動が効果的であるため、連携や支援の対象となる団体等の育成を図っていく必要がある。

３－２　健康に暮らせるまち

（１）生涯にわたる心身の健康づくり

●国民健康保険事業の制度や運営について、広報等による普及啓発活動を行います。
●医療費の適正化や保険税の収納率向上など国保事業運営の健全化に努めます。
●広報や様々な機会を通じた未受診者対策を行い、生活習慣病の予防と特定健診受診率の向上に努めます。
●特定保健指導の適正化を図るとともに、保健師などの人材育成と資質向上に努めます。
●生涯にわたる心身の健康づくりを推進するため、各種保健事業の充実に努めます。
●食育の意義や必要性を周知するため、食に関するイベント等の食育活動を支援します。
●高鍋町食育推進計画に基づく食育推進活動を町全体で展開します。

①国民健康保険事業運営の健全化

【成果】

◎医療費適正化への取り組み【健康福祉課】

適正受診等についてのチラシを作成し、保険証発送時に同封した。その他啓発パンフレットも活用して、様々な呼びかけを心掛けている。特にジェネリック医薬品の使用を促進するため、保険証交付時に使用促進カードを配布、また対象者には使用した際の差額について通知した。

◎特定健康診査受診率向上・保健指導への取り組み【健康福祉課】

受診率向上のため、補助金を活用した勧奨や未受診者へのアンケートを実施した。節目年齢を設定し、エコー検査や心電図検査など「魅力ある健診」を目指した。また、保健指導にはプールの利用だけではなく、フィットネスクラブの協力により、指導を受けやすい環境づくりにも取り組むことができた。

◎温泉無料保養券の交付【健康福祉課】

後期高齢者を対象に、健康づくりへの寄与を目的として、年に６回分の温泉無料保養券を交付した。

【課題】

▼医療費の適正化【健康福祉課】

多受診や重複受診の問題だけではなく、高額な医療が１件増えるだけでも町の医療費には大きな影響があるため、日ごろの生活習慣や年に１回の健診の重要性について啓発していくことが必要である。

▼特定健診受診率の向上【健康福祉課】

「年に１回の受診」という意識づけのためには、より受診しやすい環境と充実した内容の健診でなければならない。生活習慣病で治療中の人の診療情報提供委託事業や腹部・頸動脈音波検診心電図、貧血検査を追加した魅力ある健診等の受診率向上に向けた取り組みが必要である。

▼後期高齢者医療制度に伴う影響【健康福祉課】

後期高齢者支援金にも係わるため、国保被保険者同様に健診の勧奨やかかりつけ医の重要性について周知していくことが必要である。また、特別調整交付金を利用した温泉の無料保養券について、その有効性の検証も含め、他の施策についても検討していく必要がある。

②予防医療体制の整備

【成果】

◎生活習慣病予防を目的とした健康診査の受診率向上のための取り組み【健康福祉課】

電話での受診勧奨のほか、補助事業予算を活用した訪問によるアンケート調査・受診勧奨を行うことにより、受診率向上に取り組んだ。また、生活習慣病治療中の方に対しては、医療機関から血液検査等の情報提供を受け、未受診対策を行った。

◎特定健康診査時の指導の充実【健康福祉課】

食品を展示し、栄養のバランス・一日の必要量・エネルギー量を視覚的に伝えることで、食生活習慣を見直すための取り組みを行った。また、健診の継続受診や生活習慣病予防等のスライドを作成し、受診者全員に見てもらうなど指導の充実を図った。

◎特定保健指導および健診事後指導の充実【健康福祉課】

特定保健指導の対象者には、個別指導のほか、運動と栄養についての健康教室を開催し、生活習慣病の予防につなげた。また、特定保健指導対象者以外の事後フォローが必要な人には、病院受診勧奨や生活習慣の改善を促した。

◎生涯にわたる健康づくりの推進（健康づくり計画の策定）【健康福祉課】

生活習慣病を予防し、町民が健やかに心豊かに生活するために、健康づくりの３本柱「栄養･運動･休養」と健康診査受診等の予防活動を、ライフステージ毎に具体的にまとめた「高鍋町健康づくり計画」を平成２４年４月に策定し、各事業に取り組んだ。

◎生涯にわたる健康づくりの推進（母子保健事業）【健康福祉課】

子どもが健やかに生まれ育つことを目指し､妊娠､出産､育児の各時期を一貫して支援するため､母子健康手帳交付から、母親学級・乳幼児健康診査・乳幼児相談・各種教室などを行うことで、心身の健康づくりや子育て支援に取り組んだ。

◎生涯にわたる健康づくりの推進（成人期・老年期）【健康福祉課】

がん検診などの各種健診や健診後のフォローを行うとともに、各地区婦人部や各団体への出前講座を行い、健診の必要性や生活習慣病予防、心の健康づくりなどを説明し、心身の健康づくりに取り組んだ。また、出前健康相談を行い、高血圧をはじめとする生活習慣病予防や心の健康づくりに努めた。

◎生涯にわたる健康づくりの推進（感染症予防対策）【健康福祉課】

インフルエンザ予防接種をはじめ各種予防接種事業、結核検診を行うことで感染症予防に努めた。特に乳児に対しては、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの助成を開始し、髄膜炎等の発症予防につなげた。

◎自殺防止につなげるこころの健康づくり講演会や出前講座を実施【健康福祉課】

「自分のこころの向き合い方」「こころがつながる地域を目指して」をテーマにこころの健康づくり講演会を開催した。各地区や団体に対する出前講座を行い、また、各団体に自殺対策会議「いろり端会」の取り組みをまとめたリーフレットを各団体に配布した。

【課題】

▼特定健康診査未受診者に対する対策【健康福祉課】

健診受診者は増加しているが、年１回の継続受診につながっていない場合も多い。未受診の理由を調査分析し、受診率向上に努める必要がある。

▼健診受診後の特定保健指導や生活習慣病予防の継続的支援【健康福祉課】

重症化予防や、生活習慣病の改善には継続的なフォローが必要である。また、長年積み重ねてきた生活習慣の改善は困難なため、子どもの頃からの生活習慣病の予防に対する意識付けが必要である。

③食育の推進

【成果】

◎「高鍋町食育推進計画」に基づく事業の推進【健康福祉課】

町民が「食」に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、「高鍋町食育推進計画」に基づき保育園・幼稚園、学校、子ども会、その他団体からの依頼による調理実習・講話等に取り組んだ。また、行政だけではなく児湯農協など各種団体と連携して食育に関する事業を展開し、食育推進運動の啓発に努めた。

【課題】

▼食をとりまく環境の変化に伴う意識や食生活スタイルの変化【健康福祉課】

急速な経済発展に伴い、食の外部化をはじめ食の多様化が大きく進展するとともに、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある。特に、子ども達が健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となるため、乳幼児健診での栄養指導の継続と共に保育園･幼稚園児・子ども会等幼少時からの食育の充実が必要である。

（２）医療体制の整備

●地域住民の保健医療対策を推進するとともに関係機関との連携により高度な医療体制・医療施設の整備に努めます。
●初期段階における応急対策の体制を整備するため、講習会の実施やＡＥＤの普及啓発を図ります。

①医療体制の整備

【成果】

◎適正な医療サービスに向けた医療体制・医療施設の整備充実【健康福祉課】

医師会、歯科医師会、高鍋保健所等の関係機関と連携し、住民が安心して医療サービスを受けることができる高度な医療体制・医療施設の整備が図られた。

◎救急業務の体制整備【事務局】

東児湯消防組合と連携し、消防団員をはじめとする町民に対し普通救命講習を受講させることにより救命処置の技術を習得させることができた。また、町内の公共施設や企業の協力によりＡＥＤ（自動体外式除細動器）を５６箇所（高鍋町把握分）に設置し、心停止時の救命措置に役立てることができた。

◎ドクターヘリの運行開始【事務局】

平成２４年４月１８日から宮崎大学医学部附属病院を基地病院とする宮崎県ドクターヘリが運行開始され、救急医療に精通した医師及び看護師がドクターヘリに同乗し救急現場へ向かうことにより、いち早く患者さんに救命医療を行うとともに、医療機関へ搬送することが可能となり、救命率の向上や後遺症の軽減が図られることとなった。

また、町内２箇所（小丸河畔運動公園、東児湯消防組合）をヘリポートとして指定し、救急搬送の際に利用することとした。

【課題】

▼救急医療体制の整備【健康福祉課】

現在、西都児湯医療センターの当直医師の不足等により、一部診療科目のみの対応となり救急医療体制が苦境にたたされているため、早急な救急医療体制の整備が必要である。

▼屋外イベントでのＡＥＤ利用【事務局】

ＡＥＤの普及は図られてきているが、設置施設やその周辺での利用に限られている状況であり、屋外でのイベントなど設置施設以外での利用方法（貸出など）を検討する必要がある。

（３）スポーツ、レクリエーション活動の充実

●関係機関と連携を図りながら各種のスポーツ、レクリエーション活動を展開し、町民の健康増進と体力の向上に努めます。
●自分の体力やレベルに応じて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。
●社会体育施設の維持管理体制を強化し、整備や改善を進め利便性の向上を図ります。

①生涯スポーツの振興

【成果】

◎各種スポーツ大会の開催【社会教育課】

スローピッチソフトボールやミニバレーボールなど様々な競技の大会を企画することで、多くの町民が参加することのできる機会を提供し、融和を深め町民の健康増進や生涯スポーツの振興を図った。

◎各種競技団体への補助【社会教育課】

高鍋町体育協会に補助をすることで、協会に加盟している２２の競技団体への活動の支援を行い、競技団体に加入する選手の競技力向上と町民の生涯スポーツの推進を図った。

◎スポーツ推進委員の活動【社会教育課】

教育委員会が委嘱しているスポーツ推進委員がニュースポーツの大会など独自の活動を行うことで、多くの方にスポーツの素晴らしさを伝え、生涯スポーツの推進及び健康増進を図った。

◎県外大会出場への補助【社会教育課】

県の代表として、全国大会や九州大会に出場する選手の旅費等の一部を補助することで、負担軽減を図り、県外の大会へ参加しやすい環境づくりを行った。

◎学校施設（体育館等）の活用【事務局】

学校体育施設開放事業により学校の体育館や運動場を一般の団体や学生に貸し出しできるようにすることで、スポーツを行う環境の充実が図られた。

【課題】

▼総合型スポーツクラブの設立【社会教育課】

全国的に中学校区に１つの割合で設置が推進されている総合型スポーツクラブであるが、高鍋町ではいまだ設立されていない状況であり、町民のスポーツ振興の柱として設立を検討する必要がある。

▼各種スポーツ大会への参加促進【社会教育課】

公民館単位での大会を企画するのは、地域の親睦や団結を深めることで地域活力となることが目的ではあるが、申込みが１０公民館を下回る大会があるため、誰もが参加しやすい大会（競技）を検討する必要がある。

②社会体育施設の整備と活用

【成果】

◎高鍋町体育館の改修【社会教育課】

町体育館は、建築後４０年を経過し老朽化が著しい体育館であるが耐震診断を行った結果、一部補強を行うことで耐震性能が確保できることが判明したため、耐震補強と併せて全面改修を行い利用者の利便性向上を図ることとした。また、避難所としての機能を備えた改修を行うこととした。

◎屋内多目的広場の建設【社会教育課】

小丸河畔運動公園内に雨天時でも競技の練習等に利用できる屋内多目的広場を建設し、野球キャンプのアピールポイントとして誘致を図った。

【課題】

▼社会体育施設の老朽化対策【社会教育課】

町体育館など社会体育施設の多くは老朽化が進んでいるため、利用者が安心して利用できるよう改修計画を策定し、年次的な改修・整備を行っていく必要がある。

第４章　地域資源を活かした元気なまちづくり

４－１　活力ある産業が育つまち

（１）活力ある農業の振興

●高度な経営管理能力と技術力を備えた農家や地域をリードする人材の育成に努めます。
●認定農業者の育成や農用地の利用集積について、関係機関と連携し指導・助言を行います。
●優良農地の保全に向けた農業生産基盤の整備を推進します。
●地域住民や関係機関と連携し、農地・水・環境保全向上対策を推進します。
●高鍋地域有機農法実践協議会を中心に人にやさしい農業を目指した取り組みを推進します。
●農業用廃プラスチックや家畜排せつ物の適正管理・適正処理を推進します。
●「安全」「安心」「新鮮」「旬」な農産物の地産地消を推進します。
●学校給食において、地元食材の利用促進を図ります。

①農業経営基盤の強化

【成果】

◎農地相談員の設置【農業委員会】

農業の重要な生産基盤である農地について、その確保及び有効利用の促進を図るために農地相談員を設置し、農地の利用調整に関する相談活動、農地利用状況調査等を行い、耕作放棄地の解消に努めた。

◎農家や地域をリードする人材の育成【産業振興課】

将来の担い手となる青年農業者で構成するＳＡＰ会議への支援を行い、担い手の育成に努めた。また、認定農業者を対象に研修会や露地・施設・畜産といった部門ごとの学習会、地場産業振興会メンバーとの意見交換会を実施するなど、農家の技術力向上を図った。

◎認定農業者の育成や農用地の利用集積【産業振興課】

国の施策と連携し、認定農業者等を地域の中心となる経営体として人・農地プランに掲載し、新規就農や農地集積などの支援施策が受けられる体制づくりを行った。また、２地域のきめ細やかプランを作成し、地域単位で農地集積等がスムーズに行える体制づくりを進めた。

◎融資指導等の体制の充実【産業振興課】

新農業振興対策協議会の金融部会等を通じて融資希望者の経営指導等を県や児湯農協と連携して実施し、農家の経営改善を図った。

【課題】

▼耕作放棄地の経営者の確保【農業委員会】

耕作放棄地が、近年急激に増加しており、規模拡大農家の減少や現在の耕作地からの距離が遠いとの理由から耕作者の確保が困難な状況にある。今後、耕作者を確保できるよう対策を講じていく必要がある。

▼農用地の利用集積【産業振興課】

農用地の利用集積は、集積しようとする農地周辺の所有者や耕作者の理解が必要である。地区単位で中心となる経営体を決め、統一した農用地の集積方針を共有する体制づくりを行っていく必要がある。

▼担い手の確保【産業振興課】

今後１０年間を考えると担い手不足は深刻な問題である。次世代の担い手解消に向け、国の施策と連携し、新規就農者や農業後継者への継続的な支援を行っていく必要がある。

▼法人化の推進【産業振興課】

今後、後継者不在による耕作放棄地の増加が予想されるが、耕作放棄地にさせないため、周辺の中心となる農家の規模拡大に頼らざるを得ない。規模拡大を行っていけばどうしても家族経営から法人経営へ転換していく必要が生じる。現在、家族経営がほとんどの状況であるため、地域の中心となる経営体を選定し、法人化に向けた検討を行っていく必要がある。

②農業生産基盤の整備

【成果】

◎農地・水・環境保全向上対策の推進【産業振興課】

農地や農業用施設等を含めた地域の環境保全活動を行う農地・水保全管理支払交付金事業に６地区（現在３地区が継続中）が取り組み、各地区において農家・非農家一体となった施設の維持管理を行った。

◎村づくり交付金事業の実施【産業振興課】

町内の農業生産基盤や農村環境を整備するため、計画的に農道・集落道・ため池・四季彩のむらの整備を実施し、農業生産性の向上や良好な農村景観の形成を図った。特に、四季彩のむら内の遊歩道整備により総合交流ターミナル施設（めいりんの湯）との連携が可能となった。

◎尾鈴土地改良事業の推進【産業振興課】

平成２４年度より染ヶ岡・鬼ヶ久保地区の県営事業が採択され、年次的に畑地かんがい用水の支線水路の整備が進められることになった。平成２５年度には切原ダムや幹線水路の国営事業が完了し、畑地かんがい用水（切原ダムの水）を使用した営農が開始可能になる。

【課題】

▼農地・水保全管理支払交付金事業の推進【産業振興課】（再掲）

農家・非農家が一体となって地域の環境保全活動に取り組む農地・水保全管理支払交付金事業に現在３地区が継続して取り組んでいるが、多くの農用地が未実施であり、農業用施設等の維持管理を地域ぐるみで実施していくためには、新規地区の掘り起こしが必要である。

▼農業用関連施設の計画的な整備【産業振興課】

村づくり交付金事業完了後も、町内には未整備の農道及び農業用施設が残っている状況である。今後の維持管理を含め生産性向上のため農業関連施設の整備を計画的に進めていく必要がある。

▼尾鈴土地改良事業の推進【産業振興課】

畑地かんがい用水の工事を行う県営事業に着手したものの、事業同意が法定基準にどうにか届いた状況である。今後の維持管理費の賦課金収入確保のためにも、全受益者からの同意が得られるよう、地区役員との協力体制構築とともに水を使った営農の推進を図っていく必要がある。

▼土地改良施設の長寿命化【産業振興課】

土地改良施設の老朽化が進んでいる状況にある。施設すべてを更新するには莫大な費用がかかり、町はもとより地元農家の負担も厳しい状況である。このため各施設用途に合わせた施設の長寿命化対策により、サイクルコストの縮減を図る必要がある。

▼口蹄疫埋却地の再生活用【産業振興課】

口蹄疫発生に伴い措置された埋却地については、発掘禁止期間（３年）終了後の迅速な再生活用が望まれている。平成２５年度以降、口蹄疫埋却地再生活用事業により石礫除去や整地等の整

備を行うとともに、土壌分析等に基づく営農指導や環境保全対策を実施し、地域農業基盤の維持・強化を図っていく予定である。土地所有者等の意向を十分に踏まえながら円滑に整備を進めていく必要がある。

③環境保全型農業の推進

【成果】

◎人にやさしい農業を目指した取り組みの推進【産業振興課】

堆肥や緑肥を使った施肥の推進により環境保全型農業の推進が図られた。

また、美食温泉めいりんの湯においてこだわり農産物の販売に取り組んでいる高鍋めいりんの里農産物等販売者の会を支援し、安心・安全で新鮮な農産物の安定的な供給を図るとともに、環境保全型農業の取り組みをＰＲすることができた。

◎きゃべつ畑のひまわり祭りの開催【産業振興課】

口蹄疫の影響により畜産農家からの堆肥供給がストップしたが、堆肥に替わる緑肥として景観形成にも効果のあるひまわりを作付けしたことから、「きゃべつ畑のひまわり祭り」が始まった。年々規模が拡大され、高鍋町を代表するイベントとして発展し、大きな注目をあびるようになった。環境保全型農業、きゃべつ・白菜産地のＰＲとともに、観光振興にも寄与した。

◎農業用廃プラスチックや家畜排せつ物の適正処理の推進【産業振興課】

年６回の廃プラ回収を高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会で実施し、農業用廃プラの不法投棄や焼却をしないよう適正処理が図られた。

また、口蹄疫からの復興を機に、家畜の飼養基準の見直しとともに排せつ物の適正管理についても徹底が図られた。

◎四季彩のむらの整備【産業振興課】

普通期水稲への切り替え、レンゲやそばの作付けによる昭和３０年代の農村景観の保全に努めた。また、四季折々のイベントを開催することで、都市と農村の交流なども図ることができた。

【課題】

▼環境保全型農業の推進【産業振興課】

環境保全型農業に対する取り組みは、緑肥としてのひまわり作付けや耕畜連携の中で実施されているが、他の取り組みがあまり見られない状況である。取組事例紹介などの研修会の開催等による啓発が必要である。

▼経営所得安定対策事業との連携【産業振興課】

米の生産調整に関連する施策が年々変更されている中、畑を含む広い範囲での施策が展開されるようになってきた。本施策は他の農業施策と関連することから、各種施策との連携した取扱いができるように体制を整える必要がある。

▼農業用廃プラスチックの排出抑制【産業振興課】

現在、高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会で廃プラの収集を行い適正な処理を行っているが、併行して、廃プラの排出量抑制を図るため、有機材料を使用した生分解性マルチの導入を検討している。生分解性マルチは未だ単価が高く、農家が導入しづらい状況にあるため、導入促進を図るための手法を検討する必要がある。

④地産地消の推進

【成果】

◎農産物の地産地消の推進【産業振興課】

土づくりを基本とした農法の導入により、「安心・安全」で新鮮な農産物の安定的な供給が図られるとともに、耕種農家と畜産農家が連携することで有機農産物の生産拡大と普及を図り、安定した農業経営に寄与することができた。また、美食温泉めいりんの湯での地元農産物の販売や、地元食材を使用した郷土料理教室の開催等により、地産地消を推進することができた。

◎学校給食での地元食材の利用促進【産業振興課】

学校給食の食材に地元農産物を使用した時の材料費の補助を実施することで、地産地消及び学校給食における安心安全な食材提供ができた。

◎収穫祭の実施【産業振興課】

めいりん公園収穫祭では体験農園の収穫作業に多くの人が参加し、農作業への理解を深めることができた。また、開催にあわせて地元で採れた農産物を使用した加工食品の振る舞いを実施することで、町内外からの来場者に、高鍋産農産物の宣伝ができた。

◎農産物加工施設の開設【産業振興課】

高鍋町における農産物を使った特産品の開発を行うため、精米機・製粉機を設置し加工室を完備した農産物加工施設を建設した。町内での食育等における調理研修等にも使用することが可能で食育への啓発も期待される。

【課題】

▼地元農産物を使った特産品の開発【産業振興課】

農産物加工施設が完成したことを受け、今後は施設の有効活用による効果発現が必要となっている。また、農家・商業者独自での特産品開発には限りがあるため、両者連携のもと進めていく必要がある。

▼農産物の地産地消の推進【産業振興課】

農産物直売所など地元農産物の販売所は多くなってきている。また、地元農産物を使った特産品の開発も進められている。今後は、地元農産物を食材とした料理教室を開催するなど、家庭での地元農産物の消費拡大を進める必要がある。

（２）適切な森林整備の推進

●急傾斜地の森林は、適切な森林施業を行い防災対策を講じます。
●舞鶴公園西側の広葉樹林の残存を図り景観の維持向上と天然更新・母樹の保全に努めます。
●海岸線の松林は、潮害防風林としての機能と憩いの場としての森林空間の保全に努めます。
●関係機関と連携し講習会等を通じた普及啓発に努め林業労働力を確保するとともに、適切な森林整備を推進します。

①適切な森林整備の推進

【成果】

◎海岸線の松林の保全【産業振興課】

松くい虫の被害拡大防止のため潮害防備保安林への薬剤散布・樹幹注入を実施することで、被害拡大の防止を図った。また、枯れ松の伐倒を行い景観の保全に努めた。

◎町有林の適切な管理【産業振興課】

町有林の下刈り等の作業を委託し、植栽した樹木が順調に生育するように適切な管理を行った。

◎舞鶴公園内の樹木管理【建設管理課】

舞鶴公園内の樹木等の伐採、枝払い、下刈り等を行い、自然を生かしたうるおいある公園づくりに努めた。

【課題】

▼潮害防備保安林の適切な管理【産業振興課】

これまで薬剤の樹幹注入や地上散布により松くい虫からの被害防止を図ってきているが、被害が止まったとは言えない状況であり、今後は、効果の高い薬剤の樹幹注入を主にして、計画的な防除に努めていく必要がある。また、枯れ松は倒木等の危険性があり、景観にも悪影響を与えるため、年次的に伐倒し景観等の保全に努める必要がある。

▼町有林等の適切な管理【産業振興課】

これまで町有林や分収林の管理を主体に行ってきたが、今後、伐採適期を迎えるようになってくる。森林関係機関と協議のうえ適切な伐採を行い、伐採後の植栽も見据えた計画的な管理を行っていく必要がある。

▼舞鶴公園広葉樹林の保全【建設管理課】

広葉樹林など非常に大きく成長しており、桜、梅等との共存をどのようにしていくか、今後検討していく必要がある。

（３）活力ある水産業の振興

●河川の水質保全や稚魚・稚貝放流による漁量の増加を図ります。
●本町の特産品である天然かきの保護増殖を図ります。

①活力ある水産業の振興

【成果】

◎稚魚・稚貝放流【産業振興課】

毎年、小丸川漁業協同組合にあゆ・ウナギの稚魚の放流委託を行うとともに、漁協独自の稚魚放流も行われた。また、高鍋町カキ生産組合にあさり・あわびの稚貝放流を委託し、漁量の確保に努めた。

◎天然かきの保護増殖【産業振興課】

本町の特産品である天然かきは、高鍋町カキ生産組合と町や地元との連携により、乱獲を防止し、漁獲量の安定的確保を図った。

【課題】

▼河川の水質保全【産業振興課】

河川の水質は、河川に生息する生き物に大きく影響を与えている。近年、河川の濁り等により餌となる藻が石に付かない状況が見受けられ、漁量の増加がなかなか見られないため、対策が必要となっている。

（４）商業の振興

●高鍋商工会議所と連携し、次代を担うリーダー・後継者の人材育成を図ります。
●国・県・町の各種融資・資金制度について、周知・活用を図ります。
●魅力や個性があり、活気ある商店街づくりを推進します。

①経営基盤の強化

【成果】

◎次代を担うリーダー・後継者の人材育成【産業振興課】

高鍋商工会議所との連携により、企業経営者・後継者で構成するＳＳグループや会議所青年部・女性会をはじめ、まちなか商業活性化協議会、地場産業振興会等商工関係団体の活動を支援した。会議所主催の研修会、各々の団体による講習会・先進地視察研修などが実施され、各団体の組織強化とともに次代を担うリーダー・後継者の育成に寄与できた。

◎各種融資・資金制度の周知・活用【産業振興課】

高鍋商工会議所（中小企業相談所）による経営改善普及事業（記帳指導、経営支援、金融斡旋、講習会・研修会の開催等）を推進するため、支援を行った。経営・金融・税務等の相談事業や融資・補助制度の周知・活用が促進され、中小企業・小規模事業者の経営改善・安定に寄与できた。

【課題】

▼経営基盤の強化【産業振興課】

地域経済を取り巻く環境は今なお厳しい状況下にあり、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を強化していく必要がある。新商品・サービスの開発、生産方法の改善、新たな販売方法・サービスの提供方法など、環境の変化に対応した新たな取り組みを展開できるよう、国・県の施策や高鍋商工会議所と連携し、継続的な支援を行っていく必要がある。

▼次代を担うリーダー・後継者の人材育成【産業振興課】

国・県の施策と連携した経営改善・安定のための支援とともに、次代を担う後継者が意欲をもって事業を展開していくため、集客力アップに向けた取り組みの強化や、商店街景観形成等の基盤整備を図っていく必要がある。

▼各種融資・資金制度の見直し【産業振興課】

本町の融資制度は、近隣の新富町・木城町・川南町と足並みを揃えて実施している。金利の変動や商工業者の実情等に応じた制度の見直しについて検討が必要である。

②中心商店街の活性化

【成果】

◎商店街の賑わい創出【産業振興課】

平成２１年度から平成２３年度までの３年間、高鍋町まちなか商業活性化協議会を支援し取り組みを進めた「城下町高鍋まちなか活性化事業」により、商店街の新たな賑わい創出のための基盤整備が図られた。

◎商店街まちなみ景観の形成【産業振興課】

平成２４年度から商店街内店舗等の外観改修に対する補助事業を開始し、初年度４件の店舗改修が実施された。城下町高鍋らしい魅力ある商店街のまちなみ景観形成に向け一歩前進することができた。

◎空き店舗の解消【産業振興課】

まちなかチャレンジショップ事業を活用した新たな事業者の出店により毎年少しずつではあるが空き店舗の解消が進んでいる。また、補助事業終了後も商店街に定着し、商店街の活性化につなげることができた。

【課題】

▼商店街まちなみ景観形成の推進【産業振興課】

事業の趣旨は周知されているものの、店舗の外観改修事業には多額の費用を要するとともに、後継者や新規出店者確保の問題がある。当面は、現在営業中の商店経営者への呼びかけにより事業を進めていくが、空き店舗等における事業協力が難しい面がある。空き店舗・空き地の現況を把握し、まちなかチャレンジショップ事業と連携した推進方策を検討していく必要がある。

また、対象を商店街に限定しているため、対象外地域への対応についても検討していく必要がある。

▼活気ある商店街づくり【産業振興課】

城下町高鍋まちなか活性化事業の成果を継承し、商店街に新たな賑わいを創出するため、たかなべ町家本店を拠点として、地場産品の販売促進・ＰＲ、新商品の開発等の取り組みが展開されている。しかしながら、事業拡大や新規事業に取り組んでいくためには、引き続き支援が必要な状況にある。

（５）活力ある工業の振興

●高鍋商工会議所と連携し、次代を担うリーダー・後継者の人材育成を図ります。
●国・県・町の各種融資・資金制度について、周知・活用を図ります。
●地場産品のＰＲ、開発、販路拡大を図ります。
●本町の特性を活かした高鍋ブランドの製品開発を目指します。

①経営基盤の強化

【成果】

◎次代を担うリーダー・後継者の人材育成【産業振興課】（再掲）

高鍋商工会議所との連携により、企業経営者・後継者で構成するＳＳグループや会議所青年部・女性会をはじめ、まちなか商業活性化協議会、地場産業振興会等商工関係団体の活動を支援した。会議所主催の研修会、各々の団体による講習会・先進地視察研修などが実施され、各団体の組織強化とともに次代を担うリーダー・後継者の育成に寄与できた。

◎各種融資・資金制度の周知・活用【産業振興課】（再掲）

高鍋商工会議所（中小企業相談所）による経営改善普及事業（記帳指導、経営支援、金融斡旋、講習会・研修会の開催等）を推進するため、支援を行った。経営・金融・税務等の相談事業や融資・補助制度の活用が促進され、中小企業・小規模事業者の経営改善・安定に寄与できた。

◎高鍋地区溶接技術競技大会への支援【産業振興課】

毎年開催される高鍋地区溶接技術競技大会に対し支援を行った。高鍋地区の溶接技術の向上と会員相互の親睦が図られ、鉄工業界の振興・発展に寄与することができた。

【課題】

▼経営基盤の強化【産業振興課】

地域経済を取り巻く環境は今なお厳しい状況下にあり、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を強化していく必要がある。新商品の開発、生産方法の改善など、環境の変化に対応した新たな取り組みを展開できるよう、国・県の施策や高鍋商工会議所と連携し、継続的な支援を行っていく必要がある。

▼次代を担うリーダー・後継者の人材育成【産業振興課】

国・県の施策と連携した経営改善・安定のための支援とともに、次代を担う後継者が意欲をもって事業を展開していくための継続的な支援が必要である。

②地場産業の振興

【成果】

◎地場産品のＰＲ、開発、販路拡大【産業振興課】

高鍋商工会議所や地場産業振興会と連携し、姉妹都市及び大都市圏で開催される物産展等に参加し、高鍋町の地場産品のＰＲを図った。また、たかなべ町家本店を拠点として、地場産品の販売促進・ＰＲ、新商品の開発等の取り組みが展開され、地場産業の振興が図られた。

◎高鍋ブランドの製品開発【産業振興課】

新商品の研究開発、需要の開拓、販路の拡大等を目的として行う事業に対し、地場産業振興対策補助金を交付し、新商品の開発促進を図った。特に、高鍋きゃべつを活用した新商品開発の取

り組みにより、農商工連携及び地域活性化が図られた。

【課題】

▼高鍋ブランドの製品開発【産業振興課】

現在、高鍋町まちなか商業活性化協議会が中心となり、町内製造小売業者等と連携した新商品開発の取り組みを進めている。たかなべ町家本店を拠点にした店頭及びインターネット販売により一定の成果が上がっているものの、さらなる販売促進に向け販路の拡大やＰＲ活動が必要である。

▼地場産業の振興【産業振興課】

地場産品のＰＲ促進を図るため、地場産業振興会では県内外で開催される物産展等に参加しているが、旅費等必要経費のほとんどが参加者負担となるため、姉妹都市及び大都市圏で開催される物産展等に会員の参加が少ない状況がある。旅費やＰＲ経費について支援を検討する必要がある。

（６）農商工連携の推進

●商工会議所・児湯農協・町の三者を中心に、関係団体が協議する場を設け、農畜産物の付加価値向上とブランド化に向けた取り組みを推進します。
●地域の人材・技術・産業を効果的に結びつけ、相互の補完効果と相乗効果を高めるための施設整備支援に努めます。

①農商工連携の推進

【成果】

◎付加価値向上とブランド化の推進【産業振興課】

児湯農協・高鍋商工会議所・新富町商工会・木城町商工会の４者で農商工連携及び協力にかかる協定を締結し、地元で採れた農産物等を利用したオリジナルグルメやお土産品の開発等を推進する体制の強化が図られた。

【課題】

▼農畜産物の付加価値向上及びブランド化【産業振興課】

「きゃべつ畑のひまわり祭」により高鍋町産の白菜・キャベツの知名度が上がっており、今後ブランド化への動きを加速させる必要がある。また、販路の確保を考慮すると高鍋だけでなく宮崎県全体での付加価値向上及びブランド化への動きも検討する必要がある。

▼６次産業化、農商工連携の推進【産業振興課】

国・県の施策と連携し、本町の基幹産業である農業の維持・強化を図るとともに、高鍋商工会議所・児湯農協・町の三者を中心に、農林水産業・商工業・観光事業の連携を深め、「６次産業化」「農商工連携」などの高付加価値化の取り組みを推進していく必要がある。

②農商工連携施設の整備支援

【成果】

◎農産物加工施設の開設【産業振興課】

高鍋町における農産物を使った特産品の開発を行うため、精米機・製粉機を設置し加工室完備した農産物加工施設を建設した。町内での食育等における調理研修等にも使用することが可能で食育への啓発も期待される。

【課題】

▼施設整備支援策の検討【産業振興課】

高鍋商工会議所・児湯農協・町の連携とともに、農業者・商工業者等の交流・情報交換を促進する取り組みが必要である。

また、農産物加工施設の有効活用とともに、製粉した米粉・そば粉を活用した商品開発や美食温泉めいりんの湯等との連携した新たな取り組みが必要である。

４－２　活気があふれ、いきいきと働けるまち

（１）企業誘致と雇用促進

●企業誘致活動を積極的に推進します。
●県や関係団体との連携強化や町人会の設立など情報交換の機会確保や人脈づくりに努めます。
●既存企業の経営の継続・拡大、関連企業の紹介や情報収集のためのフォローアップ訪問を行います。
●円滑な誘致を進めるため、ワンストップサービス体制の確立を図ります。
●農商工連携などによる内発型新産業の振興を進め、地域活力の創出を図ります。

①企業誘致活動の推進

【成果】

◎奨励制度の整備拡充による企業誘致の促進【政策推進課】

企業にとって初期投資や設備増強、新規進出や増産体制の整備が行いやすい環境を整えるために、条例等の改正を行い企業の立地・拡充促進を図った。

◎企業誘致コーディネーターの新設【政策推進課】

企業本社の集積する関東地区に企業誘致コーディネーターを配置することで、リアルタイムでの情報収集や定期的な企業訪問活動を行うとともに効果的なＰＲによる誘致の促進を図った。

◎トップセールスによる誘致推進と関係機関等との連携強化【政策推進課】

トップセールスによる企業訪問等の実施と県や産業団体等と連携した誘致活動や町人会設立による情報収集機会の確保等、多面的な情報収集や誘致活動体制の整備を図った。

【課題】

▼企業誘致に係る候補地の確保【政策推進課】

本町は面積が狭く工場等の立地適地は少ないうえ、近年は東日本大震災を受けてのＢＣＰ（事業継続計画）による候補地選定なども増えているが、丘陵地等では農業振興地域等の規制もあり、有効な候補地の確保が困難である。町内に立地を希望する企業の条件にマッチした土地を早急に確保していく体制整備が必要である。

▼ワンストップサービス体制の整備【政策推進課】

スピード感が求められる企業誘致に関し、用地の確保や各種規制の手続きなど一体となって進める体制整備が必要である。

②起業家への支援

【成果】

◎新規創業（出店）への支援【産業振興課】

高鍋商工会議所（中小企業相談所）と連携し、既存の中小企業・小規模事業者とともに新規創業（出店）予定者の相談に応じ、融資や補助制度の斡旋・活用等の支援を行った。

また、平成２４年度から「たかなべ町家本店」が営業を開始したことにより、地場産品の販売促進・ＰＲとともに、雇用の創出につながった。

【課題】

▼新規創業と雇用創出【産業振興課】

高鍋町商店街組織の自立した運営、地域の課題に対応した魅力ある商店街づくりを目指して、平成２４年度緊急雇用創出事業を活用し「まちづくり会社」設立の取り組みを進めたが、設立に至らなかった。新規創業や雇用の創出を図るため、商店街の景観形成・基盤整備、新商品開発、農商工・観光の連携による新たな事業展開が望まれる。

また、新規創業者に対する支援策についても検討が必要である。

４－３　観光交流のまち

（１）観光交流の振興

●地域資源を活かした観光拠点、拠点間のアクセス道や案内看板等の整備に努めます。
●持田古墳群、高鍋大師へのアクセス道路など長期的展望に立った整備を推進します。
●桜祭り、高鍋城灯籠まつりを本町の伝統的まつりとして継続します。
●広域観光の展開を図るため、関係機関と連携し、新たな観光ルートづくりや広域イベントの開催により、観光客の誘致を図ります。
●スポーツキャンプや各種スポーツ大会の誘致に取り組みます。
●観光協会と一体となって、イベントの開催や観光客の誘致、ＰＲ活動を積極的に推進します。

①観光資源の整備

【成果】

◎観光資源の保全【産業振興課】

観光協会と連携し、既存観光資源の調査・発掘を行うとともに、舞鶴公園・高鍋温泉・高鍋湿原・四季彩のむら・高鍋海水浴場・キャンプ村・サーフィン場・高鍋大師等の観光拠点の適正な維持管理を行った。

◎新たな観光資源の整備【産業振興課】

平成２３年度から口蹄疫復興ファンド事業を活用し、高鍋大師周辺に花木を植栽し、四季折々に楽しめる観光地として整備する「**高鍋大師花守山整備事業**」に取り組み、高鍋大師周辺の環境整備及び地域活性化が進展している。

【課題】

▼高鍋大師花守山整備事業の推進【産業振興課】

観光協会と常に連携しながら事業を進めていく必要がある。また、整備後も引き続き適正な維持管理ができるよう、観光協会主体の管理体制構築に向け支援が必要である。

▼高鍋海水浴場・キャンプ村の活性化【産業振興課】

高鍋海水浴場及びキャンプ村は、小・中学生の海水浴離れやここ数年の悪天候により、来場者が激減している。５９年間無事故を誇る児湯地区唯一の海水浴場の開設の是非、サーフィンを活かした誘客促進等、蚊口浜の整備・利活用について検討が必要である。

▼美食温泉めいりんの湯の活性化【産業振興課】

厳しい経営が続く美食温泉めいりんの湯の集客アップは大きな課題である。温泉施設周辺の高鍋湿原や四季彩のむらをはじめとする観光施設の魅力向上と連携が必要である。

▼高鍋駅及び周辺の整備【産業振興課】

町の玄関口である高鍋駅及び周辺整備の在り方について、早期に検討する必要がある。

▼舞鶴公園及び周辺の整備【産業振興課】

県立高鍋農業高等学校島田圃場の取得に伴い、圃場の整備・利活用の検討と併せ、舞鶴公園の整備についても検討が必要である。

▼観光振興基本計画の策定【産業振興課】

地域資源を活かした魅力ある観光地づくりを官民協働により着実に推進していくため、本町の観光施策の基本方針等を示した「高鍋町観光振興計画」と、それを実現するためのアクションプランを策定する必要がある。

▼持田古墳群・高鍋大師への交通環境の充実【事務局】

持田古墳群や高鍋大師へ観光客誘致を行うため、新たに着手した東光寺・鬼ヶ久保線（仮）からのアクセス道路を検討する必要がある。

▼持田古墳群の整備【事務局】

高鍋大師周辺の花守山整備事業に併せて、持田古墳群整備計画に基づいた持田古墳群の整備も長期的展望に立った整備を推進していく必要がある。

②観光イベントの推進

【成果】

◎桜まつり、高鍋城灯籠まつりの開催【産業振興課】

春の桜まつり、秋の高鍋城灯籠まつりを本町の伝統的祭りとして継続開催し、多くの来場者でにぎわいを見せた。高鍋町のＰＲ、交流人口の拡大、地域活性化が図られた。

◎きゃべつ畑のひまわり祭りの開催【産業振興課】

地元農家が中心となり「きゃべつ畑のひまわり祭り」を開催し、県内外から多くの観光客を呼び込むことができた。ひまわりの作付面積が年々増加し、また、町・観光協会・商工会議所・農協等、各分野の協力体制も広がりを見せ、本町の大きなイベントとして成長を続けている。

【課題】

▼イベントと観光施設の連携【産業振興課】

イベント会場で楽しむだけでなく、来場者が他の観光施設や商店街・飲食店も巡っていただけるような手法を検討し、地域活性化につなげる取り組みが必要である。

▼観光施設等を使ったイベントの実施【産業振興課】

観光客の誘致を見据えた各種イベントを実施する団体の育成をすることで、各観光施設にあったイベントの開催と連携を進める必要がある。

誘客を促進するため、観光協会をはじめ、各種イベントを開催する団体の育成・支援と連携を図り、各観光施設に合ったイベント開催を推進していく必要がある。

③広域観光の推進

【成果】

◎新たな観光ルートづくりや広域イベントの開催【産業振興課】

西都児湯管内市町村が連携し、広域的な観光振興対策について調査・研究するとともに、合同で事業を実施することにより、西都児湯地域の交流人口拡大を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを設立した。

体験型観光を推進するための「こゆ人めぐり」事業や、大イベントとして定着してきた「鍋合戦」を継続して実施し、西都児湯地域のＰＲ促進と交流人口拡大が図られた。

【課題】

▼広域連携手法の検討【産業振興課】

各市町村において特色を活かしたイベント開催については、それぞれの市町村が個別に開催しており、開催日時等の調整など広域連携を図っていく必要がある。さいとこゆ観光ネットワークにおいて連携手法の検討が必要である。

▼広域連携による交流人口の拡大【産業振興課】

口蹄疫復興ファンド事業を利用して各市町村でハード事業を実施している。事業終了後の相互連携による交流人口拡大に向け、手法の検討が必要である。

④スポーツランドの推進

【成果】

◎支援制度創設によるキャンプ誘致の促進【政策推進課】

トップセールスによるキャンプ誘致活動やスポーツ合宿補助制度の創設により社会人や大学の硬式野球チームが春季キャンプを実施した。

※Ｈ２２：桐蔭横浜大学、関東学園大学（大学）

Ｈ２３：桐蔭横浜大学、関東学園大学、京都学園大学（大学）、ＪＦＥ東日本（社会人）

Ｈ２４：桐蔭横浜大学（大学）、ＪＦＥ東日本（社会人）

◎スポーツキャンプ用施設等の整備充実【政策推進課】

スポーツキャンプの主要施設である町営球場グラウンドの改修を行うとともに硬式野球キャンプに対応するためピッチングマシンやネットの備品を整備した。

◎経済団体等と連携した受入体制の充実【政策推進課】

観光協会や商業・農業団体、町内企業等の協賛、町民等の協力によりキャンプ実施団体に対するおもてなしの機運が盛り上がった。

◎九州大会の開催【社会教育課】

九州各県から男女あわせて３２チームが参加する全九州高等学校バドミントン大会が総合体育館をメイン会場として開催された。また、南九州各県から１０チームを超えるチームが参加する小・中学生の硬式野球大会が町営球場をメイン会場として開催された。いずれの大会についてもその開催を支援するとともに、参加者や随行者が町内に宿泊することにより町経済へ一定の効果がみられた。

【課題】

▼広域連携の検討【政策推進課】

硬式野球など同一競技種目の場合には各団体のキャンプ実施時期が競合するため調整に限界があり、通年ではスポーツキャンプによる施設稼働率は低い。

また、複数チームの受入れ時などには、一つの町だけではキャンプ施設、宿泊施設ともに限界があり、結果として受け入れができないケースがみられるため、キャンプ実施時期や使用施設の分散化を図るため競技種目の多様化を図るほか周辺市町と連携しスケールメリットをいかした誘致活動の検討も必要である。

▼施設の老朽化対策【社会教育課】

キャンプ等で使用する施設（野球場）の老朽化が進んでいることから、利便性の向上を図るために年次的な整備計画が必要である。

⑤観光ＰＲの推進

【成果】

◎観光ＰＲ活動の推進【産業振興課】

観光協会との連携により、ホームページ・ブログ・フェイスブック等を活用した情報発信や観光パンフレット・ランチガイドブックの発行・配付等を行い、観光客等誘致のためのＰＲ促進が図られた。また、たかなべ明倫観光ボランティアガイドの会の活動を支援し、来訪者に高鍋町の歴史や文化、観光地のことを知っていただくことができた。

◎各種メディアの活用【事務局】

緊急雇用創出事業を活用し、ＦＭ宮崎において毎週金曜日３０分のラジオ放送を行い、高鍋町の観光名所やイベント、伝統芸能などの情報発信を行った。また、各テレビ局や宮崎日日新聞など各種メディアを活用し、情報発信を行った。

正確な数字は把握できていないが、高鍋湿原など町外からの観光客の増加に資することができた。

【課題】

▼観光ＰＲの推進【産業振興課】

観光客等の誘客を促進していくためには、イベント告知や観光施設・飲食店情報等のＰＲを継続して行っていく必要がある。今後とも観光協会との連携により、ネットの活用や観光情報誌の発行、新聞・ＴＶ・雑誌等のあらゆる方法による低価で効果的な観光ＰＲを検討・実施していく必要がある。

第５章　町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

５－１　町民との協働の推進

（１）町民参画によるまちづくりの推進

●協働のまちづくりの基本的なルールや仕組みを定めます。
●地域づくり・まちづくりのリーダー育成と活動の支援を行います。
●町民等が求める情報の把握に努め、積極的な情報提供・情報公開を行うとともに、説明責任を果たします。
●町民と対話できる機会の拡充と対話しやすい環境をつくります。

①町民が参画できる体制づくり

【成果】

◎たかなべ未来づくり事業補助金の創設【政策推進課】

町民及び団体が提案する公共・公益性の高いまちづくり事業に対して補助金を交付することが、町民がまちづくりに関心を持ち、主体的に関わっていくきっかけとなっており、協働のまちづくりの気運の醸成につながった。

◎協働のまちづくり指針の検討【政策推進課】

協働のまちづくり推進委員会を設置し、協働のまちづくりの基本的なルールとなる協働のまちづくり指針の検討を始めた。

◎審議会等委員公募の実施【政策推進課】

「高鍋町審議会・委員会等委員の選任に関する指針」に基づき各種委員の選任を実施した。また、審議会委員の選任にあたっては公募枠を設け委員の一部を公募した。

◎ＮＰＯ法人の設立支援【政策推進課】

県からＮＰＯ法人の設立認証等に関する事務についての権限移譲を受け、町において各種届出の受理・閲覧等の事務を行った。

【課題】

▼中間支援組織の立上げ【政策推進課】

ＮＰＯやボランティア団体などの住民活動団体を支援する中間支援組織を立上げ、中間支援組織を軸とした地域活性化・協働事業の推進に取り組む必要がある。

▼まちづくりのリーダーやコーディネーターの育成【政策推進課】

まちづくりに主体的に参加するリーダーの育成や、住民活動団体と行政の協働によるまちづくりの調整や支援を行うコーディネーターの育成に取り組み、協働のまちづくりを推進する必要がある。

▼審議会等の委員公募制度の充実【政策推進課】

各種委員の選任にあたっては、「審議会等委員の選任に関する指針」に基づき幅広い層から適切な人材を選任することとしているが、募集にあたって広く制度周知を図る必要がある。

②広報公聴活動の充実

【成果】

◎議会だより発行による情報発信【議会事務局】

年４回定例会ごとに発行。高鍋町議会での議案の審議内容や結果、一般質問など議会議員活動

を広く町民に周知することにより、議会への理解を深め、町政に対する関心を高めることができた。

◎広報紙・ホームページによる広報活動の充実【政策推進課】

月２回発行「お知らせたかなべ」、年６回発行「広報たかなべ」、町ホームページでは、時期を捉えた情報提供や内容の充実を図り、積極的な情報発信を行った。

◎新「町勢要覧」作成による広報活動の充実【政策推進課】

４年ぶりに全編改訂した町勢要覧の作成・配布により、町のＰＲはもとより積極的な企業誘致・移住促進・観光客誘致活動の充実も図られた。

◎ラジオ広報番組による広報活動の充実【政策推進課】

高鍋町ラジオ広報番組「fresh!!高鍋」を毎週３０分・１年間にわたり放送したことで、宮崎県内に高鍋町の魅力を広く積極的にアピールすることができた。

◎広報紙等電子化事業による広報活動の充実【政策推進課】

創刊以来５３年分の「広報たかなべ」や「高鍋町史」などがネット上で無料閲覧できる「高鍋町アーカイブス」事業により、町のＰＲなど積極的な情報発信が図られた。

◎官民協働発行情報誌発行による広報活動の充実【政策推進課】

高鍋町内外企業からの協賛により作成した「くらしの便利帳」の全戸配布および転入者への随時配布により、行政や防災・医療情報など身近で必要な情報を広く周知することができた。

◎出前講座による広報公聴の充実【政策推進課】

講座内容リニューアルや周知活動により受講者の増加が見られ、町民への周知と理解を図ることができた。また受講報告により、公聴活動の充実も図られた。

【課題】

▼「くらしの便利帳」有料広告の確保【政策推進課】

便利帳作成は、費用の全てを町内外の企業による広告料で賄ったので、町予算は０円である。しかし、口蹄疫発生以降の商店街など経営が厳しいとの声が多く、広告協力の在り方について慎重に検討する必要がある。

▼広報紙での情報発信の充実【政策推進課】

「広報たかなべ」や「お知らせたかなべ」により情報発信を行っているが、現在の作成方法では限られた情報しか発信できていない。更なる情報発信の充実を図るため、広報紙の作成方法等抜本的な見直しが必要である。

③情報の公開

【成果】

◎情報公開の推進【政策推進課】

町が保有する町政情報の公開、町広報紙への制度案内と前年度運用状況の公表により、町民に開かれた行政の推進と双方の信頼関係の構築が図られた。

【課題】

★特になし

５－２　効率的で信頼される行財政運営

（１）効率的で信頼される行財政運営

●スクラップ・アンド・ビルドを基本に事務事業や行政組織の不断の見直しを行います。
●事務事業評価によるＰＤＣＡサイクルを確立し、効率的な行政経営体への転換を図ります。
●行財政改革の進行管理を適正に行います。
●職員が柔軟な発想と明確なコスト意識をもって職務を遂行できるよう意識改革を推進します。
●職員研修や人事評価制度導入など人材育成に基軸をおいた人事制度改革を推進します。

①機動的で政策対応力の高い組織体制の整備

【成果】

◎基幹系電算システムの整備【政策推進課】

平成２４年度に行った税や福祉などの基幹系システムの機器類更新は、仮想化技術を導入することで資源の効果的な活用と適正な維持管理、町民への安定したサービスの向上が図られた。

◎情報系電算システムの整備【政策推進課】

職員間の情報伝達手段として大きな役割を果たしているグループウェア及び文書管理システムでは、情報の共有化とともに業務の効率化が図られた。また職員の業務用パソコンを定期的に更新することでも、業務の効率化を図ることができた。

◎ＰＤＣＡサイクルの確立【政策推進課】

内部組織である事務事業評価委員会及び有識者や町民で組織する外部評価委員会を開催することで、第三者や外部からの視点で事務事業の評価をし、その結果を次年度予算に反映させる体制が整ったことでＰＤＣＡサイクルの確立が図られた。

◎収納窓口の一本化【政策推進課】

これまで各担当課で行っていた保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収業務を税務課収納係へ一本化し、徴収業務の効率化を図ることができた。

【課題】

▼基幹系電算システムのクラウド化【政策推進課】

マイナンバー制度導入や各種制度改正なども控えており、その費用対効果を鑑みながらクラウド化の検討を重ねる必要がある。

▼事務事業評価の手法転換【政策推進課】

事務事業評価においては、原則すべての事務事業を対象としており、評価表作成、ヒアリングなどに全庁的に膨大な時間を割いていることや経費節減に直結した実績の乏しさ等を考慮すると費用対効果が極めて低いと言わざるを得ないため、現在の手法で永続的に実施していくのではなく、大幅に手法の転換を図る必要がある。

▼収納窓口の充実【政策推進課】

徴収業務や滞納処分の更なる効率化を図るため、住宅使用料や下水道使用料、下水道受益者負担金の収納業務の統合について、検討を行う必要がある。

②持続可能な財政基盤の構築

【成果】

◎効率的な予算編成【政策推進課】

行財政改革実施に伴い、職員数の削減、コスト意識の高揚等が図られたことにより、平成２２年度以降、財政調整基金からの繰入れをせず、また地方債発行も抑制し、将来世代に負担を先送りすることのない効率的な予算編成ができた。

◎基金への積み増し【政策推進課】

行財政改革に基づくコスト削減や国の政策転換（地方交付税の増額、経済対策交付金等）による一般財源の確保に伴い、基金残高が平成２１年度末約１１億円から平成２４年度末約２３億７千万円にまで積み増すことができ、持続可能な財政基盤の構築ができた。

◎有料広告の掲載【政策推進課】

「広報たかなべ」、町ホームページ及び大時計台に有料広告を掲載することで新たな財源の確保が図られた。

◎町税（固定資産税を除く。）及び国民健康保険税の適正課税【税務課】

申告支援システムを有効活用し、適切な申告指導の実施及び未申告者の削減を図ることができ、適正に課税処理を行うことができた。

法人町民税についても随時事業所に問合せを行い適正課税に努めることができた。

軽自動車税の申告書データを電子データとして取込むシステムを構築することで、入力作業時間の短縮及び入力時における人為的ミスの削減が図られた。

◎固定資産税の適正課税【税務課】

土地について、評価替えに合わせて全筆調査を行い、現況地目に応じた適正課税に努めることができた。また、担当者判断に委ねられていた多評価について、「多評価を行う基準」を定め、「固定資産（土地）評価事務取扱要領」に追加し、対象物件の見直しを行った。

家屋について、ＧＩＳ等を有効活用し、未評価家屋の家屋調査を効率よく行うことができた。

名義人死亡の資産について、相続手続きの周知及び相続人代表者指定届の提出を促し、届出がないものは、地方税法に基づき相続人代表者を指定した。

償却資産について、申告書の提出を周知し適正課税に努めた。

◎町税、国民健康保険税、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納率の向上【税務課】

滞納整理システムの有効活用により、滞納者の一元管理（経過や交渉記録、納付状況）を行い、調査及び滞納処分の効率化を図り収納率の向上に努めることができた。

コンビニ収納については、全国２１系列２４時間納付できる体制として、住民サービスの向上につながった。

差押の物件（動産、不動産）については、積極的に窓口公売、インターネット公売及び合同公売会等で換価し、滞納税額等に充当を行った。また、公売方法を充実させたことにより、滞納処分の周知が図られ、納期内納付が増えた。

【課題】

▼財政需要増嵩への対応【政策推進課】

公共施設の老朽化に伴う新築、改築等に多額の経費が予測される中、東日本大震災を機に災害・防災に係る新たな財政需要が見込まれる。長引く景気低迷による町税の落ち込みや今後予想される地方交付税の減額を考慮し、中長期的視野に立って予算を配分することが課題となる。

▼個人住民税の特別徴収の適正化【税務課】

平成１９年度から税源移譲されたことに伴い個人住民税の課税額が増加し、県と市町村が連携して、特別徴収制度の適正な実施に取り組んでいるが、理解の得られない事業所があるため、さらなる制度の周知を図っていく必要がある。

▼固定資産税の適正課税【税務課】

画地の認定について、見直しを必要とする案件が多々見受けられる。ＧＩＳだけでは判断できないので、現地調査を行うなど実際の土地の利用状況に応じた画地の見直し等を行い適正な課税につとめる必要がある。

償却資産について、国税資料の有効活用をし、申告漏れや二重課税がないよう適正な処理をする必要がある。

名義人死亡となっている資産について、適正な課税につとめるため、相続人への賦課替え等速やかに処理を行う必要がある。

▼差押物件の換価方法等の充実【税務課】

窓口公売・インターネット公売・合同公売会等に積極的に取り組んでいるが、さらなる周知が必要である。

▼債権の管理体制の充実【税務課】

町の債権を取扱いの相違で区分すると、「町税」・「強制徴収公債権」・「非強制徴収公債権」・「私債権」となり、自治体の債権管理については、自治体の長の裁量が認められるものではなく、法律による行政の原則に則り、自治法及び自治令の規定に従って債権管理を行う必要がある。そのためには「債権管理条例」の制定や「町長の専決処分にする軽易な事項」の指定などが必要である。

③職員の意識改革と人材育成

【成果】

◎人事評価制度の導入による職員の意識改革と人材育成【総務課】

職員が職務を遂行するにあたり、職員の能力や業績等を客観的に評価する人事評価制度を導入するなどして、評価結果を職員の能力開発、指導育成、人事給与上の処遇に反映することにより、組織の活性化及び公務能率の向上が図られた。

◎職員研修の実施による職員の意識改革と人材育成【総務課】

市町村職員研修センターが主催する研修について、職員を積極的に受講させたり、町主催の職員研修を実施し、職員の資質向上を図ることができた。また、宮崎県市町村課実務研修・自治大学校・国際文化アカデミー・鷹山塾へ派遣を行うことで、職員の資質向上を図ることができた。

【課題】

▼人事評価制度の充実【総務課】

人事評価制度をさらに充実かつ円滑に実施するためには、評価者・被評価者に対する研修を定期的に実施し、適切な目標設定、公正な評価をするためのスキルアップなど、職員のさらなる努力が必要である。

▼職員研修の充実【総務課】

多様化する社会のニーズに柔軟に対応でき、自主的・自立的に行動する職員を育成するためには長期的な視野に立った研修が必要である。

５－３　広域行政の推進

（１）広域行政の推進

●一部事務組合の業務内容の一層の充実や効率化に努めます。
●保健・医療・福祉・文化・観光振興等の各分野における広域連携について検討を行います。
●東児湯５町の合併を基本に、引き続き実現に向けた取り組みを推進します。
●快適で活力のある圏域の形成に向けた広域行政に取り組みます。

①広域行政の推進

【成果】

◎一般廃棄物処理の広域化【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきでは構成市町村の一般廃棄物を、高鍋木城衛生組合でも高鍋町と木城町のし尿・浄化槽汚泥を、適正かつ効率的に処理している。

また、一般廃棄物の資源化・リサイクル化が進み、循環型社会形成に向け前進した。

◎新たな観光ルートづくりや広域イベントの開催【産業振興課】（再掲）

西都児湯管内市町村が連携し、広域的な観光振興対策について調査・研究するとともに、合同で事業を実施することにより、西都児湯地域の交流人口拡大を図るため、さいとこゆ観光ネットワークを設立した。

体験型観光を推進するための「こゆ人めぐり」事業や、大イベントとして定着してきた「鍋合戦」を継続して実施し、西都児湯地域のＰＲ促進と交流人口拡大が図られた。

◎市町村間連携推進事業への取り組み【政策推進課】

西都児湯地域が新たな連携や交流を図りながら、魅力ある地域づくりを実現するため、西都児湯地域市町村間連携推進計画を策定し、県の補助を活用しながら、西都児湯の地域づくりを推進する体制を構築した。

◎西都・児湯斎場の建設【町民生活課】

老朽化した西都・児湯斎場の建て替えのための「火葬場建設基本計画」を策定し、平成２７年度中の供用開始にむけた準備を行った。

【課題】

▼廃棄物処理施設運営の町財政への負担【町民生活課】

ごみ処理施設の建設改良費用、ごみ処理に伴う運営費用は現在も大きく町財政の負担となっている。

また、高鍋・木城衛生組合においては施設の老朽化が進み施設改修の必要がある。

▼広域連携手法の検討【産業振興課】（再掲）

各市町村において特色を活かしたイベント開催については、それぞれの市町村が個別に開催しており、開催日時等の調整など広域連携を図っていく必要がある。さいとこゆ観光ネットワークにおいて連携手法の検討が必要である。

▼広域連携による交流人口の拡大【産業振興課】（再掲）

口蹄疫復興ファンド事業を利用して各市町村でハード事業を実施している。事業終了後の相互連携による交流人口拡大に向け、手法の検討が必要である。

▼定住自立圏構想の推進【政策推進課】

定住自立圏構想において「中心市」となり得る、５万人程度以上（少なくとも４万人超）の人口の市町村が西都児湯地域にないこともあり、構想の具体化には至っていない。人口減少時代に的確に対応し、地域の活性化を図っていくためには、もはや一自治体で対応できる問題ではないため、広域で連携していく必要がある。

▼市町村合併の実現に向けた取り組み【政策推進課】

東児湯五町の合併を基本とした様々な働きかけを行っているものの、東児湯五町の市町村合併に対する考え方に依然として隔たりがあり、合併の実現に向けた具体的な検討には至っていない。今後の道州制を見据えた慎重な検討が必要である。

▼事務の共同処理に向けた検討【政策推進課】

平成２３年の地方自治法の一部改正により、機関等の共同設置ができる範囲が拡大されたことを受けて、共同処理が可能な事務について、西都児湯地域で検討を行う必要がある。

１．見直しのポイント

後期基本計画は、前期基本計画における事業の実績や課題を洗い出したものから、社会情勢の変化等を踏まえ、施策体系等を見直し、策定を行うこととします。

本町をとりまく社会情勢は、人口の減少傾向に変わりはなく、一段と少子高齢化に拍車がかかり、年少人口の減少に伴う生産年齢人口の減少が町経済にも影響をもたらすものと予想されます。

また、団塊の世代が定年退職を迎えたことも加わり、労働人口の減少により町税等が減少する一方で、老年人口の増加や子育て支援等に伴う社会保障費の増加など、本町の財政状況も長期的に硬直した状況で推移するものと予想されます。

このような状況を踏まえ、後期計画を策定する上で大きな影響を及ぼす人口及び財政の将来推計を行うにあたっては、基本構想に掲げる目指すまちの将来像『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』を実現するため、次の項目を見直しのポイントとして掲げます。

○人口フレーム

人口の減少傾向は変わらないと想定されます。前期基本計画策定時の推計人口を検証、補正し、再推計を行います。

○財政フレーム

平成２５年度から平成２８年度までの４年間を対象とした推計を行い、財政状況を勘案した後期基本計画を策定していきます。

○町民ニーズの反映

町民意識調査を実施し得られた結果を後期基本計画の策定に活用するとともに、高鍋町総合計画審議会では、各界各層から委員の選出を行い、意見聴取を行うと共に、パブリック・コメントを実施し、町民ニーズを反映させることとします。

○個別計画との整合

町の政策を定める最上位の計画として実行性ある計画とするため、政策分野ごとの個別計画との整合を図りながら策定作業を進めます。

○前期基本計画の実績及び課題への対応

前期基本計画において事業の完了、施策目標の達成、社会情勢等の変化による事業の位置付けの変化等が想定されます。そのため前章の実績と課題から施策の課題及び対応案を検証し、後期基本計画へ反映させていきます。

２．人口推計

（１）人口推計の前提

平成２２年３月に策定した「高鍋町総合計画　第５次高鍋町基本構想・前期基本計画」では、平成１７年国勢調査人口を基準として、コーホート要因法により将来人口の推計をいたしました。さらに、特殊要因として南九州大学の移転に伴う学生数・職員数分の人口減少を考慮し、算出された推計人口の数値から差し引いて、平成２８年時点での推計人口を算出しております。

後期基本計画の策定にあたっては、計画策定後に実施された平成２２年国勢調査人口を基準として、再度コーホート要因法による推計を行い、平成２８年時点での推計人口を算出し、適正な値に補正することとします。

※コーホート要因法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法。

例えば、ある地域の現在２０～２４歳の町民は、５年後には２５～２９歳に達するが、その間の死亡や転入・転出による移動によって人口に変化が生じる。このような年齢階層ごとの変化が、今後の５年間も継続すると仮定して、現在の人口を基にある回送における移動の数と人口の割合を用いて５年後の人口を推計することが可能となるという考え方。

（２）人口推計の結果

平成２２年国勢調査人口を基準とし、再推計を行った結果、計画策定時の将来推計人口とほぼ同じ結果となりましたが、３７人減少し平成２８年には２１，３８５人になると推計しました。

◆将来人口の推計（前回推計との比較）　（単位：人）

区分	実績				将来推計
	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	平成28年
総人口	22,748	22,509	21,733	21,645	21,385
0～14歳(年少人口)	3,398	3,115	2,962	2,945	2,632
15～64歳(生産年齢人口)	14,932	14,346	13,282	13,027	12,055
65歳以上(老年人口)	4,418	5,048	5,489	5,673	6,699
前回推計(総人口)				21,559	21,422
前回との差				86	▲37

※1 平成17年、平成22年の総人口は、年齢不詳分を除いているため、国勢調査の総人口数と一致しない。

※2 平成24年の人口は、国勢調査（平成22年）を基準とし、住民基本台帳での増減を加味して算出した。

◆人口の推移　　（単位：人）

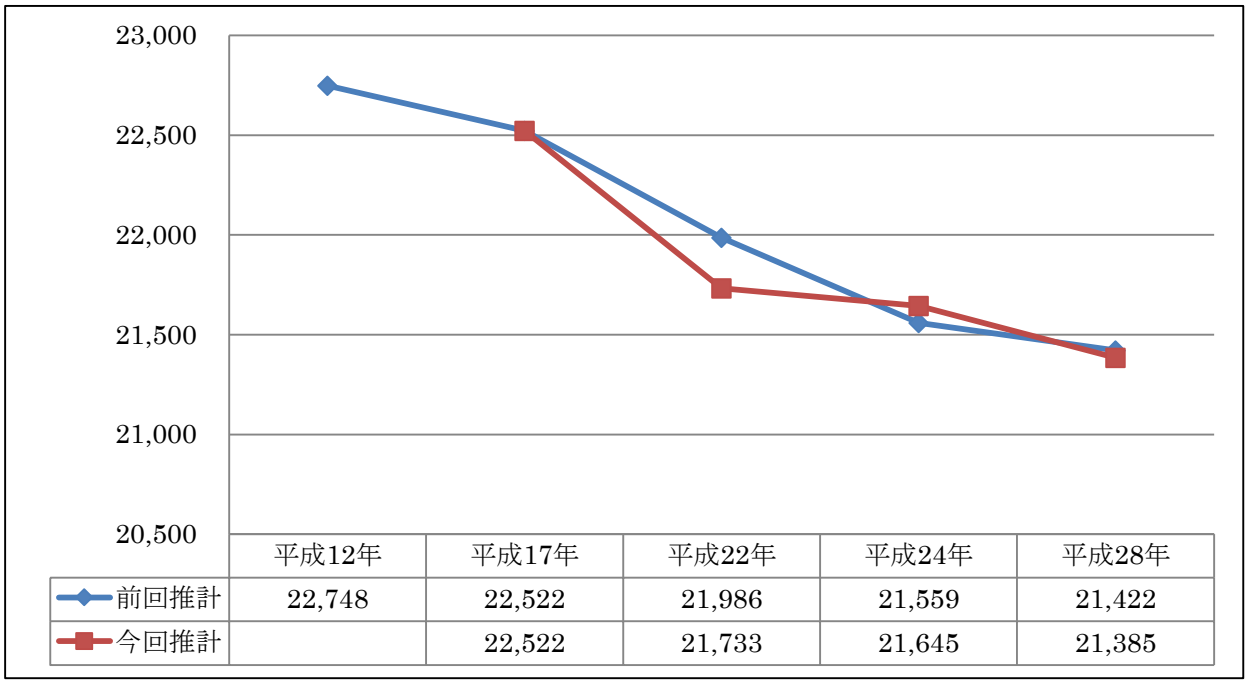

	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	平成28年
前回推計	22,748	22,522	21,986	21,559	21,422
今回推計		22,522	21,733	21,645	21,385

◆人口構成の推移　　（単位：％）

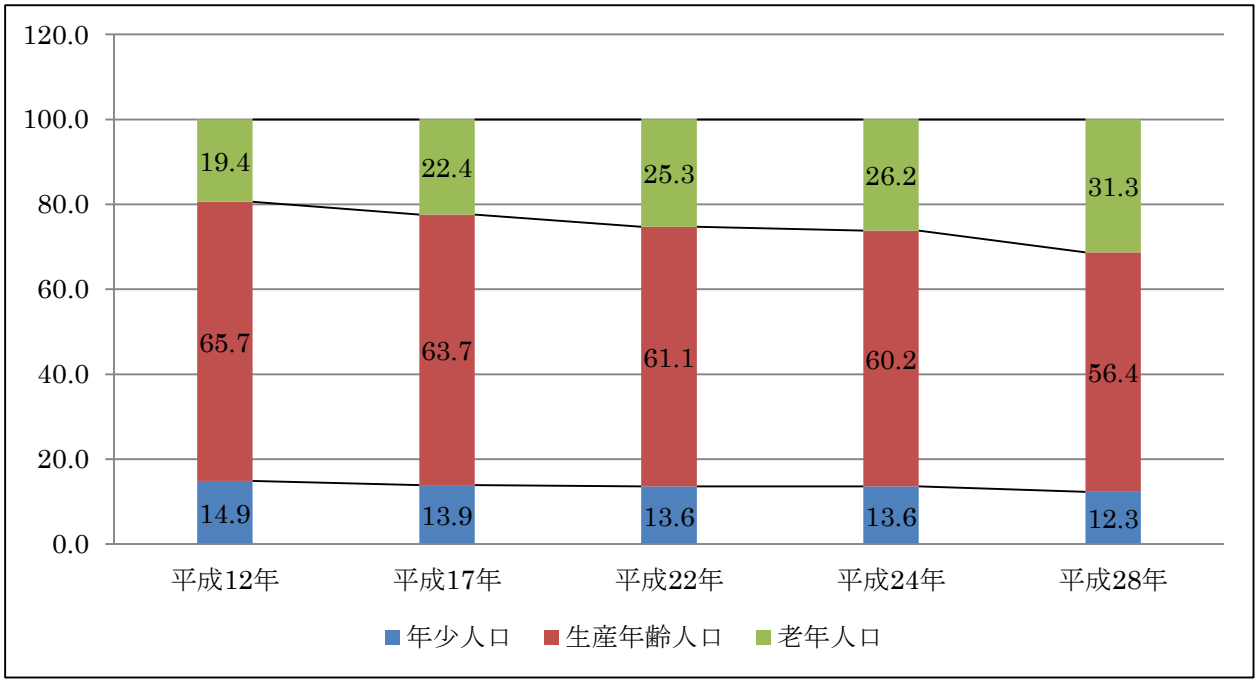

３．財政推計

今後の財政状況を展望すると、人口の減少及び少子高齢化はますます進展し、労働力の減少により税収が減少する一方、高齢人口の増加により社会保障費が増加していくことは避けることができません。

地方税は、平成２４年度の税制改正大綱においては、次のとおり税収確保に向けた方針が国から出されましたが、方向性が示されたに過ぎず、大幅な増収は期待できません。

地方交付税は、平成１８年度から増額傾向にありますが、これは、臨時財政対策債の発行や地域再生対策、雇用対策といった別枠加算により財源不足分を補てんするといったものであり、今後の見通しは不安定です。

一方、歳出については、社会福祉関係経費の自然増や特別会計への繰出金、防災対策経費の増加は必至の状況です。

これらのことから、今後の財政運営は、既存の事務事業の縮減、廃止はもちろん、新たな財政需要に対する事業選択により、歳入規模に応じた身の丈にあった健全な財政運営を進める必要があります。

（３）地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成２４年度税制改正においては、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入や税負担軽減措置等の見直しを行います。引き続き、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施します。

（１）財政推計の前提

健全な財政運営を維持しつつ効率的な行政運営を実現するためには、一般財源がどの程度確保できるのかを把握することが重要となります。

財政推計は、中期財政計画に準じ、平成２６年度から２８年度の３年間を対象としました。

なお、平成２６年度から消費税率の引き上げが閣議決定されましたが、中期財政計画は策定時期が決定前であることを申し添えます。

（２）財政推計

一般財源総額は、ここ数年の４８億円前後から約４５億円へと緩やかに減少することが考えらます。これは、高齢化社会の進展に伴う現役世代の減少や町内経済の長引く停滞等による町税の減額が予想されることや所得税及び住民税の年少扶養控除の廃止等により地方の一般財源を確保したとする国の見解から鑑みて地方交付税自体は減額傾向になることが予測されることによるものです。

また、中期財政計画に計上されている事業を加味して予算規模を推計すると歳出予算ベースで２６年度が約７８．２億円、２７年度が７４．６億円、２８年度が７２．７億円となり、基金繰入金を考慮しない状態での財源不足額が２６年度で８．４億円、２７年度で６．１億円、２８年度で５．１億円にも上り、２６年度以降の事業着手には、選択と集中を念頭に慎重に検討を重ねることが求められます。

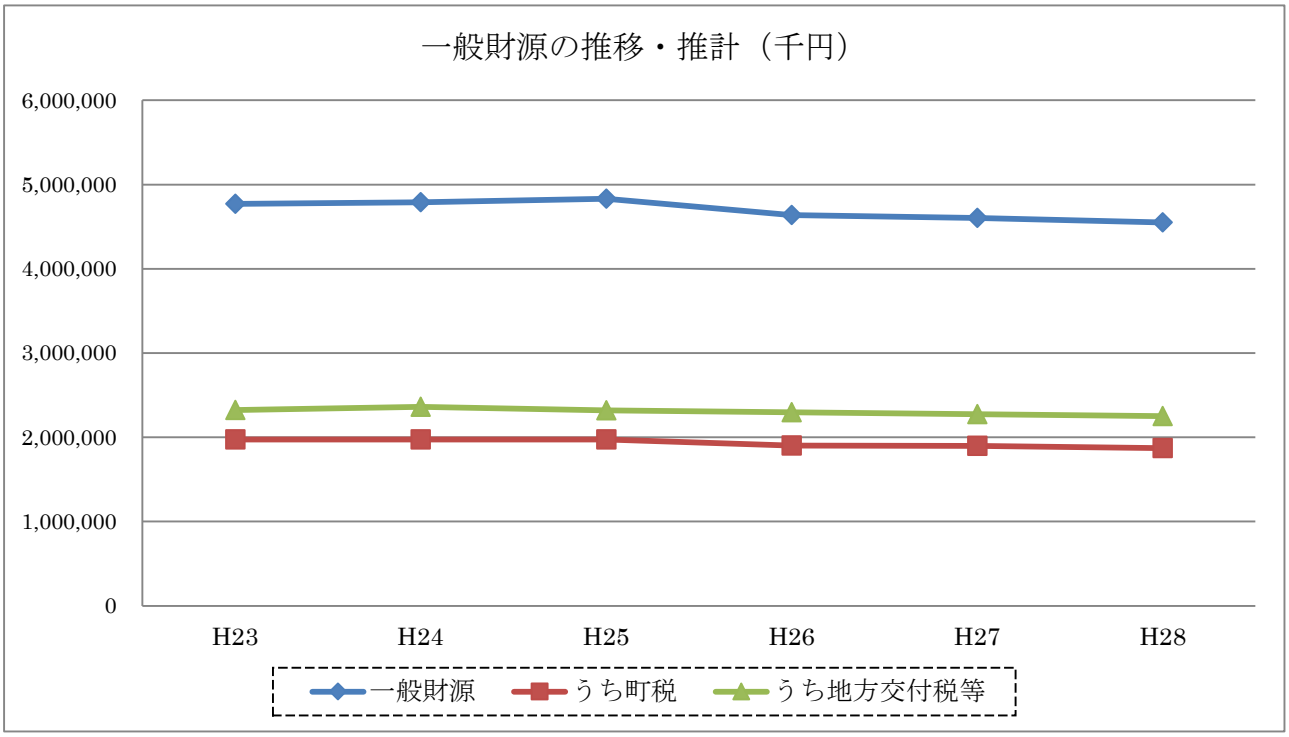

※　Ｈ２３、Ｈ２４は当初予算額、Ｈ２５は６月補正後の予算額（当初予算が骨格予算であったため）、Ｈ２６からＨ２８は予算見込額。

※　地方交付税等には、臨時財政対策債を含む。